

昭和 59 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和58年中の総出火件数は5万9,740件、火災による死者は1,828人となっており、それぞれ前年より828件、21人の減少となっている。

しかしながら、昭和58年中は、東北地方を中心とした大規模な林野火災、日本海中部地震、山陰地方における集中豪雨、三宅島における噴火災害、更には、静岡県掛川市のつま恋ガス爆発火災などが発生し、昭和59年に入ってから、前年末からの豪雪による災害や、福岡県高田町の三池炭鉱有明区域での坑内火災、長野県西部地震など自然災害をはじめとする大規模な災害に相次いで見舞われている。このように、国民生活を脅かす危険性は、一層増大しており、災害に対する備えはますます重要となっている。

今年の白書は、このような状況を踏まえて、安全な地域社会を確保するために、国、地方公共団体、事業所、住民が一体となった総合的な消防防災体制づくりの方向と当面の諸問題に言及し、併せて昭和58年中の資料を中心に火災をはじめとする各種災害の実態と消防行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民生活の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深めることに役立つ、広く活用されることを願うものである。

昭和59年11月

消 防 庁

目 次

第1 総 説	1
1 住民生活の安全確保をめざして.....	1
(1) 消防防災行政の現状.....	1
(2) 今後の消防防災体制の方向.....	4
2 最近の災害の動向.....	8
(1) 火 災.....	8
(2) 地震災害等.....	10
(3) その他の災害.....	12
3 当面の諸問題.....	13
(1) 消防体制の整備.....	13
(2) 救急救助体制の充実.....	17
(3) 防災対策の強化.....	19
(4) 風水害対策等の推進.....	22
(5) 震災対策の推進.....	23
(6) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立.....	25
(7) 予防行政の充実.....	28
(8) 危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進.....	32
(9) 林野火災対策の推進.....	34
(10) 特殊災害対策の推進.....	35
(11) 研究開発の推進.....	37
第2 火災等の災害の実態	39
1 火 災.....	39
(1) 出火件数.....	39
(2) 損害額.....	45

- (3) 死者.....45
- (4) 出火原因.....56
- (5) 火災種別ごとの状況.....61
- (6) 昭和59年上半期における火災の発生状況.....71
- (7) 外国の火災状況.....72
- 2 地震災害等.....75
 - (1) 地震災害.....75
 - (2) 噴火災害.....76
 - (3) 風水害、雪害等.....77
- 3 ガス等によるその他の災害.....79
 - (1) ガスによる災害.....79
 - (2) 石油コンビナート災害.....83
 - (3) 危険物施設等における災害.....85
 - (4) 海上災害.....88
 - (5) 航空機災害.....88
- 第3 消防行政の現況91
 - 1 消防体制.....91
 - (1) 消防組織.....91
 - (2) 消防施設.....95
 - (3) 関係行政機関との協力.....98
 - 2 救急業務..... 100
 - (1) 実施状況..... 100
 - (2) 実施体制..... 106
 - (3) 救急医療体制..... 108
 - 3 救助活動..... 110
 - (1) 実施状況..... 110
 - (2) 実施体制..... 111
 - 4 防災対策..... 112

- (1) 防災に関する組織・計画..... 112
- (2) 情報通信体制..... 115
- 5 風水害対策等..... 117
 - (1) 風水害対策..... 117
 - (2) 活動火山対策..... 119
- 6 震災対策..... 121
 - (1) 消防庁の震災対策..... 121
 - (2) 地方公共団体における震災対策..... 126
- 7 防災意識の高揚と自主防災体制..... 131
 - (1) 防災意識の高揚..... 131
 - (2) 自主防災体制..... 133
- 8 予防行政..... 138
 - (1) 防火管理制度..... 138
 - (2) 消防用設備規制..... 140
 - (3) 防火基準適合表示制度..... 147
 - (4) 消防同意及び予防査察等..... 149
 - (5) 消防用機械器具等の検定等..... 152
 - (6) その他..... 157
- 9 危険物行政..... 158
 - (1) 危険物規制..... 158
 - (2) 石油パイプライン事業の保安規制..... 165
- 10 石油コンビナート災害対策..... 166
 - (1) 石油コンビナート等特別防災区域の状況..... 166
 - (2) 防災体制..... 168
 - (3) 事業所のレイアウト規制..... 170
- 11 林野火災対策..... 172
 - (1) 林野火災特別地域対策事業..... 172
 - (2) 広域消防体制の整備..... 173
 - (3) 出火防止対策等..... 174

12 特殊災害対策	176
(1) ガス災害対策	176
(2) 原子力災害対策	176
(3) 高層建築物及び地下街等の火災対策	178
(4) 海上災害対策	180
(5) 大規模交通災害対策	181
(6) 毒劇物災害対策	182
13 消防の教育訓練等	183
(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	183
(2) 消防学校における教育訓練	185
(3) 全国消防救助技術大会等の実施	188
(4) 国際交流	189
14 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇	191
(1) 活動状況	191
(2) 公務災害の状況	191
(3) 安全衛生体制の整備	194
(4) 処遇	194
(5) 消防表彰等	200
15 消防の科学技術の研究	205
(1) 大震火災対策に関する研究	205
(2) 石油コンビナート災害防止に関する研究	206
(3) その他の火災対策に関する研究	207
(4) その他	208
16 消防財政	209
(1) 市町村の消防費	209
(2) 市町村消防費の財源	210
(3) 都道府県の消防防災費	215
(4) 国の消防費	217
附属資料	219
図表索引	285

第 1 総 説

1 住民生活の安全確保をめざして

(1) 消防防災行政の現状

我が国の消防は、昭和23年の消防組織法及び消防法の施行により、市町村が管理する自治体消防として新たな出発をして以来、救急業務を消防の任務とする法律改正を行うなど社会経済情勢の推移に対応した制度改正を経て、今日では従来の消火活動を中心とした警防活動をはじめ、予防、救急救助、防災と住民生活に密着した幅広い活動を行っており、今や自治体消防は住民生活の安全確保に不可欠のものとして国民の間に完全に定着するに至っている。この間、組織、人員、施設等の各般にわたって着実な整備が進められ、今日では近代的な消防として諸外国に比し遜色のないものとなっている。以下、その主な事項について現状を概観してみる。

第1に、消防体制についてである。近年における都市構造及び建築構造の変化、危険物の増加、国民の生活様式の変化等に伴う消防需要の増大、更には救急需要の増大に対応して市町村の常備消防体制は年々進展してきており、今日におけるこの常備化の状況は、昭和59年4月1日現在932消防本部、4,594消防署所において12万8,087人の消防職員を擁し、市町村数において90.4%となり、全国の人口の98.3%をカバーするに至っている。また、消防施設面においては、常備消防にあっては主にはしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、ヘリコプター等の科学消防力の整備が進められるとともに、消防団にあっては小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の増強等その機動力の強化が図られてきている。

以上のように、消防常備化の推進及び消防施設の充実強化により我が国の消防は全体的には時代の要請に応じて着実な整備をみているが、常備消防の大半を占める小規模消防、特に組合消防は、発足後日の浅いものが少なくな

いことから、体制の整備が十分でないものも見受けられ、財政面、人事面などその基盤の強化を図ることが必要とされている。また、地域における消防防災活動の中核として大きな役割を有する消防団については、団員数の減少や団員の高齢化等により円滑な団運営に苦慮しているところもあり、今後、消防団活動の一層の活性化を図ることが大きな課題となっている。

第2に、救急救助業務と予防行政についてである。救急業務は、高度経済成長下のモータリゼーションの進行による交通事故の激増等を契機に、昭和39年から消防法に基づく任務として実施されてきたところであるが、昭和59年4月1日現在、全市町村の91.7%に当たる2,987団体で実施され、全国民の98.5%をカバーするに至っている。そして、出場件数も年々増加の一途をたどり昭和58年には222万7,930件となっており、事故種別の上場件数は急病によるものが約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている。また、救助業務は、火災時の人命救護活動として、古くから行われていた業務であるが、最近ではその活動範囲が交通事故、風水害、労働災害等にまで広がっており、救助活動件数も昭和58年には1万5,954件となっている。このように、救急救助業務は消防業務のなかで近年著しい進展をみており、消防の重要な任務として国民の日常生活に深く定着するに至っているが、量的にかなりの充足をみた救急業務については今後はその質的向上が求められており、また、救助業務については災害や事故の種類、内容の複雑多様化に対応した体制の整備が必要とされている。

次に、予防行政は、昭和23年の消防法の施行により初めて体系化されたが、その後都市構造及び建築構造の変化、危険物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対処して、予防査察の強化、防火管理体制の整備、消防用設備等の設置の義務付け、危険物規制の徹底、石油コンビナート等災害防止対策の実施等各般にわたりその範囲が拡大され、かつ、その規制内容も極めて充実したものとなってきている。特に防火対象物の防火対策としては、昭和56年から一定規模以上の特定防火対象物の防災対策の状況について広く国民に情報を提供する防火基準適合表示制度を発足させ、当初は旅館・ホテル等について、更に昭和58年度からは劇場、百貨店等について、全国一斉に実施するこ

ととしたところであり、いわゆる「適マーク」の交付を通じ、予防行政は広く国民の間に浸透した。このように予防行政は拡充されてきたところであるが、防火管理体制や消防用設備等の不備が原因で多大の被害を生ずる事例も見受けられ、今後これらについての指導体制を整備するとともに、消防法令に違反している防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火安全対策の徹底を図る必要がある。

第3に、防災体制についてである。我が国は、地形、気象条件等から地震、風水害等の自然災害に見舞われる宿命をもっており、昭和58年においても、日本海中部地震、山陰地方における豪雨災害、三宅島噴火等により多くの人命と多額の財産が失われたところである。

特に、世界有数の地震国である我が国においては、人口や産業の都市への集積や国民の生活様式の変化等により、もし、大地震が発生した場合には、都市機能の麻ひを招くほか、火災の同時多発、危険物の流失など、多大の二次災害を生ずるおそれがあり、地震に対する新たな対応が迫られている。

昭和36年の災害対策基本法の制定により、国、都道府県、市町村が一体となって総合的な防災体制の整備を図ることとされ、また、防災の第一次的責任は市町村に課せられることとされた。これに伴い、今日ではすべての都道府県及び大多数の市町村において同法の規定に基づく地方防災会議を設置し地域防災計画の策定を行っているところである。しかしながら、この地域防災計画については今後更に震災対策をはじめ個別の災害ごとに計画の充実を図っていく必要がある。

一方、防災対策を講じていく上で、災害に係る情報の収集、伝達に万全を期すことは極めて重要である。このため、この情報収集伝達体制のハード面ともいべき消防防災無線施設が、国と都道府県との間、都道府県と市町村との間、市町村と集落との間において逐年整備されてきているところであるが、とりわけ市町村と集落との間の無線通信施設については、最近における地震、豪雨災害等において住民の避難勧告・指示の伝達媒体として極めて有効であることが実証されており、今後においても一層の整備の促進を図っていく必要がある。

また、地震については、前述のように、各種の災害が複合的に生ずるところに特徴があり、また極めて大規模な被害を生ずるところから関係機関との緊密な連携の下に総合的に対策を推進する必要がある。

(2) 今後の消防防災体制の方向

安全な地域社会を確保するためには、基本的には、災害に強い国土づくり、都市づくりが必要であり、都市計画、土地利用等において安全防災面への十分な配慮が払われ、更には、個々の建築物、危険物施設等の構造、配置等についても安全確保の対策がなされなければならない。一方、消防は、地域における安全防災のかなめとして、自らの機能の強化に努めることは当然であるが、地域社会の安全性の確保は、ひとり消防機関の努力のみで達成できるものでなく、事業所の安全防災に関する社会的責任の遂行や住民の地域防災への積極的参加が不可欠であり、国、地方公共団体、事業所、住民が一体となり、総合的な消防防災体制をつくりあげ、それぞれに課された役割を果たすことが必要である。

このような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的な方向としては、次の諸点があげられる。

第1は、消防力の効率的・重点的な整備と質の向上を図ることである。

地域社会の安全を確保するためには、まず消防防災体制の中核となる常備消防及び消防団の機能の充実強化を図っていかねばならないが、国、地方を通ずる厳しい財政環境の中であって、従来にも増して効率的・重点的な整備と質の向上に努めていく必要がある。

まず、消防力の基幹をなす消防職員については、行政改革の推進が最大の課題とされている今日、消防職員の増員は厳しい状況にあるので、地域の実情に即して、効率的・重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに専門的な教育訓練の充実強化を図ることにより、一層資質の向上を図りつつこの厳しい状況に対応していくことが必要とされる。

また、消防施設面では、基礎的な消防力の整備はもとより、近年、雑居ビル、高層建築物、危険物施設等の急増に伴う高度の技術、訓練を必要とする火

災、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の科学消防力の整備を一層進めるとともに、新しい技術を活用した新資機材の研究開発を進めていく必要がある。この場合、現下の極めて厳しい財政事情を踏まえ、消防力の充実に際しては、極力経費の効率化と運営面の合理化に努めつつ地域の実態に即して計画的・重点的整備に努める必要がある。

一方、消防団は、常備消防とともに地域の消防防災活動における車の両輪をなすものであり、一般災害時においても消火活動、避難誘導において依然としてその役割は大なるものがあるが、特に、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域社会における防災体制の中核として極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、その機能の強化を図るとともに、特に若年層を中心とした消防団員の確保と魅力ある団運営を図り、消防団活動の活性化を一層推進していく必要がある。

第2に、事業所の安全防災に対する社会的責任の徹底と住民の地域防災への積極的参加を求めることである。

社会経済の発展に伴い、各種の事業所が増加するとともに、施設規模も拡大しており、万一災害が発生したときは、その利用者、従業員、更には、周辺地域住民に対する人命の損傷をはじめ多大の被害をもたらす危険性が高まっている。これら事業所は、その事業活動を行うに当たっては、人命安全の確保を図る社会的責任を有しており、消防用設備等の整備及び管理の徹底や日ごろの防災訓練の実施などにより、事業所内における適切な防火防災管理体制の整備強化を図るとともに、消防機関との応援体制の確立を図るなど、地域の安全のために積極的に協力すべきことが求められている。

次に、安全な地域社会づくりは、消防機関をはじめとする行政機関あるいは事業所の防災活動のみでは決して十分ではなく、住民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を認識し、かつ、積極的に参加することが不可欠である。特に、地震その他の大規模な災害が発生した場合には、消防機関等の活動は大きな制約を受けざるをえず、住民の自主的な防災活動なしには、被害の防除や軽減を図ることはできない。また、出火原因の大部分がたばこ、火あそ

び等によるものであることを考えた場合、住民の防火意識の高揚を図ることも強く求められている。

近年、婦人防火クラブや幼年、少年消防クラブの結成をはじめ、町内会、自治会などを中心に自主防災組織を整備する動きが活発化し、年々自主防災組織に参加する者が増加している。これらの自主的な消防防災活動は、防火あるいは防災知識の普及、避難誘導さらには出火防止や初期消火などの地域における消防防災活動の大きな力となっている。

もとより、自主防災組織は、住民自らの理解と地域的な連帯に基づいて結成され、運営されるべきものであるが、その効果的な育成を図るためには、地域の常備消防及び消防団の日ごろの指導、援助をはじめ、都道府県、市町村においても各種啓発活動の実施、リーダーの育成、活動の拠点となる施設の整備、各種資材の整備等について、積極的にその基盤づくりに取り組んでいく必要がある。

第3に、総合的な防災行政の推進を図ることである。

住民生活の安全を確保していくためには、根本的には、災害に強い都市づくり、地域づくりを行っていくことが必要である。このためには、防災という見地から各種行政分野における施策が総合的、一体的に推進されなければならないが、関係行政機関は特に都市計画、土地利用、建築規制等の各分野において、都市や建築物の防災性を高めるための十分な配慮をすべきであり、このことは、地域社会づくりの第一線に立つ地方公共団体にも強く求められているところである。さらに、災害の防除、軽減等を図るためには、地域防災計画を常に見直し、地域の実態及び災害の特性に即したものとしていくとともに、特に、大規模災害時等における迅速かつ的確な応急対策の実施を可能とするため災害情報の収集伝達が末端の集落まで十分カバーし得るよう消防防災通信ネットワークの強化を図ることが必要である。

また、地域防災活動の中核的役割を担うべき消防機関にあっては、消防組織法に定める相互応援協定を整備する等、大規模災害が発生した場合に、各消防機関において広域的対応が的確かつ円滑にできるようにしておく必要がある。更に、消防機関は地域の防災対策の強化について防災の専門家として

の立場から地方防災会議等を通じて他の行政部門にその意見を十分反映させるよう努めるなど、国、都道府県、その他関係機関と密接な連携の下に防災行政に積極的に参画していく必要がある。

第4に、消防行政において一層の科学化を推進することである。

近年の社会環境の変化は、災害要因の複雑多様化と災害発生の可能性と危険性の増大をもたらしている。消防としてもこれらに対する安全の備えを科学的に究明し、整備していかなければならない。したがって、消防行政においては、事故の発生原因を究明し、これに対する的確な対応策を講ずることはもとより、新たな情勢の変化に即応するため、新たな科学技術、新たなシステム等を取り入れるなどして、装備の科学化、近代化、コンピュータを利用した指令システムの導入、危険物の新貯蔵方式に対する対応、無線通信施設の高度化等を推進するとともに、最近のエレクトロニクス技術を活用した消火、救助のための資機材の開発、大規模建築物における防災対策の総合化、システム化等に積極的に取り組んでいくことが必要である。

2 最近の災害の動向

(1) 火 災

ア 出火件数と出火率

昭和58年中の総出火件数は、5万9,740件で、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万件以上減少しており、過去10年間で最低であった。また、前年に比べ828件減少している。なお、昭和58年4月27日、東北地方を中心として大規模な林野火災が発生し、焼損面積10ha以上のものが13件で、焼損面積4,721ha、林野損害額40億5,200万円、建物等損害額8億8,400万円に達する大きな被害が生じた。また、11月22日、静岡県掛川市のつま恋ガス爆発火災が発生し、死者14人、負傷者28人という大きな被害を出した。

昭和59年に入って、1月18日、福岡県三池郡高田町の三井石炭鉱業(株)三池炭鉱三池鉱有明区域で坑内火災が発生し、死者83人という大きな被害が生じている。

昭和58年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万7,395件で、前年比1.1%の増加となっているが、林野火災は3,918件で、前年比14.4%の減少となっている。また、車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、昭和58年中も4,638件で、前年比5.0%の増加となっている。

なお、出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で5.0となっており、前年に比べ0.1の減少となっている。

昭和59年上半期における総出火件数は、3万6,272件で、前年同期に比べ2,323件(6.8%)の増加となっている。

イ 死者数と死因

昭和58年中の火災による死者は1,828人で、前年に比べ21人の減少となっているが、そのうち、5年間連続して減少傾向を示していた放火自殺者を除いた死者は前年に比べ56人増加し1,152人となっている。

これに対し、放火自殺者は前年に比べ77人減少し676人となり、昭和54年

以降最も少ない数となっているが、死者総数に占める割合は依然として4割近くとなっている。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ30人増加し1,263人(全体の69.1%)となっている。このうち9割近い1,131人が専用住宅又は併用住宅での火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない乳幼児や寝たきり老人など身体の不自由な高齢者が多く、昭和58年中においては、放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が524人(前年477人)、5歳以下の乳幼児が87人(前年73人)でともに前年より増加し、この両年齢層の死者で死者全体の53.0%(前年50.2%)を占めている。

さらに、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況を見ると、火傷死が647人(56.2%)、一酸化炭素中毒・窒息死が411人(35.7%)となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠で倒れ、死に至ったものが相当数あると考えられる。

ウ 損害額と焼損面積

昭和58年中における火災による損害の額は1,506億円で前年に比べ15億円(1.0%)増加している。1日当たりの損害額は4億1,300万円、火災1件当たりの損害額は252万円、国民1人当たりの損害額は1,270円となっている。

建物焼損面積は195万㎡で、前年に比べ2万㎡(1.2%)増加しており、建物火災1件当たりの焼損面積は52㎡で、前年と同じである。

なお、昭和59年上半期の火災による損害額は780億円で前年同期に比べ65億円(7.7%)減少しているが、建物焼損面積は121万㎡で、前年同期に比べ13万㎡(12.0%)増加している。

エ 出火原因

昭和58年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、4万3,431件で、全火災の72.7%を占めている。なかでも、たばこによるものが7,344件(全火災の12.3%)と最も多く、次いで火あそびの

5,718件(9.6%)、たき火の5,488件(9.2%)となっている。

また、放火が4,479件、放火の疑いが3,300件で両方合わせると7,779件(13.0%)となり、初めて、たばこによる火災を上回った。特に、大都市地域(11大都市)においては、放火(疑いを含む。)による火災が全火災の26.2%を占め、その比率は他の地域よりも高く、札幌市、東京都特別区、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市の各都市においては、放火(疑いを含む。)が出火原因の第1位となっている。

(2) 地震災害等

ア 地震災害

昭和58年中の有感地震は1,143回(前年793回)を数えた。特に昭和58年5月26日には「昭和58年(1983年)日本海中部地震」が発生し、震源地に近い秋田、むつ、深浦では震度5の強震を記録した。この地震に伴い津波が北海道・東北から中国地方にかけての日本海沿岸に襲来し、大きな被害をもたらした。この地震及び津波による被害は13道府県217市町村に及び、死者104人(うち津波によるもの100人)、負傷者324人、家屋の全・半壊5,099棟、一部破損5,962棟のほか、水道、道路、橋りょう、鉄道、港湾等の施設及び船舶に被害が生じた。

この地震においては、津波により多数の人的被害や大量の船舶被害が生じたこと、地盤の液状化により建物や道路等の施設に著しい被害が生じたこと及び昼食時における発生にもかかわらず火災の発生が4件にとどまったことが特色であった。

また、昭和58年8月8日には、神奈川県西部を震源地とする地震が発生し、神奈川県ほか1都3県において、死者1人、負傷者33人、家屋の損壊1,003棟のほか、電気、水道等の施設に被害が生じた。

昭和59年に入ってから、8月6日から雲仙岳付近を震源地とする群発地震が続き、負傷者2人、家屋の一部破損123棟のほか、農地、農業用施設、道路等の施設に被害が生じた。また、翌7日には日向灘を震源地とする地震が発生し、宮崎県ほか2県において、負傷者9人、家屋の一部破損320棟の

ほか、文教施設、道路、港湾等の施設に被害が生じた。

この地震において、和歌山県沿岸から九州の東岸にかけて津波警報が発表されたが、津波による被害はなかった。

さらに、9月14日、「昭和59年(1984年)長野県西部地震」が発生し、死者・行方不明者29人、負傷者10人、家屋の全・半壊87棟のほか、文教施設、道路、橋りょう及び水道等に被害が生じた。

イ 噴火災害

昭和58年10月3日三宅島が21年ぶりに噴火し、人的被害はなかったものの、島内最大集落である阿古地区を中心に340棟が全壊し、190棟が溶岩流のため使用不能となったのをはじめ、農林水産業関係の被害額が95億円にのぼるなど甚大な被害が生じた。

また、近年断続的な活動を続けている桜島においては昭和59年に入って降灰等が著しく、これにより農林水産業等を中心に被害が発生している。

ウ 風水害、雪害等

昭和58年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害(地震を除く。)による死者・行方不明者は196人(前年524人)、負傷者は473人(前年1,537人)で、梅雨前線及び台風10号による大雨により長崎地方を中心に多数の犠牲者を出した前年に比べ減少している。

住家の被害は、全壊・流出が1,729棟(前年1,373棟)、半壊が2,455棟(前年2,325棟)で、公共土木施設等の被害額は1兆3,134億円(前年1兆8,986億円)に及んでいる。

昭和58年の被害状況を見ると、7月20日から29日にかけて島根、山口地方を中心とする集中豪雨により死者・行方不明者117人の被害が出たのをはじめ、8月中旬には台風5号及び6号さらに9月末には台風10号等により死者・行方不明者47人の被害を生じた。これらの災害に対し、延べ18県、929市町村が災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施した。

また、12月から昭和59年3月にかけての豪雪により、死者・行方不明者121人の被害が生じたほか、昭和59年6月末の集中豪雨により熊本県五木村で山崩れが発生し、死者・行方不明者16人の被害を生じた。

(3) その他の災害

昭和58年中の石油コンビナート災害の発生件数は123件で、前年に比べ49件(66.2%)増加している。このうち5月の日本海中部地震によるものが47件あった。発生形態別には、危険物等の火災と漏えいが全体の55%を占めている。

また、昭和58年中の危険物施設における災害の発生件数は、火災が140件(前年147件)、流出等が244件(前年287件)と、それぞれ前年より減少している。主な事故としては、5月に日本海中部地震により東北電力(株)秋田火力発電所において原油タンクの火災が発生した事故があった。

昭和59年に入ってから、3月に山口県和木町の三井石油化学工業(株)岩国大竹工場において、ハイドロキノン製造装置内のトルエンタンクが爆発炎上する事故があった。

3 当面の諸問題

(1) 消防体制の整備

ア 消防力の重点的整備

(ア) 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実を図ることが必要となってきている。また救急業務についても、その需要が一層高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で、急速に進展してきている。

この消防常備化の状況については、昭和59年4月1日現在、常備化市町村数は2,943を数え、全国市町村数に対する常備化率は90.4%に達し、人口の98.3%をカバーしているが、その大部分はここ10数年の間に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は財政基盤がぜい弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導助言に努めるとともに組織の再編成による広域化を含め、長期的視野に立った組織のあり方について検討することも必要である。

特に、都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実情に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流の

あっせん等積極的な対策を講ずることが期待される。

(イ) 消防力の整備

行政改革の推進は現下の急務となっており、消防行政においてもこれに取り組むことが要請されている。したがって、消防力の整備に当たっては、従来にも増して消防施設及び人員の効率的・重点的な整備・充実に配慮する必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処するとともに、消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備を図り、消防団の機動力の強化を図る必要がある。さらに、ガス災害等対策用資機材をはじめ、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備の充実と改良に努め、ガス災害、毒劇物災害等の特殊災害による消防職団員の消防活動における危険性に対処する必要がある。一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせることで設置することにより水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、常備化の進展等もあって、昭和59年4月1日現在では12万8,087人となっており、その充実強化が図られている。しかし、行政改革との関連において職員の厳しい増員抑制が求められていることにかんがみ、今後は地域の実情に即して、一層効率的・重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、昭和59年4月1日現在で約104万人と減少してきているが、人口移動が鎮静化し、定住化が進行してきていること、消防団員確保のため各種の施策が推進されていること等により、その減少率はここ数年横ばいの

状態にある。消防団活動については、典型的な地域活動としてその重要性を強く認識し、地域の防災体制の中核として位置付けるとともに、今後とも機動力の強化、装備の充実と団員の資質の向上に努め、消防団の機能の強化を図っていかなければならない。また近年の風水害等の大規模災害時における消防団の活動からみて、常備化が進展した今日においても、消防団の果たす役割は依然として大きいものがあるので、団員の確保対策は重要な課題であり、特に若年層の確保対策を積極的に進めるとともに、婦人の活用についても検討を進める必要がある。このためには、住民が消防団活動に積極的に参加できるように、その意義及び重要性に対する認識を更に深めるとともに、消防団員の処遇の改善を図るほか、青年団等地域のコミュニティ活動との連携を強化するなど団活動の多様化を図り、魅力ある消防団となるよう団運営に工夫をこらし、消防団の活性化を一層推進する必要がある。

(ウ) 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講ずるとともに、国庫補助金、地方債資金の拡充等、従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和57年度における市町村の消防費決算額は8,672億円（前年度比290億円、3.5%増）で、その普通会計歳出総額に占める割合は、前年度と同様3.3%となっている。

消防力の整備は逐年推進されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を促進することが必要であり、現下の厳しい財政状況にかんがみ、従来にも増して経費の重点的配分に配慮しつつ、消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

イ 消防職団員の教育訓練と処遇

(ア) 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防職団員の資質の向上を図ることが重要である。特に最近

は、昭和58年8月の名古屋市地下鉄変電所火災、同年11月のつま恋ガス爆発火災等にみられるように災害は複雑多様化してきており、これらの災害に的確に対応していくためにも、消防職団員に対する専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和58年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が89.4%で、受講者のうち国の基準で定める6か月の教育を受けた者が76.3%となっている。初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が6か月間の初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年の消防業務の多様化、高度化に対応して、それぞれの教育内容の充実を図る必要があり、消防庁では、消防学校教育訓練研究会の検討結果を踏まえ、昭和58年12月、消防職員の判断能力の育成、災害現場等の事故防止を改正の主な内容とした消防学校の教育訓練の基準の一部改正を行い、告示したところである。なお、昭和59年度はこれに引き続き、消防学校教育訓練研究会において消防団員の教育訓練のあり方について所要の見直しを行っているところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後質・量共に一層増大する傾向にある。これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。さらに、常備化の進展に伴う幹部職員的大幅な増加、入校生の資質の向上、災害の複雑多様化に適切に対応できるようにするため消防大学校の教育訓練のあり方を基本的、体系的に見直すとともに、消防学校との連携等についても検

討する必要性が高まっており、昭和58年10月に消防大学校教育訓練研究会を設置して所要の検討を行っている。

一方、消防学校等における教育訓練のほか、消防本部等で日ごろ行われている災害を想定した実戦訓練及び基礎体力の錬成等の各種教育訓練は、消防職団員が実際の災害現場等で有効かつ的確に消防活動を行うために必要不可欠であるので、今後ともその充実強化を図っていく必要がある。

(1) 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を図らなければならない。

消防職員については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、給与、福利厚生面の充実、職場環境の整備等の諸施策について、今後ともその充実を期す必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

(2) 救急救助体制の充実

ア 救急業務

(ア) 救急業務実施体制

救急業務は、昭和59年4月1日現在、全市町村の91.7%に当たる2,987団体が実施し、全国民の98.5%をカバーするに至っており、ほぼ全国的に普及したところである。また、救急業務の質的な充実については、昭和53年7月に救急隊員の行う応急処置等の基準を告示するとともに、同年11月には救急隊員に一定の講習の修了を義務付ける等資格要件の法定化を行い、昭和57年4月1日から施行する等の施策を講じてきたところである。このことによ

り、全国的に一定水準以上の有資格者の救急隊員により救急業務が実施されることとなったが、今後においても、救急隊員の資質の向上を図るため、この教育講習の充実強化に努めるとともに、隊員の再教育、職場教育等についても検討していく必要がある。

さらに、近年の都市化の進展、社会経済の複雑多様化に伴い、事故や疾病の態様が多様化してきている一方、医療体制の機能分化が進んできており、救急業務の円滑な運営を期するためには、医療情報のよりの確な把握及び救急隊から医療機関への傷病者情報の正確な伝達、集団救急事故時における救急隊と医師との協力体制の確立等医療機関との連携の強化を更に一層推進する必要がある。

また、国民の間に応急手当の知識と技術を広く普及することは、今後の救急行政を推進する上で重要な課題である。すなわち、応急手当は早く行えば行うほどその効果は大きいので、救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが望ましく、さらに、救急要請をする前に傷病者の観察、緊急度の判断を適切に行うことによって救急自動車の正しい利用の仕方の徹底が図られるからである。

昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」については、全国的にこの趣旨に沿った各種行事が実施されているところであるが、消防機関においても、この「救急の日」及び「救急医療週間」等の機会をとらえて、従前にも増して医療機関とも協力し合い、国民に対する応急手当の普及等に努める必要がある。

(1) 救急医療体制

救急患者に対する医療は、その時期が早いほど救命効果が高いので、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な医療機関へ迅速に搬送することが必要であり、このためには医療機関が適正に配置されていることが欠かせない要素である。

救急患者を収容する救急告示医療機関の数は、昭和59年4月1日現在5,509箇所、着実に増加しているが、今日の多様化した救急医療需要に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で必ずしも十分ではない地域があ

る。

また、昭和52年度から休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備及び各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後とも診療時間帯が限定されている地域の診療時間の延長、救急医療情報センター情報の信頼度の向上等を図りながら、この体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。

イ 救助業務

消防隊員の救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救助者の生命、身体を危険を排除するために行われており、昭和58年中の救助活動件数は1万5,954件、救助人員は1万4,407人となっている。災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴い、救助活動には高度かつ専門的な知識・技術が要求されるようになってきている。このため消防大学校における教育を中心として、救助隊員の指導者の養成を行っているほか、実際の救助活動を行う場合の安全管理の徹底を図るために、活動を遂行するに当たり注意すべき主要な事項についても「警防活動時等の安全管理マニュアル」の中で示しているところである。また、これらの救助隊員の日常訓練の重要性にもかんがみ、安全、確実な訓練が実施されるよう訓練時の安全管理体制の整備を推進するとともに、訓練ごとの安全管理事項を取り上げた「訓練時の安全管理マニュアル」を示し、その周知徹底を図っているところである。今後とも、救助隊の装備、訓練等の充実と努めるとともに、消防機関が取り組む救助体制のあり方について検討する必要がある。

(3) 防災対策の強化

ア 防災に関する組織・計画の整備

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を

通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域における防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、災害の多様化を考慮し、地方防災会議の中に、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会等の専門部会を設置する等、防災体制の高度化が図られており、今後とも地域の防災対策に係る総合調整機能の強化が望まれる。

都道府県及び市町村の防災会議が作成する地域防災計画は、その地域における防災に関する総合計画であり、その内容は毎年検討が加えられ、逐年充実が図られている。なお、震災、原子力災害、火山噴火災害等の特殊な災害については、一般災害と区別して個別の防災計画を作成するところが多くなっている。

地域防災計画の今後の課題としては、昭和57年7月の長崎地方、昭和58年7月の山陰地方における豪雨あるいは昭和58年5月の日本海中部地震のような大規模災害に備えるとともに都市構造の変化等に伴う災害要因の複雑多様化に対応するため、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に分析、評価し、その把握に努めること、災害時における情報の収集伝達、避難の勧告・指示、救援救護等災害応急対策について、より実効あるシステムを確立し、これを地域防災計画に反映させること等があげられる。

さらに、災害時に応急対策が有効かつ的確に実施されるためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して、実践的な対応能力をかん養しておく必要がある。

イ 情報通信体制の整備

災害時において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するためには、平素から効率的な情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成をめざし、地方公共団体と一体となって、国（消防庁）と都道府県との間、都道府県と市町村との間及び市町村と集落との間を結ぶ無線通信網の整備を進める等、情報通信体制の充実強化に努めている。

(ア) 消防防災通信ネットワークの整備促進

消防庁と47都道府県を結ぶ消防防災無線は、電話及びファクシミリによる

相互通信及び一斉伝達機能を有し、消防防災ホットラインの幹線として大きな成果をあげている。

しかしながら、この無線通信網は多くの無線局の中継によって構成されており、大規模地震等により中継局が損壊すると通信機能が停止するおそれがあり、また、回線が限られているため、増大する通信需要を賄いきれないことが予想される。このため、消防庁では、地上の災害の影響を受けない衛星通信網を構成することとし、昭和58年に打ち上げられた我が国最初の実用通信衛星「さくら2号」を用いた衛星通信施設の整備を進めている。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたが、昭和59年9月現在39都道府県が運用中、2県が整備中（うち1県は一部運用中）となっており、今後、未整備県の解消を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和58年5月の日本海中部地震、7月の山陰地方を中心とする豪雨災害、10月の三宅島噴火災害等最近の災害においても実証されたように、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達あるいは被害状況の把握等防災対策を迅速かつ的確に行うための災害情報の伝達媒体として極めて有効であり、その施設の整備の必要性がますます高まっている。消防庁では、昭和53年度から国庫補助制度を設け昭和58年度までに315市町村に対し補助を行ってきたが、今後一層、その整備促進を図る必要がある。

なお、市町村の消防機関の通信施設として、消防・救急無線及び専用回線等による有線通信施設があり、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後ともこれら通信施設の機能向上を図るため、より効率的な利用技術の開発あるいは利用形態の改善に努める必要がある。

(イ) 情報通信体制の強化

あらゆる災害に備え、より迅速かつ確かな情報の収集・伝達を可能とするためには、前述の各通信システムの整備を積極的に推進するとともに、それぞれの機能の充実強化を図る必要がある。

無線通信システムについては、同一周波数を多くの地域で共用しているこ

と等から、災害時においては、混信や、通信のふくそうを生ずる例もあり、割当周波数の確保及び有効利用技術の開発並びに一元的かつ効率的な統制を可能とする接続方式の開発等が求められている。また、各通信システムについて個々の信頼性を高め一の機能が停止した場合においてもその代替手段が確保されるよう有機的一体的な整備を図ることとし、更にファクシミリ、データ伝送等の導入による情報伝達の高度化、高能率化を図る必要がある。

また、近年技術革新の著しい各種の情報通信システムについて、その特性に応じた消防防災活動への適用を検討するとともに、地震、水位、雨量等に関する防災センサー、地域雨量等の総合的監視システム、あるいは画像消防情報の伝送・検索システム等が開発されてきていることから、今後これらを含む総合的な消防防災情報システムを検討する必要がある。

さらに、施設の整備のみならず、平素から、施設の適正な維持管理、夜間・休日の連絡体制の確保、研修・訓練による操作・対応の習熟等運用体制の強化に努め、ハード・ソフト両面にわたる情報通信体制の確立を図る必要がある。

(4) 風水害対策等の推進

ア 風水害対策の推進

昭和57年7月の長崎地方、昭和58年7月の山陰地方と、近年、連続して豪雨による大きな被害が生じた。これらの災害では、局地的集中的な豪雨によって、降り始めから短時間でがけ崩れや土石流が発生し、このために多くの人命が失われており、こうした土砂災害への対応が大きな課題となっている。このため各地方公共団体は関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握の徹底及び住民に対する周知を図るとともに、避難場所及び避難経路の確保、各種雨量情報等の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示する必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及、防災関係機関による対策の周知徹底に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

イ 活動火山対策の推進

活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火を教訓として、他の火山周辺地方公共団体においてもそれぞれの火山の特性に応じた防災体制について見直しを行う必要がある。

特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、火山情報伝達体制の整備、住民、観光客等の避難対策の強化、噴火災害を想定した防災訓練の実施等に努めることが必要である。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むよう広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

(5) 震災対策の推進

ア 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定されたが、同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県170市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては東海地震とともに地域内の大規模地震の発生に備えた震災予防対策についてその推進を図っているところである。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降毎年総合的な防災訓練を実施してきてい

る。昭和58年は、これまでの成果を踏まえ、かつ、防災週間の主たる行事として、9月1日（「防災の日」）に行われた。この訓練は逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

さらに、石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、他方、特定事業所等は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

このほか、地震防災対策強化地域及びその周辺地域（南関東地域を含む。）以外の地域においても、防災知識の普及、防災訓練の実施、震災対策施設の整備等各般の施策が推進されており、全国で22都府県が、地域防災計画において「震災対策編」を定めるなど、地震災害の広域性、複合性にかんがみ、震災対策を他の災害と区分して独自の位置付けを与えることが定着しつつある。

今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

また、警戒宣言発令時及び大規模地震発生時にはパニック現象が生ずるおそれもあることから、その事前対策及び応急対策の両面にわたって地方公共団体等が講ずべき防止対策を明らかにするため、昭和57年度から昭和59年度までの3年度で調査研究を行っている。

さらに、日本海中部地震において津波により大きな被害を生じたことにかんがみ、津波に対する正しい防災知識の普及・啓発、住民への情報伝達体制の強化、津波対策訓練の実施、津波危険予想地域の設定などを指導したところであり、今後ともこれらの施策の充実が必要である。このため、消防庁では、

既往の津波の災害事例を分析し、地方公共団体の広域的な情報伝達システム、避難対策等津波対策の総合的な推進方策についての調査研究を行っている。

イ 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震災対策施設の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り、併せて、財政負担の軽減を図るため、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置により、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備が進められているほか、地域住民の自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するためコミュニティ防災センターの整備促進を図っている。

なお、昭和54年度から、広域避難地を指定している地方公共団体に対し避難標識の設置等について公益法人による助成が進められている。

(6) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

ア 防災意識の高揚

防災については、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に関心を持つとともに、それぞれが自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、冷静に対処できるよう、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁は、年間を通じてテレビ及びラジオ放送を利

用し、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等について、全国民を対象として防災知識の普及啓発を行っている。このほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、昭和57年度から設けられた「防災週間」（毎年8月30日から9月5日）などあらゆる機会をとらえて国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

地域社会における安全の確保は、火災原因のうち失火が昭和58年中の火災の72.7%を占めていること、また、地震時における出火等の二次災害の抑止や風水害等における緊急避難等の課題からみても国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいので、今後ともあらゆる機会をとらえて国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

イ 地域の自主防災体制の強化

地域社会において、災害から人命を守り、財産を保全するためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。地域住民の一人ひとりが災害時に「自分たちの地域は自分たちが守る」という固い信念と連帯意識の下に組織的に行動することにより、相当被害の軽減を図ることができる。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょうは損壊し、電気・ガス施設、水道等のライフラインは寸断され、また、消防機関等の活動は、著しく制限されることが予想される。このような状況下では、出火の防止、初期消火、被災者の救出救護、応急手当、避難誘導、給食給水等地域住民の自主的な防災活動に期待するところは極めて大きい。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、防災知識の普及、防災用資機材の備蓄を進めるとともに大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

こうした自主防災組織による地域ぐるみの防災活動は、地域社会におけるコミュニティ活動の中核となって、地域社会の連帯意識の回復と高揚に大きな役割を果たすことができるものと期待される。

消防庁では、自主防災組織の育成・強化を図るため、「自主防災組織の手

引」の配布、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導、コミュニティ防災センターに対する補助等を行って来たところであり、昭和59年4月1日現在、全国の1,473市区町村で合計4万4,022の自主防災組織が結成され1,215万1,190世帯が参加し、組織率（全国の世帯数に対する組織されている地域の世帯数）は32.0%となっている。また、昭和56年度からは、自主防災活動をより広域にわたって支援するため、広域防災センター整備事業に対する補助を行っており、防災資機材等の整備に対しては、公益法人からの助成も行われている。これらの施策を通じて、今後とも自主防災組織の育成に努める必要がある。

また、民間の防火組織として婦人防火クラブ（昭和59年4月1日現在1万1,867団体、186万225人）や少年消防クラブ（昭和59年5月1日現在6,040団体、66万9,438人）が全国各地で結成され、幼年消防クラブについても、その組織化が進められており、自主防災組織の育成とともに、これらの防火組織の育成強化を通じて地域の防火防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災活動の充実強化を図る必要がある。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後さらにその充実を図っていく必要がある。

ウ 施設の自主防災体制の強化

百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物のうち、特に規模が大きく、災害が発生した場合に人命にかかわる危険が大きいと予想される施設の防火対策は、消防用設備等の整備や日常の維持管理の充実だけでは十分でなく、火災等の災害が発生した場合に、当該防火対象物の関係者が直ちに適切な組織的対応をとることができるようにすることが不可欠である。

これらの防火対象物においては、消防法上、防火管理の一環として自衛消防組織に関することを消防計画に定めることとされているが、組織、人員等その体制が必ずしも十分でないので、自衛消防組織の重要性にかんがみ一層の強化が望まれている。

また、発災時に自衛消防隊員が効果的に活動できるためには、あらかじめ

発災時を想定した自衛消防隊の編成、活動体制等を整え、かつ、十分な訓練を行っておく必要があるため、これらに対する消防機関の指導方針等について、消防庁では、旅館、ホテル、病院等就寝施設における夜間の防火管理体制のあり方等を含め検討を行っているところである。

一方、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、大型化学消防自動車、油回収船その他の防災資機材を備えた自衛防災組織や共同防災組織を、このほか、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては、化学消防自動車等を備えた自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。前者は、昭和59年4月1日現在で共同防災組織を含め1,048組織設置され、後者は、昭和59年3月31日現在で71組織設置されている。

今後、これらの施設の自衛防災組織は、当該施設も地域社会の一員であることにかんがみ、他の防災組織と連携をとり、地域全体としての防火防災活動に積極的に協力していくことが望まれる。消防機関も、それぞれの施設と密接な連絡をとり、その実態に応じて自衛防災組織を指導していかなければならない。

(7) 予防行政の充実

ア 防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率は共に十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されている場合においても、防火管理に対する認識不足等から、それらが形がい化する傾向も見受けられる。例えば、昭和57年2月8日に発生したホテル・ニュージャパン火災や昭和58年2月21日に発生した山形

県蔵王観光ホテル火災等においては、一応防火管理者は選任され、消防計画も作成されていたにもかかわらず実態的にはその適切な運用がなされていなかったため、初期消火、通報・連絡及び避難誘導などが適切に行われず多数の犠牲者を出す結果となった。

予防行政は、従来消防用設備等のいわゆるハード面の整備を促進することに追われがちであった。しかし、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平素の維持管理や訓練等の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例から明らかである。したがって、今後防火管理業務についての指導体制を整備するとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火管理の徹底を図る必要がある。

消防庁では、このような防火管理上の問題に対処するため、防火管理体制研究委員会を設置し、防火管理制度全般にわたり見直し作業を行った。その結果、防火管理業務を警備業者、ビル管理業者等の第三者に委託する場合の取扱いについて昭和58年10月に消防法施行規則を改正する等、防火管理体制の改善を図っている。

また、消防法違反の処理に積極的に取り組むため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置きハード、ソフト両面にわたり違反是正の推進を図っている。

イ 消防同意の重点的執行

消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度は、建築主事等が建築物の新築、増築等について許可、確認等を行うに際し、消防機関が防火に関する専門的な立場から、防火に関する法令の規定に基づいて審査し、同意しなければ、当該許可、確認等を行うことはできないとする制度である。

この制度は、火災予防上大きな成果を上げてきたが、その多数部分を占める戸建専用住宅等については、法令上の規制が少なく、建築士の設計によりその防火に関する規定は担保されると考えられるため、昭和58年5月、消防

法及び建築基準法を改正し、昭和59年4月から防火地域及び準防火地域以外の地域の建築士の設計による戸建専用住宅等については建築主事から消防機関への通知に切り替えることとし、消防同意については、予防行政上、より重要な旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が利用する防火対象物に対し、一層重点的に実施することとした。

ウ 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反對象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。このため、全国消防機関に対し、主要な消防用設備等についての違反処理の手順を示す等により、悪質な違反對象物の一掃を図るよう指導しているところである。また、整備の促進を図るため、政府関係金融機関等の既存の融資制度の活用についての周知を図る一方、スプリンクラー設備等の設置に係る日本開発銀行等からの特別融資制度を昭和57年度から創設するとともに、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導しているが、更にこれらの制度の拡充を図る必要がある。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。

このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

エ 表示・公表制度の普及による防火安全

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防火対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、

一方、措置命令に従わない違反對象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が発足した。消防庁では、当面の目標を旅館・ホテルに置いて全国一斉に表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透したこともあって、昭和59年3月31日現在では「適マーク」の交付率は78.4%となった。このように表示制度が定着してきたことにかんがみ、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大し、この種の防火対象物の防火安全対策の一層の推進を図っている。

なお、昭和58年には環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の、また、昭和59年には、日本開発銀行等の表示制度に係る特別融資制度を創設して、制度の推進体制を整備しているところである。

オ 建築物の防災システムの総合化

最近の大規模・複雑な防火対象物の防火安全対策を一層推進するため、火災報知設備、消火設備等の消防用設備等を、エレクトロニクスの技術を用いて、相互に関連させ、判断機能を備えた総合的なシステムとすることにより、このような対象物における火災現象の多様化に対応していくことを検討する必要がある。

このため消防庁では、昭和58年度から建築物の防災システムの総合化についての調査研究に着手し、昭和59年度には防災センターのあり方について調査研究を進めているところである。

カ 消防用設備等の規格の国際化への対応

昭和55年5月、第91回通常国会において、ガット東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）が批准され、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因が我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、消防法を含む基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、消防法関係に

については規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定された。

また、昭和59年4月、経済対策関係閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用すること等の方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年中に公表することとなった。

消防庁では、従来から、ガットスタンダードコードに対処して、ISO（国際標準化機構）等に積極的に参画し、消防用設備等の国際規格の策定に協力してきたところであるが、今回の基準・認証制度の市場開放措置に伴い、これに加えて、規格・基準の制定に際して広く内外関係者の意見を聴取すること、外国検査データの受入れを促進することなどを通じ、国際化への対応を一層強化することとしている。

（8）危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進

ア 危険物規制体制

危険物に関する防災上の規制は、昭和34年に消防法による全国的統一規制が実施されて以来、様々な危険物施設の事故を教訓とし、また危険物の取扱いの態様の変化に即応して、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵取扱基準等の整備を通して、強化が図られてきた。ところが、近年における科学技術及び産業経済の発展は、新たな危険物品の出現、危険物流通形態の変容、危険物施設の省力化・大規模化等危険物をめぐる新しい状況に即応する危険物行政の展開を促している。したがって、危険物行政はこれらの動向に対応して常に新しい方向へ展開し、その規制体制の整備を図っていく一方、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の養成充実、危険物施設に対する日常の指導と査察の強化を図る等消防機関の体制の整備を進めていく必要がある。

また、危険物を取り扱う企業においては、その安全性を確保する社会的責任を有しているが、従業員の見守り不十分、誤操作等危険物施設の管理運用面の欠陥に起因する事故が少なくない。このような実態にかんがみ企業におい

ても、保安教育の徹底等自主保安体制の確立を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の強化が強く望まれるところである。

昭和58年度には、危険物取扱者の試験事務の民間委譲を可能とする旨の法改正が行われ、また国際輸送用タンクコンテナの国内流通を認める措置をとる等規制体制の整備に努めてきた。このうち試験事務の民間移譲については、昭和58年3月第二次臨時行政調査会最終答申において、試験事務等民間団体で処理を行っても制度の意義・目的を損なうおそれのない事務に関しては、行政事務の簡素合理化等の見地から、指定試験機関制度の導入を図る等により、民間団体に委譲すべきであると指摘されたことに基づき、同年12月行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律により消防法の一部が改正され、都道府県知事の行っている危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施事務に関し、その効率的な実施を図るため、指定試験機関制度を創設することとされたものである。

また、昭和58年5月の日本海中部地震により原油タンクの火災等が生じたことにかんがみ、昭和59年8月に危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が施行され、屋外タンク貯蔵所の技術基準の強化が図られた。なお、この政令改正において、併せて、危険物に係る行政事務の合理化を図るための措置が講ぜられた。

イ 石油コンビナート防災体制

昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を契機として、危険物・高圧ガスが大量に集積している石油コンビナート等に係る総合的な防災体制の確立を図るため、昭和51年6月に石油コンビナート等災害防止法が施行された。

石油コンビナート等特別防災区域は、現在33都道府県にわたり82地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。一方、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村において

も所要の消防力の整備が図られているが、なお一部未整備のところがある。

今後は、石油コンビナート災害の発生状況を分析し、石油コンビナート全体の安全性の向上に資するとともに、特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における防災訓練を更に改善強化し、自衛防災能力の向上を図る必要がある。また、関係市町村の消防力についても整備を促進する必要がある。

ウ 石油備蓄基地等への対応

石油精製、石油化学等の工場の集中立地といった従来型の石油コンビナートに加えて、近年、石油備蓄法に基づく民間備蓄の義務化や石油公団法に基づく国家備蓄の実施により、石油の大規模な地中備蓄、岩盤備蓄、洋上備蓄等の新しい備蓄基地が建設され、又は建設が見込まれている。

エネルギー小国の我が国にとって、石油等の備蓄は極めて重要な意義を有するものであるが、地域の安全性確保に万全を期すため、石油備蓄の態様に応じた技術基準上の措置を講じてきており、今後とも、新しく建設される備蓄基地についての石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定、技術基準の一層の整備等、適時適切な対応を進める必要がある。

エ 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和58年8月事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。また、船舶受油導管系等の工事中の施設については、工事の進ちょく状況に応じて随時立入検査等を実施することとしている。

(9) 林野火災対策の推進

昭和58年4月27日に東北地方を中心に同時多発した林野火災は、連日の異常乾燥に強風が重なるという気象条件の下で、急速に延焼・拡大し、広範な林野を焼損したほか、集落に延焼する等、多大の被害をもたらした。林野火災

の恐ろしさを改めて見せつけた。また、昭和59年春先には、瀬戸内地方で大規模な林野火災が多発した。

林野火災の特徴は、第1に、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、第2に、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶにとどまらず、集落への延焼のおそれがあること、第3に、地形、気象等の自然条件から人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難であること、第4に、冬季から春季にかけて集中的に発生するという季節性があること、にある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

第1は、入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識の醸成、林野火災多発期における監視パトロールの強化、異常乾燥・強風時における火の始末の徹底等により出火防止対策を強化することである。

第2は、防火水槽、可搬式散水装置、消防無線等の林野火災用消防施設等の整備を充実するとともに、相互応援協定による広域的な消防体制の確立及び消防団員の確保を図ることである。

第3は、機動的・効果的な防御活動を実施するため、ヘリコプターによる空中消火体制を整備することである。

さらに、林野火災は特定の地域に集中して発生する傾向があることから、重点的、計画的な地域ぐるみの林野火災対策を一層推進する必要がある。

(10) 特殊災害対策の推進

ア ガス災害対策の推進

昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、日本開発銀行による融資制度などにより設置の促進に努めているところである。

ガスは現代社会に必要な不可欠なものであるが、昭和58年11月22日の静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故のように大

惨事を起こす危険性を有するものである。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は、一般家庭等に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

イ 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の都道府県と市町村は、地域防災計画において緊急モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えている。今後は、地域防災計画に基づく原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

ウ 航空機災害対策の推進

航空機事故はいったん発生すれば大惨事を招来するおそれがあり、また、航空機災害のほぼ半数が離着陸時に発生しているところから、空港及びその周辺における消火救難体制の確立は極めて重要である。

空港内での航空機災害に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消防力を整備すべきこととされており、その基準は国際民間航空条約第14附属書に定められているが、地方公共団体が管理する第3種空港の消防力は、一部の空港を除き、いまだ満足すべき状態にはなく、その充実強化が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に有効に対処し得る消防体制の整備に努めるとともに、空港管理者との連携、協力体制を確保する必要がある。

また、空港及びその周辺において航空機事故により多数の負傷者が生じた場合に備えて、空港管理者等が整備すべき救急資器材等及び空港管理者、消防機関、周辺の医療機関等の間の連携・協力体制の確保について検討する必要がある。

(11) 研究開発の推進

都市構造、建築構造の変化に伴い災害は、複雑多様化、大規模化する傾向にある。これに対処するために消防力の充実強化等安全な地域社会づくりの施策が進められる中であって、各種災害の発生防止、被害の軽減のための消防防災に関する科学技術の研究開発の役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、消防防災に関する科学技術の研究開発を推進するに当たって、国民生活の安全に密接に関連した重要項目を選び、長期的な研究計画を立て研究を行っている。

その研究には、①大規模地震時における火災の防御、避難誘導法、石油タンク等危険物施設の耐震性等大地震災害対策に関する研究、②石油タンク及び化学工場における防災対策等災害防止技術に関する研究、③先端技術の活用による消防活動の自動化のための研究等消防用設備機器の開発等があり、基礎から応用開発まで広い範囲にわたっている。

また、昭和59年度から新たに防油堤火災の性状及び油火災用高性能・長寿命泡消火剤の開発の研究に取組み、石油タンクに関連する研究の一層の促進を図ることとしている。

今後における多様な災害に対処するためには、研究を効率的に実施できるよう一層の研究体制の強化と研究施設の整備を図るとともに、国、地方公共団体、大学、民間のほか、諸外国の試験研究機関との協調連携を一層密にしていく必要がある。

第2 火災等の災害の実態

1 火 災

昭和58年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、死者、負傷者、り災世帯数、り災人員及び出火率は前年に比べそれぞれ減少しているが、焼損棟数、焼損面積及び損害額は前年より増加している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は164件、死者は5.0人となっている。また、昭和49年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおり、放火自殺者を除いた死者数、出火件数及び建物焼損面積は減少の傾向を示している。なお、昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火の影響によるものである。

(1) 出火件数

ア 出火件数は減少

昭和58年中の出火件数は5万9,740件で、前年に比べ828件(1.4%)減少し、出火率(人口1万人当たりの出火件数)も5.0と前年に比べ減少している。

イ 建物火災は全火災の62.6%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の62.6%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

次に、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおり、車両火災を除きいずれも横ばい若しくは減少の傾向にある。

ウ 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、冬季が最も多く32.2%を占

第1表 火災の概況

区 分	単 位	昭和58年	昭和57年	増 減		増 減 率
		(A)	(B)	(A) - (B)	(C)	(C)/(B) × 100 (%)
出火件数	件	59,740	60,568	△	828	△ 1.4
建物		37,395	36,996		399	1.1
林野		3,918	4,579	△	661	△ 14.4
車両		4,638	4,417		221	5.0
船舶		179	173		6	3.5
航空機		4	2		2	100.0
その他		13,606	14,401	△	795	△ 5.5
焼損棟数	棟	50,615	49,331		1,284	2.6
全焼		13,563	12,832		731	5.7
半焼		4,686	4,692	△	6	△ 0.1
部分焼		32,366	31,807		559	1.8
建物焼損面積	m ²	1,954,917	1,932,409		22,508	1.2
林野焼損面積	a	766,602	313,606		452,996	144.4
死者	人	1,828	1,849	△	21	△ 1.1
負傷者	人	7,407	8,112	△	705	△ 8.7
り災世帯数	世帯	36,794	37,717	△	923	△ 2.4
全損		10,052	9,507		545	5.7
半損		3,378	3,376		2	0.1
小損		23,364	24,834	△	1,470	△ 5.9
り災人員	人	117,678	120,562	△	2,884	△ 2.4
損害額	百万円	150,579	149,073		1,506	1.0
建物		141,093	141,786	△	693	△ 0.5
林野		4,752	991		3,761	379.5
車両		1,564	1,443		121	8.4
船舶		762	591		171	28.9
航空機		1,061	2,772	△	1,711	△ 61.7
その他		1,346	1,489	△	143	△ 9.6
出火率		5.0	5.1	△	0.1	—

(注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。

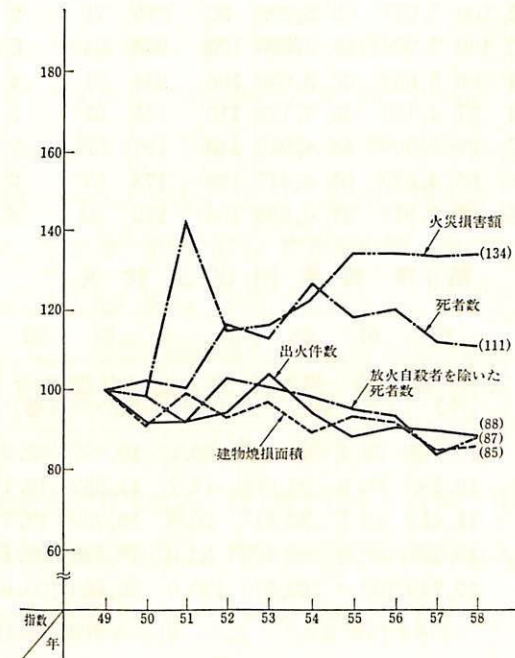
2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭和58年	昭和57年	
全火災1日当たり	出火件数	164	166	
	損害額	413	408	
	焼損棟数	139	135	
	建物焼損面積	5,356	5,294	
	林野焼損面積	2,100	859	
	り災世帯数	101	103	
	り災人員	322	330	
死者	人	5.0	5.1	
	負傷者	20.3	22.2	
全火災1件当たり	損害額	万 円	252	246
建物火災1件当たり	損害額	万 円	377	383
	建物焼損面積	m ²	52	52
	焼損棟数	棟	1.4	1.3
	り災世帯数	世帯	1.0	1.0
	り災人員	人	3.1	3.3
林野火災1件当たり	損害額	万 円	121	22
	林野焼損面積	a	196	68

第3図 火災の傾向

(昭和49年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭 和 58 年	昭 和 57 年
建 物 火 災	62.6%	61.1%
林 野 火 災	6.6	7.6
車 両 火 災	7.8	7.3
船 舶 火 災	0.3	0.3
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	22.8	23.8
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和49年=100)

区 分 年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
49	39,143	100	8,351	100	3,420	100	303	100	4	100	16,491	100
50	38,455	98	5,517	66	3,078	90	248	82	4	100	14,910	90
51	38,796	99	5,549	66	3,099	91	233	77	5	125	14,622	89
52	39,302	100	5,227	63	3,392	99	215	71	2	50	15,836	96
53	39,912	102	7,208	86	3,590	105	254	84	5	125	19,454	118
54	38,291	98	5,534	66	3,639	106	244	81	4	100	16,082	98
55	38,014	97	4,120	49	3,773	110	155	51	2	50	13,821	84
56	38,882	99	3,709	44	4,050	118	157	52	7	175	13,983	85
57	36,996	95	4,579	55	4,417	129	173	57	2	50	14,401	87
58	37,395	96	3,918	47	4,638	136	179	59	4	100	13,606	83

第6表 四季別出火状況

年 別 季 別	昭 和 58 年				昭 和 57 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	16,978	28.4	45,290	30.1	19,887	32.8	42,574	28.6
夏季(6月~8月)	12,130	20.3	26,578	17.7	11,557	19.1	28,591	19.2
秋季(9月~11月)	11,412	19.1	30,517	20.3	10,729	17.7	32,752	22.0
冬季(1月,2月,12月)	19,220	32.2	48,195	32.0	18,395	30.4	45,155	30.3
計	59,740	100.0	150,579	100.0	60,568	100.0	149,073	100.0

(注) 損害額は百万円未満を四捨五入したため、計が各季別の合計と一致しない場合がある。

め、次いで春季、夏季、秋季の順となっている。火災は、低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和58年中では、冬季と春季で総出火件数の60.6%を占めている。

エ 出火率は5.0

出火率は全国平均で5.0となっている。昭和58年は、昭和49年に比べて、出火件数で11.8%下回り、出火率で1.2下回った。(第7表参照)

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	昭 和 58 年	昭 和 49 年	増減率(%)
出 火 率	5.0	6.2	—
出 火 件 数(件)	59,740	67,712	△ 11.8
うち建物火災	37,395	39,143	△ 4.5
人 口(人)	118,601,534	109,574,348	8.2
世 帯 数(世帯)	37,425,866	32,627,792	14.7

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

オ 出火率の高いのは香川県、低いのは奈良県

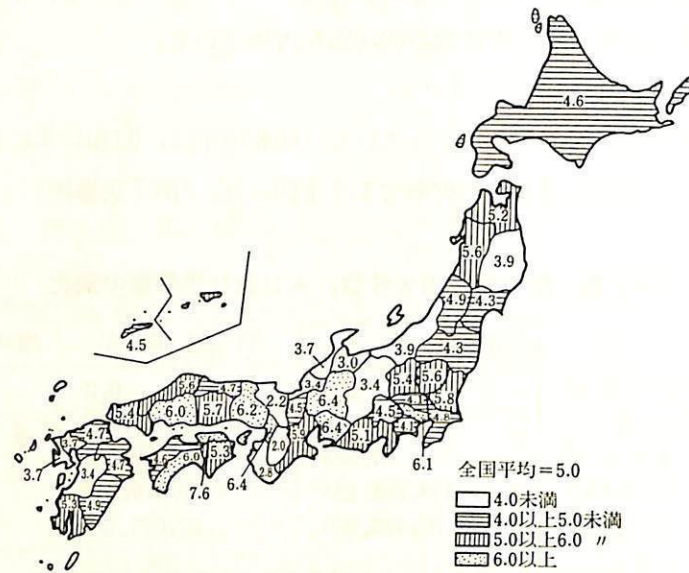
都道府県別の出火件数は、東京都の7,023件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県の間となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、前年に引き続き奈良県の254件を最低に、福井県、鳥取県、和歌山県、佐賀県の順となっている(附属資料3参照)。都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均5.0に対して、最高は香川県の7.6、最低は奈良県の2.0となっている。

カ 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

第8図 都道府県別出火率



第9表 覚知方法別出火件数

(昭和58年中)

覚知方法別	区 分	出 火 件 数 (件)	構 成 比 (%)
火 災 報 知 機		298	0.5
火災報知専用電話 (119番)		46,452	77.8
加 入 電 話		2,741	4.6
警 察 電 話		1,595	2.7
望 楼 発 見		12	0.0
駆 け 付 け 通 報		717	1.2
事 後 聞 知		6,920	11.6
そ の 他		1,005	1.7
計		59,740	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位: 件, %)

年 別	簡 易 消 火 器		消 火 器		固 定 消 火 設 備		そ の 他		初 期 消 火 し な し	
	出 火 件 数	割 合	出 火 件 数	割 合	出 火 件 数	割 合	出 火 件 数	割 合	出 火 件 数	割 合
49	19,490	28.8	15,913	23.5	2,013	3.0	30,296	44.7
58	11,581	19.4	16,207	27.1	973	1.6	14,016	23.5	16,963	28.4

(注) 昭和49年中の初期消火をしなかった出火件数は、その他に含む。

(2) 損 害 額

昭和58年中における火災による損害の額は1,505億7,900万円で、前年(1,490億7,300万円)に比較し15億600万円増加しており、火災1件当たりでは252万円(前年246万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の93.7%を占めている。(第1表参照)

第11表 損 害 額 の 推 移

(昭和49年=100)

区 分	年 別	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
損 害 額 (億円)	指 数	100	98	143	115	116	122	134	134	133	134
	1件当たり損害額 (千円)	1,659	1,771	2,583	2,023	1,854	2,145	2,517	2,473	2,461	2,521
指 数	指 数	100	107	156	122	112	129	152	149	148	152

(3) 死 者

昭和58年中は蔵王観光ホテル火災(死者11人)、つま恋ガス爆発火災(死者14人)などがあり、放火自殺者を除いた火災による死者は1,152人で、前年に比べ56人増加しているが、昭和44年以降では前年に次いで2番目に少ない人数となっている。これに対し、放火自殺者は676人で、前年に比べ77人

減少し、昭和54年以降毎年700人台であった死者数が、600人台へと大幅な減少を示した。(第12表参照)

第12表 火災による死傷者の推移

区分	年別	41~49 年平均	50	51	52	53	54	55	56	57	58
	死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,271	1,300	1,202	1,350	1,323	1,301	1,238	1,226	1,096
	放火自殺者数	170	374	446	559	531	769	709	745	753	676
	計	1,441	1,674	1,648	1,909	1,854	2,070	1,947	1,971	1,849	1,828
指数	放火自殺者を除いた数	100	102	95	106	104	102	97	96	86	91
	放火自殺者数	100	220	262	329	312	452	417	438	443	398
数	計	100	116	114	132	129	144	135	137	128	127
負傷者数(人)		9,241	8,232	9,365	8,506	8,718	8,157	8,049	8,004	8,112	7,407
指数		100	89	101	92	94	88	87	87	88	80

ア 建物火災による死者は30人増加

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ30人増加して1,263人となり死者総数に対する割合も69.1%となっている。

第13表 火災種別死傷者数

(昭和58年中)

火災種別	死 者	負 傷 者
建物火災	1,263人 69.1%	6,584人 88.9%
林野火災	25 1.4	168 2.3
車両火災	194 10.6	210 2.8
船舶火災	2 0.1	31 0.4
航空機火災	8 0.4	6 0.1
その他の火災	336 18.4	408 5.5
計	1,828 100.0	7,407 100.0

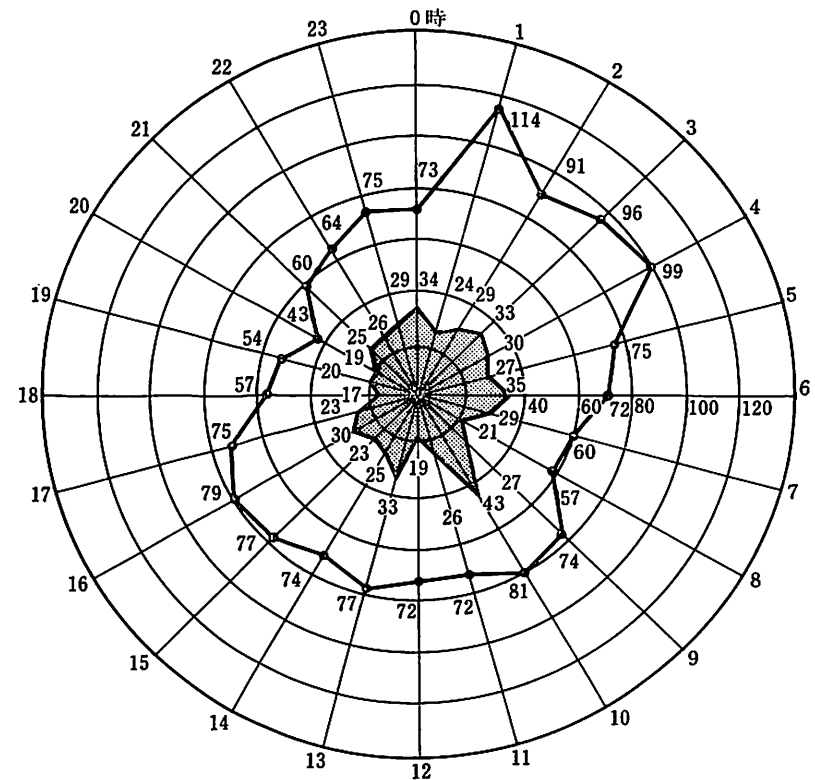
第14表 月別死傷者発生状況

(昭和58年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死 者(人)	251	237	244	151	119	86	85	89	75	132	143	216	1,828
割 合(%)	13.7	13.0	13.3	8.3	6.5	4.7	4.6	4.9	4.1	7.2	7.8	11.8	100.0
うち 放火自殺者(人)	87	80	92	62	52	41	35	44	36	51	37	59	676
割 合(%)	12.9	11.8	13.6	9.2	7.7	6.1	5.2	6.5	5.3	7.5	5.5	8.7	100.0
負 傷 者(人)	759	748	780	646	601	529	482	490	407	504	589	872	7,407
割 合(%)	10.2	10.1	10.5	8.7	8.1	7.1	6.5	6.6	5.5	6.8	8.0	11.8	100.0

第15図 時間帯別死者発生状況

(昭和58年中)



(注) 1 死亡時刻不明者57人(うち放火自殺者29人)を除く。
2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

イ 火災による死者は冬季と真夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、昭和58年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の60.1%に当たる1,099人の死者が発生している。

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり1時台が最も多く114人で、次いで4時台(99人)、3時台(96人)となっている。一方、死者の発生が少ない時間帯は、20時台(43人)、19時台(54人)、8時台及び18時台の57人となっている。

ウ 火災による死者の率が高いのは愛媛県、低いのは熊本県

都道府県別に死者の発生状況をみると、北海道と東京都が113人で最も多く、次いで神奈川県と大阪府の91人となっている。一方、死者が少ないのは石川県、鳥取県、島根県の13人となっている。なお、前年より死者が増加したのは27道県となっている。(附属資料3参照)

これを、人口10万人当たりの死者数で比較すると、第16表のとおり最も高いのは愛媛県で2.77人、最も低いのは熊本県の0.83人となっている。全国平均は1.53人である。

第16表 人口に対する死者数の割合

(昭和58年中)

率の高い県				率の低い県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
愛媛	1,518	42	2.77	熊本	1,818	15	0.83
高知	835	23	2.75	京都	2,573	23	0.89
山形	1,256	34	2.71	東京	11,728	113	0.96
群馬	1,889	50	2.65	大阪	8,594	91	1.06
福島	2,059	48	2.33	新潟	2,467	27	1.09

(注) 人口は昭和58年10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況

(昭和58年中)

区分	併用住宅										計	計(%)		
	共同住宅	商業店舗・待合	カーヒス業店舗	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	その他	専用住宅	一般住宅				
不明	7	26	8	12	13	5	1	5	3	5	1	30	1,257 (100.0)	
1階	1	65	14	9	13	5	1	15	8	1	1	61		
2階	657	64	14	13	13	1	1	2	15	1	1	717		
3階	134	16	14	9	13	1	1	2	3	1	2	177		
4階	4	10	14	9	13	1	1	2	3	1	2	14.1		
5階	17	1	1	9	13	1	1	2	3	1	2	1		
6階	1	2	1	9	13	1	1	2	3	1	2	1		
8階	4	1	1	9	13	1	1	2	3	1	2	1		
14階	2	1	1	9	13	1	1	2	3	1	2	1		
地下	4	1	1	9	13	1	1	2	3	1	2	1		
計	796	71	22	21	26	6	1	30	8	1	8	177		
計(%)	1,257	100.0												

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

エ 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い

建物火災の死者1,257人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が714人(56.8%)、部分焼の場合が376人(29.9%)、半焼の場合が167人(13.3%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、専用住宅での死者が954人(75.9%)、併用住宅での死者が177人(14.1%)で両方で建物火災の死者の9割を占めている。また、1階での死者が最も多く880人(70.0%)、次いで2階が310人(24.7%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が874人で最も多く69.5%を占め、次いで防火構造が189人で15.0%となっている。

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和58年中)

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
木 造	278	365	1	20	38	702	172	874
防 火 造	66	68		4	4	142	47	189
簡易耐火造	18	39		2	5	64	10	74
耐 火 造	32	33	3	1		69	30	99
そ の 他	4	14			1	19	2	21
計	398	519	4	27	48	996	261	1,257

オ 死因は火傷が56.2%、中毒・窒息が35.7%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。火傷による死者が647人で56.2%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が411人で35.7%となっている。

カ 高齢者、乳幼児の死者は前年より増加

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが806人で放火自殺者を除く死者総数1,152人の70.0%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが259人と最も多く

第19表 死因別死者発生状況の推移

年別	死因別 一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
54	493 (37.9)	733 (56.3)	6 (0.5)	23 (1.8)	46 (3.5)	1,301 (100.0)	769 [37.1]	2,070
55	502 (40.5)	649 (52.4)	17 (1.4)	30 (2.4)	40 (3.2)	1,238 (100.0)	709 [36.4]	1,947
56	478 (39.0)	670 (54.6)	6 (0.5)	25 (2.0)	47 (3.8)	1,226 (100.0)	745 [37.8]	1,971
57	438 (40.0)	574 (52.4)	25 (2.3)	23 (2.1)	36 (3.3)	1,096 (100.0)	753 [40.7]	1,849
58	411 (35.7)	647 (56.2)	5 (0.4)	29 (2.5)	60 (5.2)	1,152 (100.0)	676 [37.0]	1,828

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

なっている。

さらに細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち55.7%に当たる642人が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められている。

また、61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口と比較してみると、第21表のとおり高齢者人口10万人当たりの死者数は3.93人となっており、昨年よりは増加しているが、高齢者人口の増加と死者数の減少により、この率は過去15年間で2番目に低いものとなっている。

キ 1件で3人以上の死者を出した火災は44件

昭和58年中は、蔵王観光ホテル火災(死者11人)、つま恋ガス爆発火災(死者14人)を含め、1件で3人以上の死者を出した火災は44件(前年45件)発生し、これによる死者は172人(前年197人)となっている。

火災種別ごとにみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で33件発生し、死者数は129人となっている。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が84人で65.1%を占めている。

第20表 死に至った経過と

年齢区分等	発見が遅れ、気が付いた時は、火煙が回り、既に逃げ道が思われないもの。 (全く気が付かなかった場合を含む。)				判断力に欠け、あるいは、体力がある条件が悪く、避難のしようが思われないもの。				延焼拡大が早いため、避難のしようが思われないもの。				逃げれば逃げられたが、逃げられなかったもの。				その他			
	熟睡	泥酔	病気の身体不自由	その他	乳児	泥酔	病気の身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	ろうばい	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうち	消火しようとして	人を救助しようとして	その他		
0 ~ 5歳	11				56		1			1	1							2		
6 ~ 10	8						3		2				1				1	3		
11 ~ 20	15	2	1	1	2	1			2	5						3				
21 ~ 30	17	10		6	1	2		1	12	9	1	1			1	3	1			
31 ~ 40	20	13		2	1	2			2	6	2		1		3	3	1			
41 ~ 50	15	14	2	2	4	1		1	3	8			2	1	1	2	1			
51 ~ 60	14	15		3	8	12		1	5	6	3		1	1	5	4	1			
61 ~ 70	18	3	3		1	14		1	1	2	1	1			9	2	2			
71 ~ 80	24	4	10	3		49	2	2	5	2			1	3	25	1				
81 ~	12		9	2	1	31	7						2	2	16		1			
不明																				
計 (%)	154	61	25	19	56	18	116	9	8	31	39	7	6	9	2	63	16	12		
	259 (22.5)				207 (18.0)				77 (6.7)				108 (9.4)							
昭和57年 (%)	184	57	30	21	43	21	97	17	10	31	23	7	6	10	3	46	14	6		
	292 (26.6)				188 (17.2)				61 (5.6)				85 (7.8)							

年齢別の死者の状況

(昭和58年中)

年齢区分等	避難行動を起さなかったもの。 (自力避難し、火災に巻き込まれたもの。) (一応、避難誘導に従ったが、逃げ遅れたもの。)										避難行動を起して逃げたもの。 (自力避難し、火災に巻き込まれたもの。) (一応、避難誘導に従ったが、逃げ遅れたもの。)										その他									
	身体不自由のため	延焼拡大が早く	逃げ道を間違えて	出入口施錠のため	その他	救助・物品搬出のため	消火のため	その他	喫煙中	炊事中	採暖中(たき火を除く)	たき火	火あそび	その他火気取扱い	その他	放火自殺の巻添え者	放火自殺の犠牲者	左記以外の経過等	不明・調査中	小計	合計									
0 ~ 5歳		1														5				5	87	14	101							
6 ~ 10		7	1													1	1			6	41	7	48							
11 ~ 20	1	10	1						2							2	1	5		1	61	19	80							
21 ~ 30	1	4														2	3	3	20	3	108	111	219							
31 ~ 40		1														2	2	5	19	5	101	176	277							
41 ~ 50	1	6	1													1	2	2	31	2	109	160	269							
51 ~ 60	4	5	3	1					4							1			3	15	121	95	216							
61 ~ 70	10	6	1	2					3	4	1	1	2			6	1	2	1	12	114	39	153							
71 ~ 80	22	7	1						10	6	5	12				17	5		1	10	242	32	274							
81 ~	16	5	2	1					4	6	12	9	2	14		7			4	168	13	181								
不明																					10	10								
計	55	52	10	7	31	15	8	6	24	13	21	27	5	43	20	14	7	16	127	1,152	676	1,828								
	155 (13.5)				29 (2.5)				153 (13.3)				21 (1.8)				143 (12.4)				(100.0)	(37.0)	[100.0]							
昭和57年	45	48	12	2	41	16	9	3	10	17	20	24	5	57	10	8	18	36	89	1,096	753	1,849								
	148 (13.5)				28 (2.6)				143 (13.0)				26 (2.4)				125 (11.4)				(100.0)	(40.7)	[100.0]							

第21表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

(昭和54年=100)

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) _A	指 数	死者(人) _B	指 数	B/A×100	指 数
54	13,777	100	665	100	4.83	100
55	14,001	102	663	100	4.74	98
56	14,571	106	589	89	4.04	84
57	15,009	109	541	81	3.60	75
58	15,461	112	608	91	3.93	81

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(昭和58年中)

区 分	計	3 人	4 人	5 人	8 人	11 人	14 人
計	44(172)	28(84)	10(40)	3(15)	1(8)	1(11)	1(14)
建物火災							
全 焼	28(113)	19(57)	4(16)	3(15)	—	1(11)	1(14)
半 焼	2(6)	2(6)	—	—	—	—	—
部 分 焼	3(10)	2(6)	1(4)	—	—	—	—
林野火災	—	—	—	—	—	—	—
車両火災	10(35)	5(15)	5(20)	—	—	—	—
船舶火災	—	—	—	—	—	—	—
航空機火災	1(8)	—	—	—	1(8)	—	—
その他の火災	—	—	—	—	—	—	—

(注) ()内は死者数を示す。

ク 放火自殺者は死者総数の37%

昭和58年中の放火自殺者は676人で、前年(753人)より77人減少しており、死者総数に占める割合は37.0%となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり31~40歳が176人(前年200人)と最も多く、全体の26.0%を占めている。性別では男性422人、女性254人となっている。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

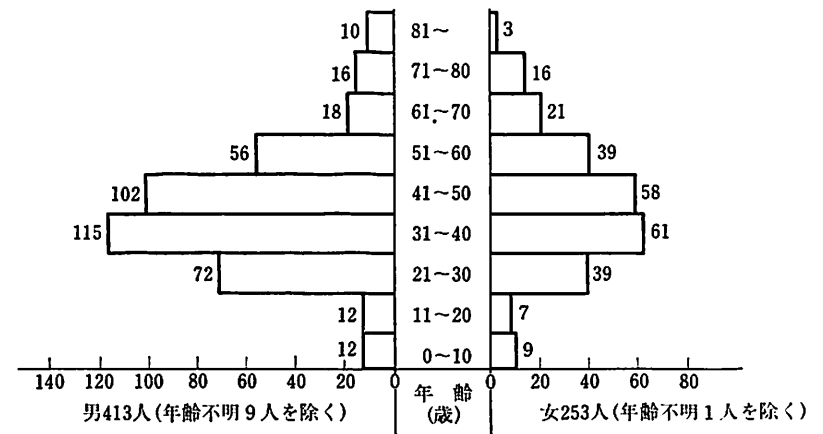
(昭和58年中)

区 分	出 火 件 数	死 者 数								
		計	一 般 住 宅	共 同 住 宅	店 舗	倉 庫	興 行 場	飲 食 店	ホ テ ル	工 場
			専 用 住 宅	併 用 住 宅						
計	33	129	77	7	3	6	3	14	15	4
1 階	27	82	51			6	3	14	4	4
2 階	3	32	21	4	3				4	
3 階	1	6	2	3					1	
不 明	2	9	3						6	

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(昭和58年中)



(放火自殺者には心中の道づれも含む)

(4) 出火原因

昭和58年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数5万9,740件のうち、失火による火災が4万3,431件(72.7%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

第25表 出火原因別出火件数 (昭和58年中)

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	43,431	72.7
放火・放火の疑い	7,779	13.0
自然発火・再燃	1,022	1.7
天災	193	0.3
不明	7,315	12.2
計	59,740	100.0

ア 「たばこ」による火災はやや減少

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、たばこによる火災は、7,344件で前年より212件(2.8%)減少しているが、全火災の12.3%(前年12.5%)を占め、依然として昭和35年以来の首位を続けている。次いで、火あそび、たき火、こんろの順となっている。

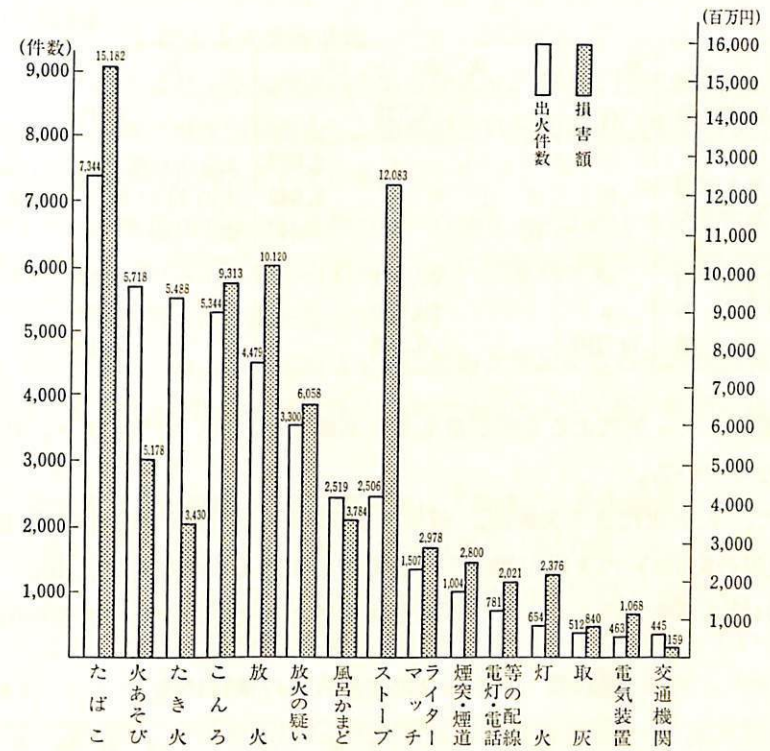
たばこによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は151億8,200万円の多額にのぼり、火災種別の出火件数では、建物火災が最も多く3,951件(53.8%)、次いで林野火災が790件(10.8%)となっている。

次に、たばこによる火災を経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く4,094件(55.7%)となっており、次いで、灰皿等に放置しておいたたばこの落下によるもの1,407件(19.2%)、消し忘れによるもの703件(9.6%)の順となっている。

イ 「火あそび」「たき火」による火災も減少

火あそびによる火災は、第28表のとおり、前年より385件(6.3%)減少して5,718件(全火災の9.6%)の火災が発生し、損害額も7,400万円(1.4%)減少し51億7,800万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出

第26図 出火原因別の出火件数と損害額



第27表 たばこによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 58 年
出 火 件 数	件	7,344
うち 建物火災		3,951
林野火災		790
船舶火災		373
その他		17
の 火災		2,213
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		4,094
投火消		1,407
消し忘れ		703
焼 損 面 積 {建物 林野}	m ²	187,543
損 害 額	百万円	195,103
		15,182

第28表 火あそび及びたき火による火災の損害状況

(昭和58年中)

区 分	単 位	火 あ そ び	た き 火
出 火 件 数	件	5,718	5,488
主な発火源別 出 火 件 数	件	マ ッ チ 2,822	たき火の延焼拡大 2,924
		ラ イ タ ー 1,342	火の粉の飛火 2,418
		花 火 247	虫 焼 火 146
焼 損 面 積	建 物 m ²	97,371	64,356
	林 野 a	23,653	108,397
損 害 額	百万円	5,178	3,430

火件数は、マッチによるものが最も多く2,822件、次いでライター、花火の順となっている。

次に、たき火による火災は、前年より525件(8.7%)減少して5,488件(全火災の9.2%)の火災が発生し、損害額は4億4,500万円(14.9%)増加して34億3,000万円となっている。たき火による火災の主な発火源別出火件

第29表 ストープによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 58 年
出 火 件 数	件	2,506
うち 石油ストーブ		1,721
電気	シ	458
まき	シ	158
ガス	シ	144
石炭	シ	25
主な経過別出火件数	件	
可燃物の接触・落下		672
引火・ふく射		539
使用方法の誤り		301
消し忘れ		163
調整不良		139
建物焼損面積	m ²	155,350
損 害 額	百万円	12,083

数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く2,924件、次いで火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

ウ 「ストーブ」による火災は増加

ストーブによる火災は第29表のとおりであり、前年に比べ165件(7.0%)増加して2,506件の火災が発生し、損害額も11億9,300万円(11.0%)増加して120億8,300万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,721件で全体の68.7%を占めており、次いで電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが672件と最も多く、次いで引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

エ 「放火及び放火の疑い」による火災は「たばこ」を上回る

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は4,479件で前年に比べ221件(5.2%)増加し、放火の疑いによるものは3,300件で前年に比べ177件(5.7%)増加している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて7,779件で、全火災の13.0%(前年12.2%)を占め、合計では初めてたばこによる火災を上回ることとなった。放火による損害額は101億2,000万円で、前年に比べ25億3,900万円(33.5%)増加しており、放火の疑いによるものを合わせると161億7,800万円で前年に

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和58年中)

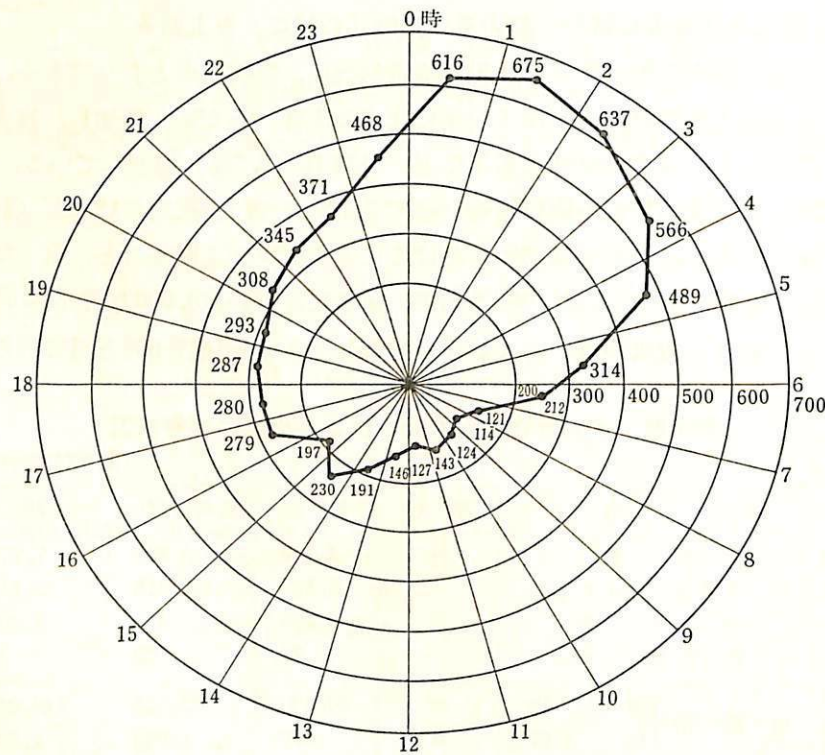
区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	4,479	3,300	7,779
うち ライターによるもの		1,197	1,018	2,215
マ ッ チ	シ	936	472	1,408
た ば こ	シ	27	29	56
焼 損 面 積	建 物 m ²	80,690	62,328	143,018
	林 野 a	698	1,666	2,364
損 害 額	百万円	10,120	6,058	16,178

比べ37億4,900万円 (30.2%) 増加している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,215件と最も多く、次いでマッチによるもの、たばこによるものの順になっている。

また、放火(疑いを含む。)された時間帯をみると、第31図のとおり、夜間から深夜にかけてピークとなっており、夜間(20時以降翌朝の6時までの間)には、4,789件で61.6%を占めている。これらから、「放火する」という行為は、人々が寝静まったのちに、人目を避けて行われていることがわかる。

第31図 時間帯別放火(疑いを含む。)による出火件数 (昭和58年中)



(注) 出火時間不明 246 件を除く。

オ 着火物は「枯れ草」が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 58 年		昭 和 57 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	7,787	13.0	8,813	14.6
動 植 物 油	4,032	6.7	3,907	6.5
紙くず・わらくず	3,920	6.6	4,051	6.7
寝 具	3,437	5.8	3,245	5.4
袋・紙 製 品	2,986	5.0	2,890	4.8
合成樹脂と成形品	2,462	4.1	2,427	4.0
ガ ソ リ ン	2,176	3.6	2,112	3.5
織 維 製 品	1,856	3.1	1,834	3.0
落 葉	1,330	2.2	1,371	2.3
礦 物 油	1,326	2.2	1,196	2.0

(注) 昭和58年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に102件、14分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万7,395件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、昭和58年は前年に比べ399件(1.1%)増加している。(第5表参照)

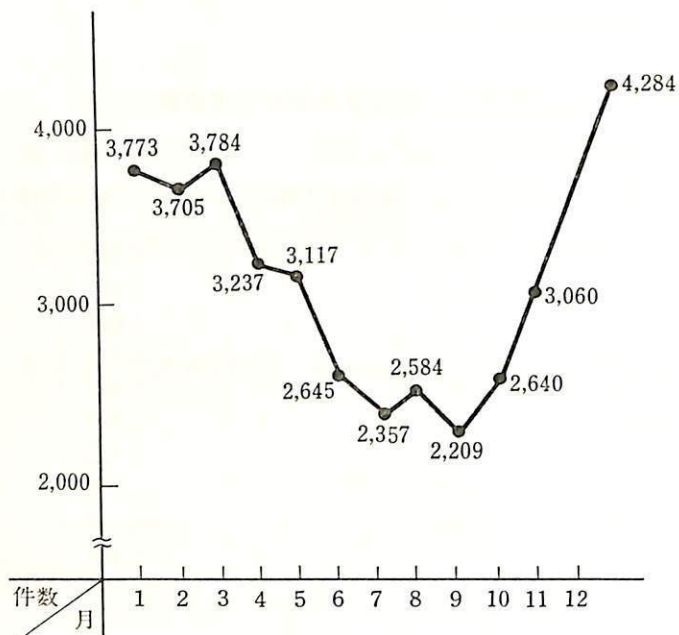
次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、12月を最高に3月、1月、2月と続き、冬季から春先にかけて多く発生している。

(イ) 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万8,678件で最も多く、全体の半数(49.9%)を占めて

第33図 建物火災の月別出火件数

(昭和58年中)



いる。次いで工場・作業場，倉庫，飲食店の順となっている。

(ウ) 木造建物の火災が57.2%

建物火災を火元建物の構造別にみると，第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万1,396件で建物出火件数の57.2%を占め，次いで防火造建物，耐火造建物，簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について，火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると，木造建物の場合が最も高く，出火件数の22.2%（5件のうち1件）が別棟に延焼している。以下，防火造建物，簡易耐火造建物の順となっている。

次に，火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると，木造建物の場合が65.0㎡と最も大きく，以下，簡易耐火造建物，防火造建物，耐火造建物の順となっている。

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
		昭和58年 (件)	昭和57年 (件)	増減率 (%)		
居	住	18,678	18,443	1.3	746,990	50,020
工	場・作	4,361	4,382	△ 0.5	379,126	30,436
倉	庫	3,363	3,208	4.8	241,632	12,577
飲	食	1,372	1,344	2.1	61,791	6,823
事	務	779	754	3.3	30,211	2,691
養	畜	469	511	△ 8.2	70,750	1,564
学	校	414	460	△ 10.0	32,094	1,507
車	庫	343	302	13.6	6,851	434
旅	館・ホ	304	308	1.3	30,733	2,805
百	貨店・マ	223	218	2.3	13,191	1,689
神	社・寺	204	229	△ 10.9	14,400	1,849
病	院・診	151	186	△ 18.8	3,155	504
劇	場・興	125	110	13.6	12,019	995
官	公	86	80	7.5	6,176	307
福	祉・保	68	72	△ 5.6	1,514	96
浴	の	57	52	9.6	2,807	88
そ	の	6,398	6,337	1.0	301,477	26,706
計		37,395	36,996	1.1	1,954,917	141,093

第35表 火元建物の構造別損害状況

年別	出火件数				昭和58年				
	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	出火件数	延焼率 (%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)
木造	22,447	21,881	22,552	21,060	21,396	22.2	31,242	65.0	3,795
防火造	6,516	6,661	6,405	6,033	5,890	12.4	7,256	30.9	3,167
簡易耐火造	3,474	3,548	3,574	3,528	3,595	9.2	4,154	57.7	6,467
耐火造	4,110	4,182	4,441	4,492	4,630	2.2	4,791	10.3	1,831
その他・不明	1,744	1,742	1,910	1,883	1,884	43.3	3,172	67.1	5,054
全建物火災	38,291	38,014	38,882	36,996	37,395	18.0	50,615	52.3	3,773

(エ) 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万2,448件で全体の60.0%を占め、焼損面積では1件の火災につき50m²未満の出火件数が2万7,809件で全体の74.4%を占めており、建物火災の多くは小火災である。

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数
(昭和58年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(m ²)	出火件数
10未満	17,353	50未満	27,809
10～50	5,095	50～100	3,601
50～100	2,266	100～200	3,556
100～500	6,337	200～300	1,226
500～1,000	2,931	300～500	757
1,000～2,000	1,999	500～1,000	334
2,000～3,000	632	1,000～2,000	86
3,000～5,000	427	2,000～3,000	18
5,000以上	355	3,000以上	8
計	37,395	計	37,395

(オ) 建物火災はこんろによるものが多い

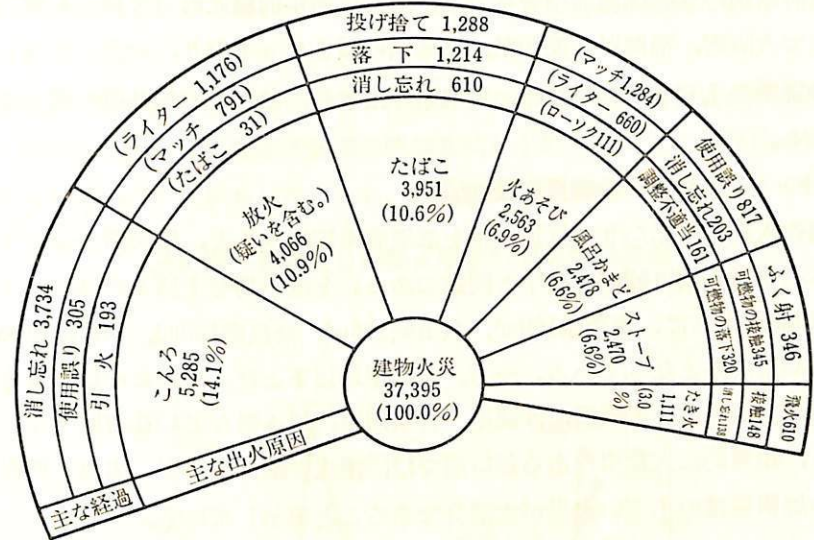
建物火災の主な出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが5,285件(全体の14.1%)と最も多く、次いで、放火(疑いを含む。), たばこ, 火あそびの順となっている。

こんろによる火災5,285件のうち3,734件(70.7%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが305件、ガスや石油等に引火したものが193件となっている。放火(疑いを含む。)による火災は4,066件で、ライターによるもの1,176件(28.9%), マッチによるもの791件、たばこによるもの31件となっている。

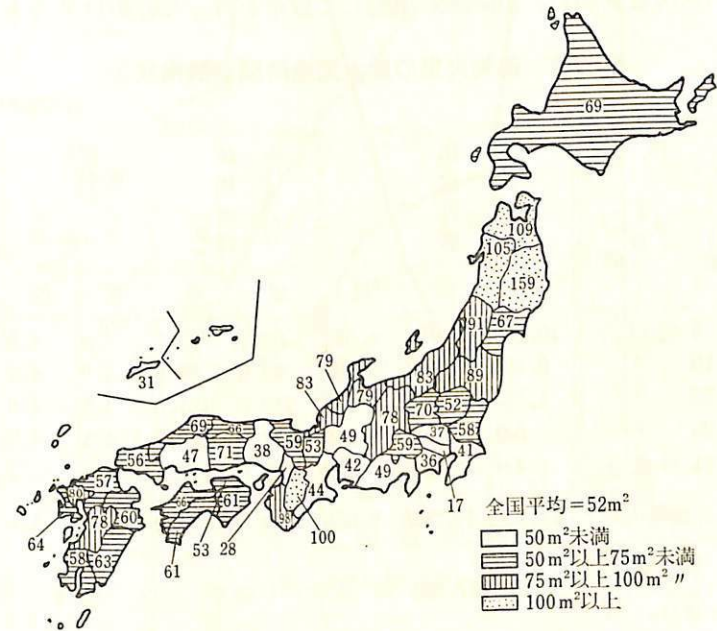
(カ) 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年より2万2,508m²(1.2%)増加して195万4,917m²

第37図 建物火災の主な出火原因と経過 (昭和58年中)



第38図 建物火災1件当たりの焼損面積 (昭和58年中)



となった。これは3DK(65m²)の住宅が約3万戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で13万4,851m²、次いで大阪府、福岡県、愛知県、兵庫県の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の7,009m²を最低に、鳥取県、山梨県、滋賀県、福井県の順となっている。

(キ) 1件当たりの焼損面積は52m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38図のとおりである。全国平均は52m²で前年と同数である。全国平均を上回るのは、岩手県の159m²を最高に、青森県109m²、秋田県105m²、奈良県100m²、和歌山県98m²など34道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の17m²を最低に、大阪府、沖縄県、神奈川県、埼玉県など13都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

(ク) 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万1,224件

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

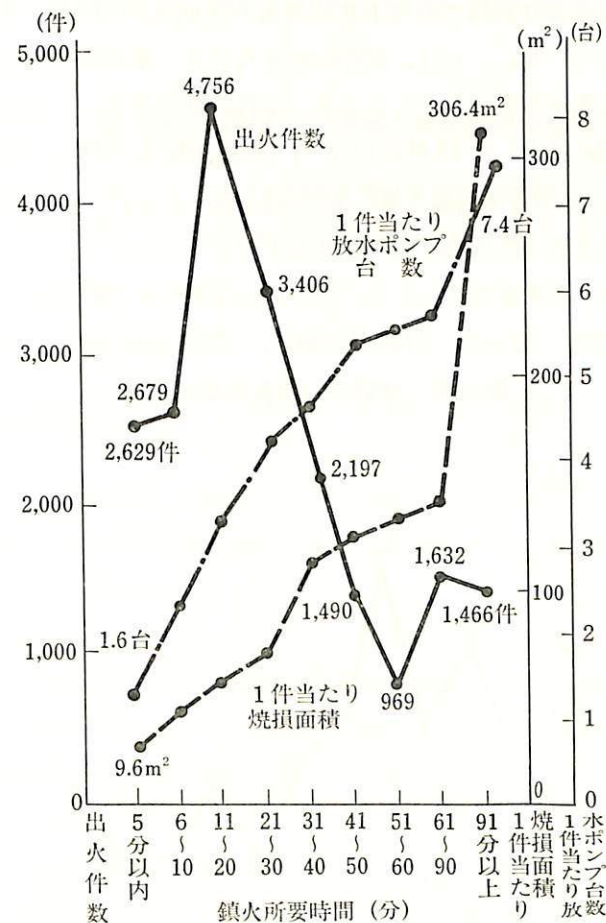
(昭和58年中)

区分 覚知から放水開始まで 昼夜別	出火件数		1件当たり焼損面積(m ²)		1放水件当たりポンプ数(台)		延焼率(%)	
	計	昼	夜	昼	夜	昼		夜
5分以内	10,067	5,976	4,091	67.7	97.8	3.8	4.5	29.2
6～10	8,389	4,798	3,591	83.2	99.8	4.0	4.4	29.5
11～15	1,781	982	799	110.8	131.0	4.3	4.6	30.8
16～20	541	285	256	121.9	158.6	4.1	4.7	33.3
21分以上	446	228	218	112.0	128.8	4.1	3.7	29.1
放水した建物火災	21,224	12,269	8,955	79.3	104.0	3.9	4.5	29.5
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)	37,395		52.3		2.4		18.0	

(建物火災の56.8%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは1万67件(47.4%)、10分以内のものは1万8,456件(87.0%)となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況
(昭和58年中)



火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

(ケ) 建物火災の47.4%は放水開始後20分以内に鎮火

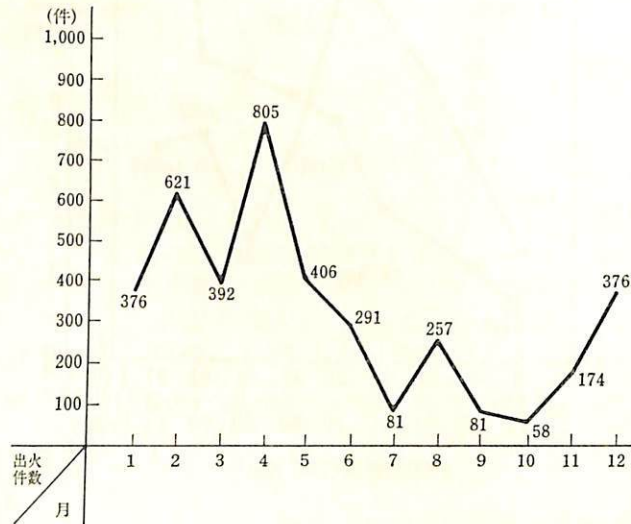
消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,756件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は1万64件で全体の47.4%となっている。

イ 林野火災

昭和58年中の林野火災の出火件数は3,918件で、前年に比べ661件(14.4%)減少したものの、焼損面積は7,666haで前年より4,530ha(144.4%)、林野損害額は47億5,200万円の前年より37億6,100万円(379.5%)と、それぞれ大幅に増加している。これは、昭和58年4月27日、東北地方を中心として大規模な林野火災が多発したことによる。4月27日に発生した大規模林野火災(焼損面積10ha以上)は13件にのぼり、焼損面積4,721ha、林野損害額40億5,200万円、建物等損害額8億8,400万円となった。なお、昭和58年中の林野火災による死者は25人で、前年を9人上回っている。

都道府県別の焼損面積をみると、岩手県が3,396haで最も大きく、次いで宮城県、福岡県、青森県、沖縄県の順と、東北地方の県が上位を占めている。

第41図 林野火災の月別出火件数 (昭和58年中)



る。(附属資料3参照)

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、1月から5月にかけて多く発生している。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、かつ、山菜取りや山林作業の開始等のために森林に入り込む人々が多くなり、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、3,873件で全体の98.9%を占めている。

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況 (昭和58年中)

区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数 (件)	3,873	15	7	4	—	19	3,918
焼損面積 (ha)	1,121	245	171	133	—	5,996	7,666
損害額 (千円)	528,596	156,658	88,324	23,935	—	3,954,611	4,752,124

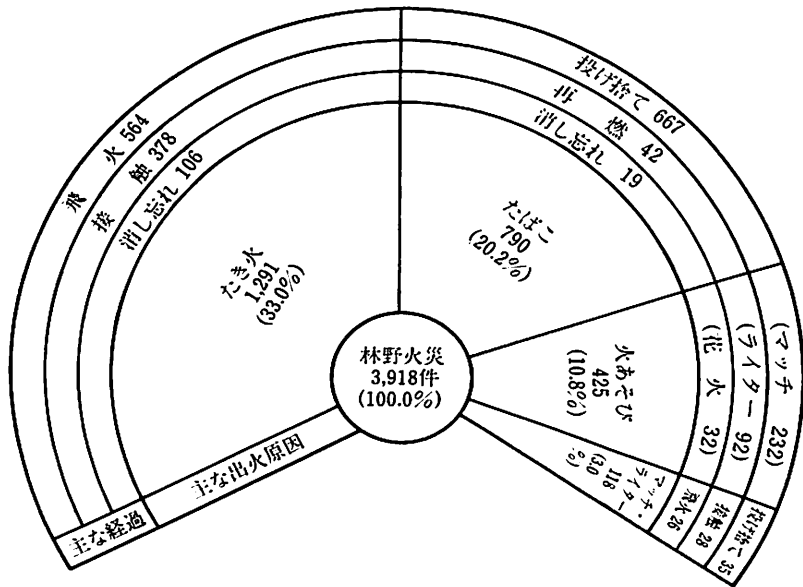
林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが1,291件で全体の33.0%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、マッチ・ライターの順となっている。

ウ 車両火災

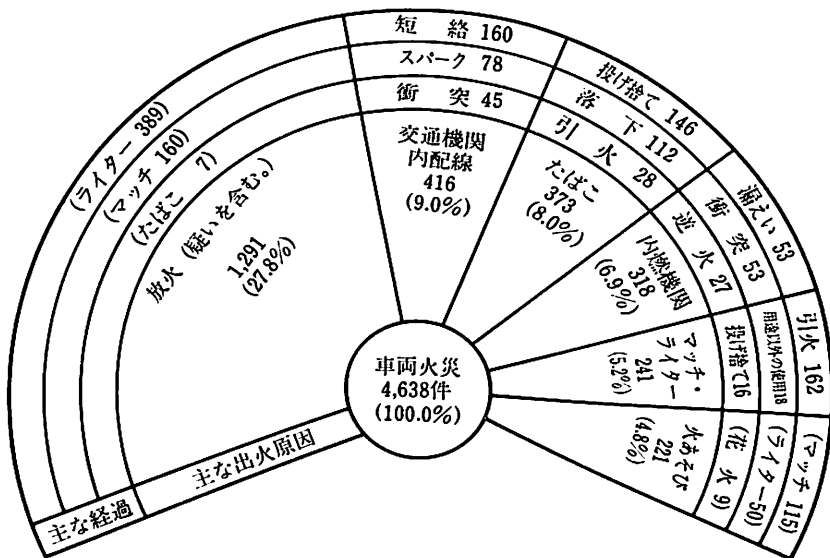
昭和58年中の出火件数は4,638件で前年に比べ221件(5.0%)、損害額は15億6,400万円の前年と比べ1億2,100万円(8.4%)それぞれ増加している。一方、車両火災による死者は194人で前年に比べ16人(7.6%)減少している。

車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火(疑いを含む。)によるものが1,291件(27.8%)と最も多く、次いで交通機関内配線、たばこの順になっている。

第43図 林野火災の主な出火原因と経過 (昭和58年中)



第44図 車両火災の主な出火原因と経過 (昭和58年中)

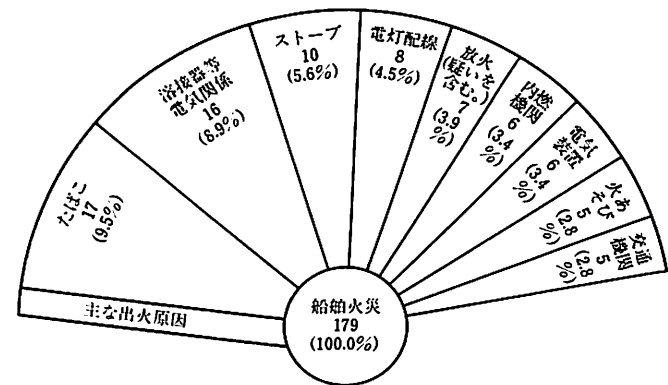


エ 船舶火災

昭和58年中の出火件数は前年に比べ6件(3.5%)増加し、179件となっている。また、損害額は前年より1億7,100万円(28.9%)増加し、7億6,200万円となっている。船舶火災による死者は2人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、たばこによる火災が17件(全体の9.5%)と最も多く、次いで溶接器等電気関係、ストーブ、電灯配線、放火(疑いを含む)の順となっている。

第45図 船舶火災の主な出火原因 (昭和58年中)



オ 航空機火災

航空機火災は、昭和58年中に4件(前年2件)発生し、死者は8人となっている。(第67図参照)

(6) 昭和59年上半期における火災の発生状況

昭和59年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。総出火件数は3万6,272件で、前年同期に比べ2,323件(6.8%)増加している。しかし、林野焼損面積、損害額は減少している。

また、死者は1,336人で前年同期に比べ248人増加している。死者のうち放火自殺者は451人で、前年に比べ37人増加しており、放火自殺者以外の死者も前年同期に比べ211人増加している。

第46表 昭和59年上半年(1月～6月)における火災の発生状況(概数)

区 分	昭和59年 上半期 (A)	昭和58年 同 期 (B)	対前年同期 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)×100 (B) (%)					
総出火件数(件)	36,272	33,949	2,323	6.8					
建物火災	21,258	20,261	997	4.9					
林野火災	3,235	2,891	344	11.9					
車両火災	2,319	2,363	△44	1.9					
船舶火災	104	89	15	16.9					
航空機火災	1	2	△1	50.0					
その他の火災	9,355	8,343	1,012	12.1					
焼損棟数(棟)	28,549	27,822	727	2.6					
り災世帯数(世帯)	21,163	20,214	949	4.7					
焼損面積									
建物 (㎡)	1,210,779	1,080,843	129,936	12.0					
林野 (a)	284,511	702,019	△417,508	59.5					
損害額(千円)	78,002,675	84,487,347	△6,484,672	7.7					
死傷者数 (人)	死傷者別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
	計	1,336	4,491	1,088	4,063	248	428	22.8	10.5
	(放火自殺者数)	(451)		(414)		(37)		(8.9)	
	建物	882	3,908	750	3,573	132	335	17.6	9.4
	林野	38	160	17	131	21	29	123.5	22.1
	車両	110	100	110	105	—	△5	—	△4.8
	船舶	—	15	1	8	△1	7	皆減	87.5
	航空機	1	1	8	6	△7	△5	△87.5	△83.3
その他	305	307	202	240	103	67	51.0	27.9	

なお、昭和59年上半年には、福岡県三池郡高田町で、死者83人を出した三井石炭鉱業(株)三池炭鉱三池鉱有明区域での坑内火災が含まれており、大幅な増加となった。

(7) 外国の火災状況

1982年(昭和57年)における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。出火件数、死者数及び損害額については、例年どおり、国土、人口等の規模の大きいアメリカが圧倒的に多く、日本は、死者数がアメリカに次いで多いほかは中程に位置している。

第47表 1982年諸外国の火災状況

国 名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たり) の出火件 数	死者数	人口100万人 当たり の死者数	火災1,000 件当たり の死者数	損害額 (億円)	1件当たり の損害額 (千円)
日 本	60,568	5.1	1,849	15.6	30.5	1,491	2,461
アメリ カ	2,538,000	112.1	6,137	27.1	2.4	15,795	622
イギ リス	357,924	63.9	919	16.4	2.6	1,700	475
フラ ンス	169,486	31.4	450	8.3	2.7	—	—
西ド イツ	142,000	23.0	1,000	16.2	7.0	3,592	2,528
イタ リア	112,052	19.6	172	3.0	1.5	360	321
カナ ダ	76,199	30.9	675	27.4	8.9	2,016	2,646
ニュ ージー ランド	22,888	72.4	36	11.4	1.6	—	—
デン マーク	18,926	37.0	54	10.5	2.9	410	2,167
オース トリア	23,532	31.1	65	8.6	2.8	234	992
ノル ウェー	11,000	26.8	65	15.8	5.9	475	4,322
大韓 民国	6,822	1.7	276	7.0	40.5	45	657

- (注) 1 資料については、外国政府の協力等による。
 2 フランス及びイタリアについては、1981年の統計である。
 3 西ドイツの出火件数・死者数、ノルウェーの出火件数は、概数である。
 4 人口は国連調べ、為替相場はIMF調べによる。

次に、これらの数値を人口当たり等で比較してみると、まず、人口1万人当たりの出火件数(出火率)については、アメリカの112.1件が断然高く、ニュージーランドの72.4件、イギリスの63.9件と続いている。日本の5.1件は、韓国の1.7件に次いで低く、最も高いアメリカの約22分の1である。人口100万人当たりの死者数では、カナダの27.4人が最も高く、次いでアメリカの27.1人となっている。日本は15.6人でカナダの2分の1強であるが、最も少ないイタリアと比較すると約5倍となっている。また、火災1,000件当たりの死者数では、韓国が40.5人と最も多く、次いで日本の30.5人で、日本は、最も少ないイタリアの約20倍となっている。さらに、火災1件当たりの損害額でも、日本は246万1,000円でノルウェー、カナダ、西ドイツに次いで高く、最も低いイタリアの約8倍となっている。

火災の定義等に違いがあり、一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が

高いことを物語っている。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額も大きいことがうかがえる。

また、諸外国の最近の主な火災事例としては、1983年12月18日、スペインのマドリードで起きた地下ディスコ火災（死者78人）、1984年1月14日、韓国の釜山で起きたホテル火災（死者38人）が、いまだ記憶に新しい。

なお、1983年の世界主要都市の火災状況は、附属資料27のとおりである。

2 地震災害等

(1) 地震災害

昭和58年5月26日の日本海中部地震、同年8月8日の神奈川県西部を震源地とする地震、昭和59年8月6日から続いた雲仙岳付近を震源地とする群発地震、同年8月7日の日向灘を震源地とする地震及び同年9月14日の長野県西部地震による主な被害状況は第48表のとおりである。

昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震による被害は、13道府県 217市町村に及び、うち3道県、55市町村が災害対策本部を設置し、14市町村に災害救助法が適用され、応急対策等を実施した。これに対し、国は、「昭和58年(1983年)日本海中部地震非常災害対策本部」を設置し、政府調査団の派遣、

第48表 地震による主な被害状況

区 分	単 位	日本海中部	神奈川県西部	雲仙岳付近	日向灘を震	長野県西部
		地震 (M7.7)	部を震源地とする地震 (M6.0)	を震源地とする地震 (M4.9) (暫定)	源地とする地震 (M7.1) (暫定)	地震 (M6.9) (暫定)
人	死 者 人	104	1	—	—	29
	負 傷 者 人	324	33	2	9	10
住 家	全 壊 棟	1,584	—	—	—	14
	半 壊 棟	3,515	2	—	—	73
	一 部 破 損 棟	5,962	1,001	123	320	566
	床上・床下浸水 棟	1,040	—	—	—	—
非 住 家 被 害 棟		4,032	34	31	9	26
り 災 世 帯 数 世 帯		5,532	2	—	—	87
り 災 者 数 人		21,517	6	—	—	302
被 害 額 百 万 円		176,993	…	…	…	…

(注) 1 長野県西部地震の被害状況は、昭和59年10月18日現在である。なお、死者には行方不明者も含まれている。
2 被害額には、公共土木施設、農林水産施設及び農林水産業、文教施設、厚生施設、中小企業関係等が含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

激甚災害の指定をはじめとする総合的な対策を講じた。また、消防庁においても「秋田沖地震災害対策連絡室」を設置し情報の収集、伝達を行うほか、係官を現地に派遣して、被害状況を中心とする情報の収集連絡等を行った。さらに、この地震の津波による行方不明者の搜索のため、秋田県知事から消防庁長官に対し応援要請があったので、東京消防庁の水難救助隊を秋田県能代市に派遣した。

昭和59年8月6日から雲仙岳付近を震源地とする群発地震が続き、翌7日には日向灘を震源地とする地震が発生し、宮崎県ほか2県において被害が生じた。また、この地震において、和歌山県沿岸から九州の東岸にかけて津波警報が発表されたが、津波による被害はなかった。

9月14日には長野県西部地震が発生し、被害は3県38市町村に及び、うち1県、3村が災害対策本部を設置し、1村に災害救助法が適用され、応急対策等を実施した。これに対し国は、「昭和59年(1984年)長野県西部地震非常災害対策本部」を設置し、政府調査団を派遣したほか、行方不明者の搜索、被害状況の把握及び二次災害の発生防止等の措置を講ずることとした。また、消防庁においても「長野県西部地震災害対策連絡室」を設置し、情報の収集、伝達等を行うほか、係官を現地に派遣して、被害状況を中心とする情報の収集連絡等を行った。さらに、行方不明者の搜索のため、隣接市町村による消防団の広域応援が行われた。

(2) 噴火災害

昭和58年10月3日三宅島が21年ぶりに噴火し、島内最大集落である阿古地区を中心に、全壊340棟、溶岩流のため使用不能となった家屋190棟の被害が生じた。しかし、この大噴火にもかかわらず、防災行政無線による的確な避難指示、消防団等による適切な避難誘導等により、人的被害は皆無であった。また、これには事前に行われた総合防災訓練が大きな効果を発揮した。

噴火後直ちに国は「昭和58年(1983年)三宅島噴火非常災害対策本部」を設置し、政府調査団の派遣、激甚災害の指定等総合的な対策を講じた。消防庁においても、「昭和58年(1983年)三宅島噴火対策連絡室」を設置し、被害状況の

把握、関係機関との連絡調整を行った。なお、10月6日から8日にかけて、溶岩流による被害の拡大を防ぐため、東京消防庁等により、我が国初めての溶岩冷却のための海水注水活動が行われた。

また、桜島については、昭和30年以来断続的に活動を続けているが、昭和59年6月上旬の降灰は特に著しく、農林水産業等を中心に被害が生じている。

(3) 風水害、雪害等

昭和58年中の風水害、雪害等による全国及び都道府県別の被害状況は第49表及び附属資料11のとおりである。なお、主な風水害、雪害等の状況は以下のとおりである。

ア 昭和58年7月豪雨

梅雨末期における豪雨により、島根、山口両県を中心に死者・行方不明者117人という犠牲者が生じるなど、その被害は、負傷者193人、住家の全壊・流出1,098棟、半壊2,040棟、床上浸水7,484棟に及んだ。これに対し、国

第49表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	昭 和 58 年	昭 和 57 年	増 減
人	死 者	188	502	△ 314
	行 方 不 明 者	8	22	△ 14
	負 傷 者	473	1,537	△ 1,064
住 家	全 壊 ・ 流 出	1,729	1,373	356
	半 壊	2,455	2,325	130
	床 上 浸 水	23,701	89,872	△ 66,171
	床 下 浸 水	114,672	351,692	△ 237,020
	一 部 破 損	5,750	13,607	△ 7,857
非 住 家 被 害	棟	13,386	30,247	△ 16,861
り 災 世 帯 数	世 帯	27,395	90,908	△ 63,513
り 災 者 数	人	90,139	296,254	△ 206,115
被 害 額	百万円	1,313,355	1,898,609	△ 585,254

- (注) 1 地震による被害を除いた数値である。
 2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

は「昭和58年7月豪雨非常災害対策本部」を設置し、政府調査団の派遣、激甚災害の指定をはじめとする総合的な対策を講じた。消防庁では「島根、山口地方を中心とする集中豪雨災害対策連絡室」を置き、被害状況等情報の収集連絡等に当たった。また、1県、55市町村において災害対策本部が設置され、延べ2万2千人の消防職団員が出動した。

イ 台風第5・6号による災害

台風第5・6号が相次いで上陸し、これらに伴う大雨により、8月12日から8月18日にかけて中部、関東地方を中心に死者3人、負傷者30人、住家の全壊・流出17棟、半壊80棟、床上浸水934棟の被害が生じた。これに対し6県、315市町村において災害対策本部が設置され、延べ7万1千人の消防職団員が出動した。

ウ 台風第10号による災害

台風第10号は、9月24日から9月29日にかけて北上しながら前線を刺激し、九州から関東地方にかけて、広い地域に強い雨をもたらした。このため、死者・行方不明者44人、負傷者132人、住家の全壊・流出153棟、半壊229棟、床上浸水1万1,176棟の被害が生じ、これに対し、11県、557市町村で災害対策本部が設置され、延べ15万4千人の消防職団員が出動した。

エ 昭和59年上半期の災害

(ア) 昭和59年豪雪

昭和58年12月末から昭和59年3月にかけて日本列島は記録的な豪雪となり、各地の被害は昭和59年6月19日現在死者・行方不明者121人、負傷者733人、住家の全壊47棟、半壊79棟に及んでいる。これに対し、国では「昭和59年豪雪対策本部」を設置し政府調査団の派遣を行った。消防庁においても「昭和59年豪雪対策連絡室」を設置して被災地各都道府県からの情報の収集連絡に当たった。また、6県、224市町村において災害対策本部が設置され、延べ6万人の消防職団員が出動した。

(イ) 6月末集中豪雨

昭和59年に入り6月末の集中豪雨により熊本県五木村で山崩れが発生し、死者・行方不明者16人、全壊5棟の被害が生じた。

3 ガス等によるその他の災害

(1) ガスによる災害

ア 事故の発生件数

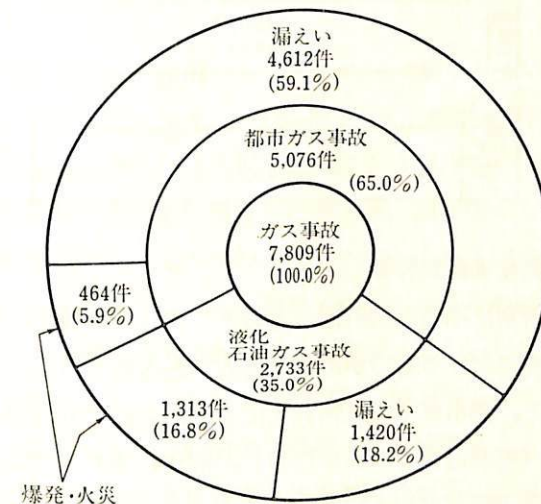
昭和58年中に発生したガス事故の件数は7,809件であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスにかかわるもの5,076件(65.0%)、液化石油ガスにかかわるもの2,733件(35.0%)である。

なお、これらのガス事故中には、5月26日に発生した日本海中部地震による都市ガスのガス導管部分からの漏えい事故1,441件を含んでいる。

(ア) 事故の態様別発生件数

事故を態様別にみると、第50図のとおりであり、漏えい事故が77.3%、爆発・火災事故が22.7%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が90.9%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が52.0%、爆発・火災事故が48.0%とほぼ半々である。

第50図 ガス事故の態様別発生件数



第51図 ガス事故の発生場所別件数

総計	ガス製造施設18件(0.2%) 容器による運搬34件(0.4%)	消費先 5,604件(71.8%)	
	ガス導管 2,153件 (27.6%)	住宅 4,518件(57.9%)	1,086件 (13.9%)
都市ガス	ガス製造施設2件(0.0%)	消費先 2,921件(57.5%)	
	ガス導管 2,153件 (42.4%)	住宅 2,418件(47.6%)	503件 (9.9%)
液化石油ガス	ガス製造施設16件(0.6%) 容器による運搬34件(1.2%)	消費先 2,683件(98.2%)	
		住宅 2,100件(76.8%)	583件 (21.4%)

第52図 ガス事故の発生原因別件数

総計	ガス事業者・工事業者に係る原因 413件(7.4%)	消費者に係る原因 4,487件(80.1%)	その他 704件(12.6%)
都市ガス	156件(5.3%)	2,449件(83.8%)	316件(10.8%)
液化石油ガス	257件(9.6%)	2,038件(76.0%)	388件(14.5%)

(イ) 事故の発生場所別件数

事故を発生場所別にみると第51図のとおりであり、消費先におけるものが71.8%、ガス導管におけるものが27.6%と大半を占めている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが57.5%、ガス導管におけるものが42.4%を占めているのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで98.2%を占めている。

消費先における事故の80.6%は住宅において発生しているが、これをガスの種別ごとにみても都市ガスでは82.8%、液化石油ガスでは78.8%とほとんど変わらない。

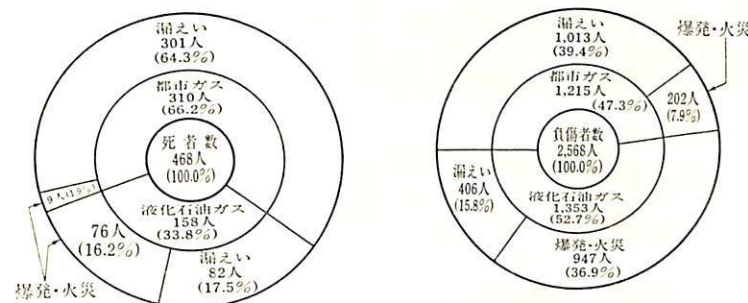
(ウ) 事故の発生原因別件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第52図のとおりで、消費者に係る原因が80.1%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても消費者に係る原因が、都市ガスでは83.8%、液化石油ガスでは76.0%といずれも大半を占めている。

イ 事故による死傷者数

昭和58年中に発生したガス事故による死者数は468人、負傷者数は2,568

第53図 ガス事故による死傷者数



人である。死者のうち、都市ガスによるもの310人(66.2%)、液化石油ガスによるもの158人(33.8%)、負傷者のうち、都市ガスによるもの1,215人(47.3%)、液化石油ガスによるもの1,353人(52.7%)である。

事故による死傷者を事故の態様別にみると、第53図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが81.8%と大半を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが55.3%、爆発・火災によるものが44.7%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ97.1%、83.4%と大半を占めているが、液化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるもの48.1%と漏えい事故によるもの51.9%とほぼ半々であり、負傷者では爆発・火災事故によ

るものが70.0%を占めている。

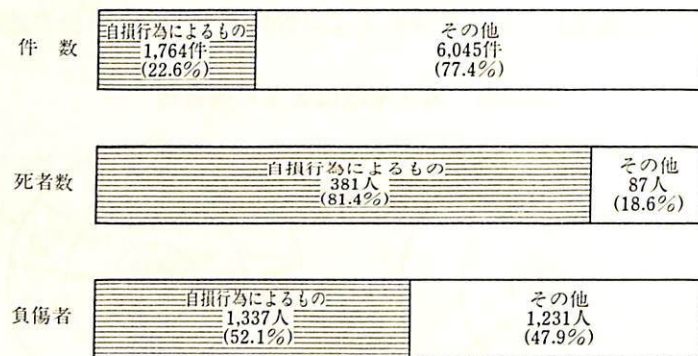
なお、死者の100%、負傷者の98.1%が消費先における事故によるものである。

ウ 自損行為によるガス事故

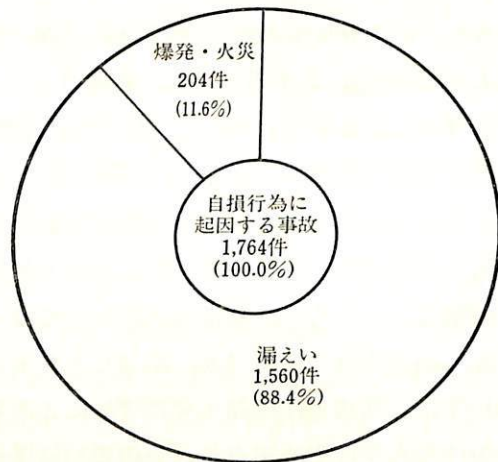
昭和58年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故は、1,764件、これらの事故による死者数は381人、負傷者数は1,337人で、それぞれ総数の22.6%、81.4%及び52.1%である。(第54図参照)

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、第55図のとおりである。

第54図 自損行為に起因するガス事故の件数及び死傷者数



第55図 自損行為に起因するガス事故の態様別件数



り、漏えい事故にとどまったものが88.4%、爆発・火災事故に至ったものは11.6%である。

(2) 石油コンビナート災害

ア 災害件数と被害

昭和58年中の石油コンビナート災害の発生件数は123件(うち、日本海中部地震によるもの47件)で、前年に比べ49件(66.2%)増加している。(第56表参照)

また、損害額は16億772万円、死者及び負傷者はそれぞれ3人、23人となっている。

第56表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	53		54		55		56		57		58	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災 {危険物等の火災}	66	44.9	49	33.3	41	35.7	23	26.1	10	13.5	18	14.6
災 {その他の火災}							20	22.7	20	27.0	15	12.2
爆発	10	6.8	9	6.1	4	3.5	2	2.3	3	4.1	7	5.7
危険物等の漏えい	63	42.9	66	44.9	53	46.1	34	38.6	33	44.6	50	40.7
その他	8	5.4	23	15.6	17	14.8	9	10.2	8	10.8	33	26.8
計	147	100.0	147	100.0	115	100.0	88	100.0	74	100.0	123	100.0

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第57表のとおりである。

イ 災害の特徴

(ア) 特定事業所種別災害件数

特定事業所種別の災害件数は、第一種事業所が91件(うちレイアウト規制対象事業所46件)と全体の74.0%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.182件(地震によるもの以外では0.142件)と最も高い。(第58表参照)

第57表 主な石油コンビナート災害

発生日	地区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10. 8	京葉臨海中	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50. 2.16	四日市臨海	大崎石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製造所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11. 8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー陸洋丸
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56. 1. 6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57. 3.31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置 (負傷者6名には負傷後48時間以上経過して死亡した3名を含む。)
58. 5.26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	原油タンク
59. 3. 5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク

第58表 特定事業所種別災害件数

事業所種別	事業所数(A)	災害件数(B)	全件数に対する割合(%)	1事業所当たり災害件数(B/A)
第一種事業所	533	91(45)	74.0(59.2)	0.171(0.084)
うちレイアウト規制対象事業所	253	46(36)	37.4(47.4)	0.182(0.142)
第二種事業所	412	32(31)	26.0(40.8)	0.078(0.075)
計	945	123(76)	100.0(100.0)	0.130(0.080)

(注) 表中()内は日本海中部地震による災害を除いたもの(内数)

(1) 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、油槽所(37件)、化学工場(28件)、製鉄所・石油精製所(各12件)の順となっている。(第59表参照)

第59表 業態別災害件数

油槽所	化学工場	製鉄所	石油精製所	石油備蓄等	発電所	その他
37件 (30)	28件 (—)	12件 (—)	12件 (5)	9件 (6)	9件 (6)	16件 (—)

(注) 表中()内は日本海中部地震によるもの(内数)

(3) 危険物施設等における災害

ア 火災

(ア) 火災件数と被害

危険物施設における昭和58年中の火災発生件数は140件(前年147件)、

第60表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

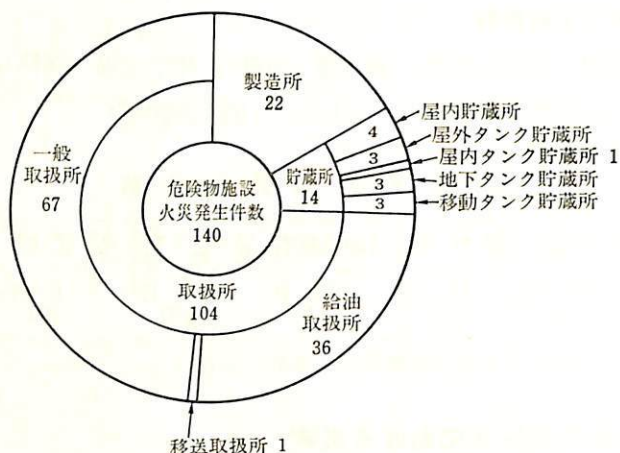
区分	火災発生数	損害額(百万円)	死者(人)	負傷者(人)
昭和54年	160	1,176	6	57
55	154	634	8	48
56	156	1,580	8	64
57	147	4,876	10	273
58	140	1,111	2	50

損害額は11億1,100万円(48億7,600万円)、死者及び負傷者数はそれぞれ2人(10人)、50人(273人)となっている。(第60表参照)

火災発生件数は、前年と大差はないが、損害額及び死傷者数は、前年に比べて大幅に減少している。

また、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が104件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が67件と全体の約半数を占めている。(第61図参照)

第61図 危険物施設別火災発生件数



出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、第62表のとおり、危険物以外のもの45件、第4類第1石油類41件、第4類第3石油類26件の順となっている。

第62表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数 (昭和58年中)

分類	危険物								危険物以外のもの	計
	第1類			第4類						
	第1類	第2類	第3類	第1類石油類	第2類石油類	第3類石油類	第4類石油類	その他		
件数	2	2	1	41	13	26	5	5	45	140

(注) 分類は消防法別表の分類による。

(イ) 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第63表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

第63表 危険物施設の火災の拡大状況

(昭和58年中)

分 類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみ火災にとどまったもの	130
他の建築物等に延焼したもの	7
他の建築物等から類焼したもの	3
計	140

(ウ) 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は17件で、負傷者は9人(死者なし)となっている。なお、これらの火災による損害額は、1億9,800万円となっている。

(エ) 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災は8件(前年3件)発生し、死者は1人、負傷者は2人となっている。なお、これらの火災による損害額は1,800万円となっている。

イ 危険物流出等の事故

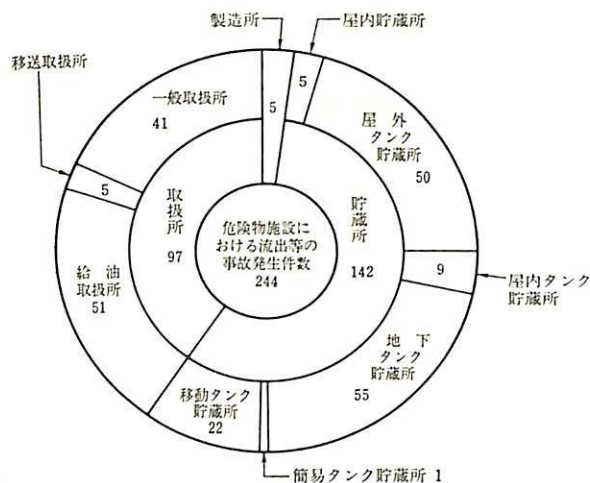
昭和58年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数(火災に至らなかったもの)は、244件(前年287件)となっている。(第64表、第65図参照)

第64表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	昭和54年	55	56	57	58
事故件数	218	300	303	287	244

このほか危険物運搬中に28件、無許可施設において8件、仮貯蔵の承認中において1件の危険物流出事故が発生している。

第65図 危険物施設別流出等事故発生件数 (昭和58年中)



(4) 海上災害

昭和58年中の主要港湾における海上災害で消防機関が出動したものは115件あり、このうち66件(57.4%)が火災、16件(13.9%)が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が83.5%を占めている。(第66表参照)

第66表 主要港湾における消防機関の出動状況 (昭和58年中)

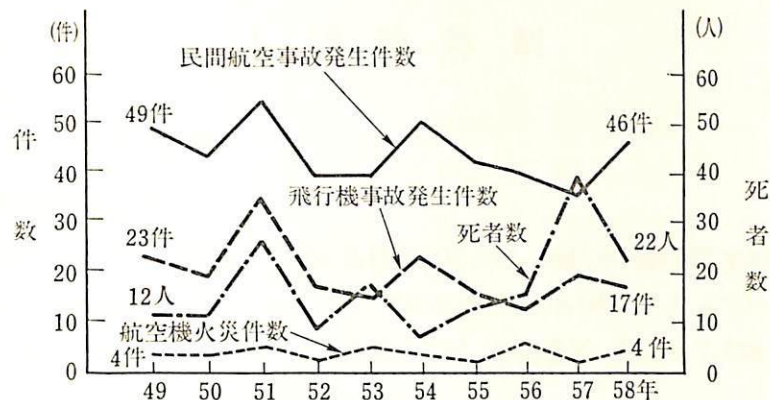
事故種別件数				事故発生場所別件数					総トン数別事故船舶隻数			
爆発	火災	流出	その他	海上	係留中			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
					修理・解体中	荷役中	その他					
—	66	16	33	24	4	20	67	96	9	7	1	2

(5) 航空機災害

昭和58年中に、民間航空事故(飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故)

は46件あり、そのうち飛行機事故は17件で、民間航空事故による死者は22人となっている。(第67図参照)

第67図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は運輸省の資料による。

第 3 消防行政の現況

1 消防体制

(1) 消防組織

ア 常備消防機関

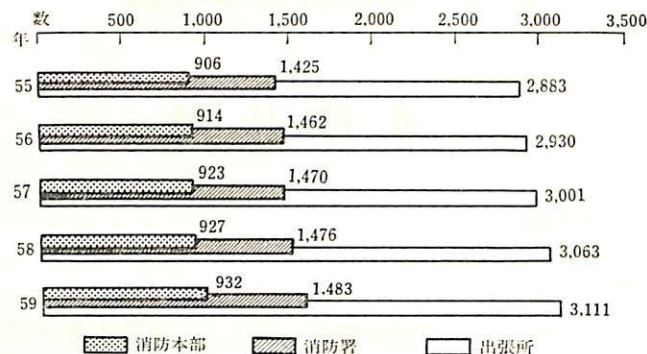
昭和59年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が932本部、消防署が1,483署、出張所が3,111所、消防職員が12万8,087人となっている。前年と比較すると、消防機関は5本部、7署、48出張所、職員は1,128人増加している。(第1-1表参照)

第1-1表 市町村の消防組織の現況

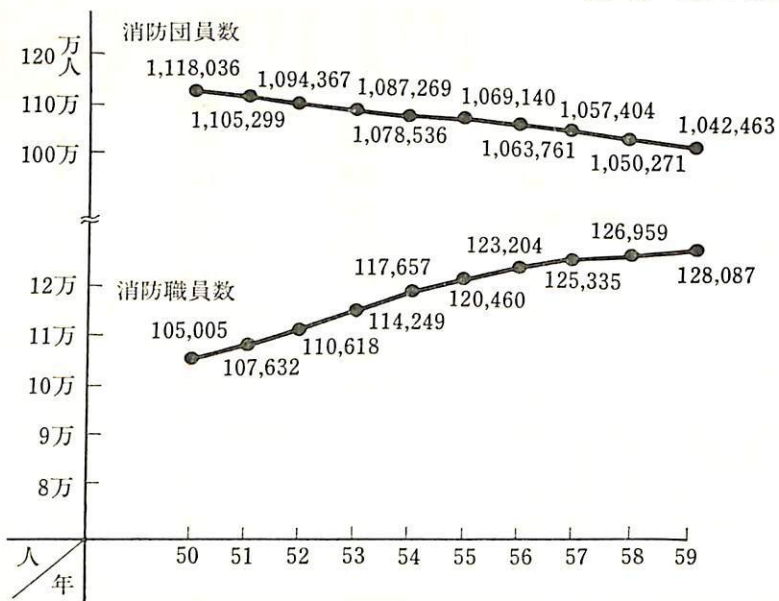
区 分	昭 和 59 年 4 月 1 日 現 在	昭 和 58 年 4 月 1 日 現 在	比 較		
			増 減 数	増 減 率 (%)	
消 防 本 部	932	927	5	0.5	
消 防 内 訳	消 防 本 部	363	367	△ 4	△ 1.1
	消 防 署	118	115	3	2.6
	消 防 出 張 所	451	445	6	1.3
	消 防 職 員 数	1,483	1,476	7	0.5
消 防 出 張 所	3,111	3,063	48	1.6	
消 防 職 員 数	128,087	126,959	1,128	0.9	
消 防 団	3,658	3,653	5	0.1	
消 防 分 団	25,858	26,002	△ 144	△ 0.6	
消 防 団 員 (常勤消防団員を除く。)	1,042,379	1,050,177	△ 7,798	△ 0.7	
消 防 団 常 備 部	8	8	—	—	
常 勤 消 防 団 員	84	94	△ 10	△ 10.6	

常備化の進展に伴い、消防本部・署所数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.2倍に増えている。(第1-2図、第1-3図参照)

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移
(各年, 4月1日現在)



第1-3図 消防職団員数の推移
(各年, 4月1日現在)



(ア) 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備のみの市町村もある。）と②消防団のみが存する地域とがある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定することとされている。

現在、昭和59年4月に指定された29町村を含め、2,960市町村（652市、1,834町、474村）が政令指定市町村となり、常備化率は、市町村数で90.9%（市は100%、町村は88.6%）に達し、人口の98.4%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島等にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難と考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式か、又は、事務委託方式のいずれかの方式で常備化を図ることにより消防事務の広域的処理を進める必要がある。

(イ) 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防衛し得ない場合が多い。また、最近は、交通通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも、相互に応援し、又は、共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多く広域消防体制の整備が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、単独で消防本部・署を設置することが規模的に困難な市町村が共同して常備化を行う場合において、最も広く利用される形態である。昭和40年代後半においてこの方式の採用が急激に増加し、その後も年々増えており、前述の常備化の進展はこの形態の普及によるところが大きい。常備消防事務を処理している組合数は、昭和60年4月1日までは、454組合に達する見込みであり、その構成市町村数2,342市町村（267市、1,625町、450村）は、常備化市町村数全体の79.1%に相当する。

また、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和60年4月1日までは、事務委託市町村数は142市町村（24市、99町、19村）に達する見込みである。

なお、相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするものである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

また、広域的な災害に対処するため、都道府県の地域防災計画において広域的防災体制の整備が図られている。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、今後運用面も含めその充実を図る必要がある。

イ 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っており、常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、風水害、地震等の大規模災害時には多数の警防要員を必要とすることから、消防団に期待される役割は特に大きい。住民の安全確保のために、地域に密着した消防団の存在は不可欠のものといえる。

昭和59年4月1日現在、消防団は3,658団、消防団員は104万2,463人である。団員数は減少傾向にあり、昭和50年4月1日現在に比べ7万5,573人（6.8%）減少している（第1—3図参照）。しかし、定住化が進んでいること及び消防団員の処遇改善に努めるなど団員確保のための各種の施策が進められていることなどにより、団員の減少率は、ここ数年横ばい状態となっている。

なお、消防団員の年齢構成は、第1—4表のとおり、40歳以上の団員が22.8%を占め、また平均年齢は33.6歳となっている。

第1—4表 消防団員の年齢構成

（昭59.4.1現在、（ ）内は昭58.4.1現在）

区分	年齢 20歳 未 満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳 以 上	計	平均 年齢
消防団員数 (人)	5,942 (6,157)	312,741 (320,144)	486,292 (484,029)	166,996 (171,267)	62,009 (60,645)	8,483 (8,029)	1,042,463 (1,050,271)	33.6 (33.5)
構 成 比 (%)	0.6 (0.6)	30.0 (30.5)	46.6 (46.1)	16.0 (16.3)	5.9 (5.8)	0.8 (0.8)	100.0 (100.0)	

(2) 消防施設

ア 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1—5表のとおりである。消防活動を行うに当たって基本的なものとなる普通消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター等の科学消防機械の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠のものである。

第1-5表 消防機械の保有数
(昭59.4.1現在, ()内は昭58.4.1現在)(単位:台, 艇, 機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
普通消防ポンプ自動車	4,622(4,652)	13,767(13,750)	18,389(18,402)
水槽付消防ポンプ自動車	2,843(2,804)	614(603)	3,457(3,407)
はしご付消防ポンプ自動車	1,050(1,018)	1(—)	1,051(1,018)
化学消防自動車	905(900)	12(12)	917(912)
救急自動車	4,227(4,141)	48(46)	4,275(4,187)
無線指揮車	1,702(1,633)	316(282)	2,018(1,915)
消 防 艇	45(43)	2(2)	47(45)
救助工作車	467(446)	—(—)	467(446)
林野火災工作車	38(40)	7(12)	45(52)
電 源 車	89(75)	8(5)	97(80)
小型動力ポンプ積載車	389(384)	21,151(20,342)	21,540(20,726)
手引動力ポンプ	7(5)	1,117(1,096)	1,124(1,101)
小型動力ポンプ	2,793(2,799)	48,990(49,901)	51,783(52,700)
その他の消防自動車	5,014(4,972)	602(568)	5,596(5,540)
ヘリコプター	15(15)	—(—)	15(15)

消防水利の種類には消火栓, 防火水槽, プール等の人工水利と河川, 池, 湖, 沼, 海等の自然水利がある。

第1-6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭59.4.1現在	昭58.4.1現在	比 較		
			増減数	増減率(%)	
全 国 の 現 有 数	1,209,315 (100.0)	1,174,595 (100.0)	34,720	3.0	
消 火 栓	887,979 (73.4)	860,877 (73.3)	27,102	3.1	
防 火 水 槽	300,458 (24.8)	291,923 (24.9)	8,535	2.9	
井	{20~40m ³ 未 満	97,211	98,137	△ 926	△ 0.9
	{40m ³ 以 上	203,247	193,786	9,461	4.9
戸	{20~40m ³ 未 満	20,878 (1.7)	21,795 (1.9)	△ 917	△ 4.2
	{40m ³ 以 上	10,318	11,022	△ 704	△ 6.4
	10,560	10,773	△ 213	△ 2.0	

(注) ()内は構成比を示し, 単位は%である。

自然水利は, 人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが, 季節により使用不能となったり, 取水場所が制限されることがあるので, 消防水利の配置に当たっては, 自然水利と人工水利の適正な組み合わせを考慮することが必要である。

また, 人工水利については, 第1-6表のとおり, 消火栓が73.4%を占めており, 防火水槽の割合は24.8%にすぎないが, 近年, 大規模地震に対する関心の高まりとともに, 消火栓との適切な組み合わせによる水利の多元化が要請され防火水槽の設置が促進されてきている。

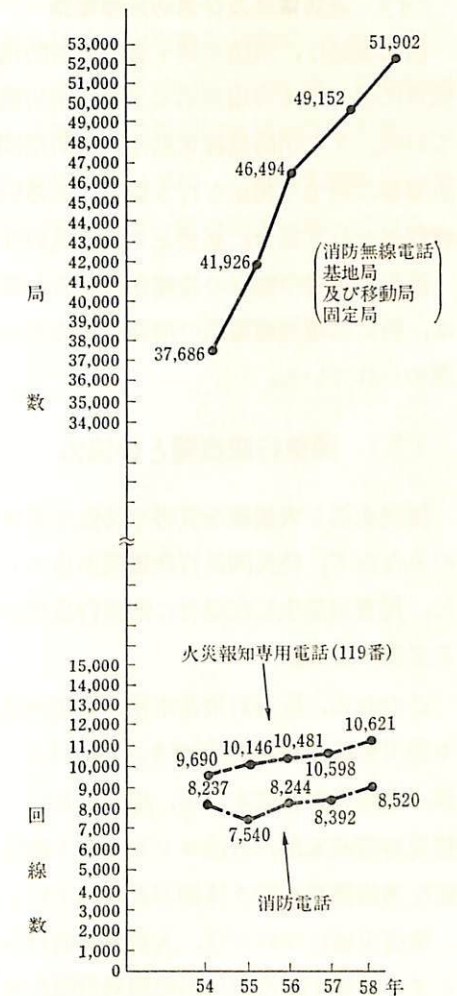
ウ 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには, 火災等を早期に覚知し, 消防機関がすばやく現場に到着するとともに, 現場においては, 情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で, 消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には, 火災報知専用電話(119番), 火災報知機, 消防電話及び消防無線電話がある。

(ア) 火災報知専用電話(119番)及び火災報知機

火災報知専用電話は, 加入電話又は公衆電話によって消防機

第1-7図 消防通信施設等の状況
(各年, 4月1日現在)



関に火災、救急、その他災害の発生等を通報するもので、昭和58年4月1日現在、全国で1万621回線が設置され、逐年増加してきている。(第1—7図参照)

火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和58年4月1日現在、全国で、受信装置が171基、発信機が858基設置されている。火災報知専用電話の普及による代替が進み、その数は過去減少の傾向にあったが、近年あまり増減していない。

(イ) 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るためには、ひとり消防機関のみならず、防災関係行政機関が協力して災害防止に努める必要があり、また、災害が発生した場合に関係行政機関の協力が得られる防災体制を確立する必要がある。

このため、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、石油コンビナート等災害防止法等に基づき、国においては中央防災会議、非常災害対策本部、地震災害警戒本部等、地方においては地方防災会議、災害対策本部、地震災害警戒本部、石油コンビナート等防災本部等の組織により、それぞれ必要な連絡調整を行う体制がとられている。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法に基づき、静岡県を中心とする6県170市町村が地震対策強化地域として指定されており、国、地方

公共団体、事業所、地域住民を通じて、地震災害の未然防止と被害の軽減を図るための対策が推進されている。また、総合的な地震防災対策の充実に資するため、中央防災会議、地震予知推進本部、大都市震災対策連絡会議、津波警報関係省庁連絡会議等を通じて関係省庁間の連絡調整が図られている。

石油コンビナート災害については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県に、都道府県知事、市町村長、国の関係地方機関等の長等からなる石油コンビナート等防災本部を置き、総合的な防災体制を確立している。

原子力災害については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とすべき措置について」が、更に昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」が、それぞれ決定された。関係省庁においては、これらを踏まえ、必要な連絡調整をとりつつ、原子力防災対策のより一層の充実を図っている。

2 救急業務

(1) 実施状況

ア 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和58年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数222万7,930件、搬送人員215万796人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が10万2,483件(4.8%)、搬送人員が10万1,309人(4.9%)増加している。特に、交通事故が件数で7.8%、人員で8.1%と高い伸びを示している。(第2-1表、附属資料22参照)

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
54	1,869,163	4.8	1,787,651	5.4	378,248	20.2	908,663	48.6
55	2,007,731	7.4	1,928,492	7.9	406,026	20.2	993,967	49.5
56	2,055,750	2.4	1,977,203	2.5	433,687	21.1	1,004,722	48.9
57	2,125,447	3.4	2,049,487	3.7	477,638	22.5	1,018,133	47.9
58	2,227,930	4.8	2,150,796	4.9	515,066	23.1	1,068,950	48.0

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均6,104件(前年5,823件)、14.2秒(前年14.8秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては54人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている。(附属資料23参照)

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、第2-2表のとおりである。

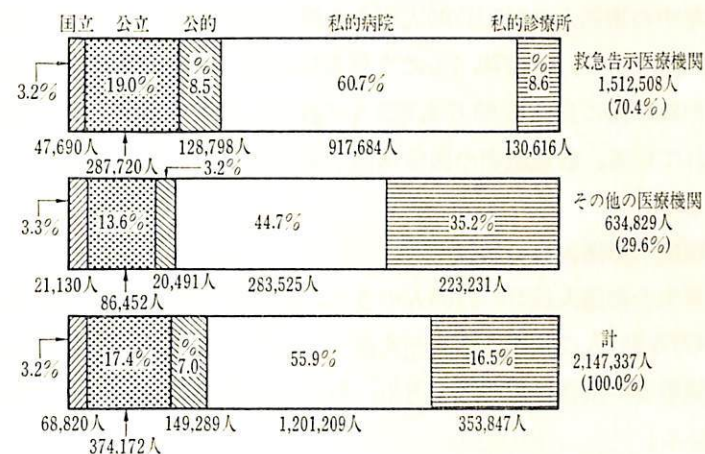
第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	11 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)
54	298,020	52.8	91,475	16.2	610,643	46.8	286,773	22.0
55	326,288	53.1	103,641	16.9	667,679	47.9	302,385	21.7
56	327,293	52.3	113,474	18.1	677,429	47.4	320,213	22.4
57	330,707	51.2	127,858	19.8	687,426	46.4	349,780	23.6
58	345,454	51.5	137,713	20.5	723,496	46.5	377,353	24.2

- (注) 1 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう(第2-4表について同じ)。
2 11大都市欄の昭和54年以前の件数には、広島市に係る分は含まれていない。

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況

(昭和58年中)



第2-4表 傷害程度別

事故種別	区分 傷害程度	11 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		4,386 (1.4)	33,340 (10.7)	131,897 (42.2)	142,594 (45.7)	312,217 (100.0)	14,360 (2.1)	123,315 (18.1)
交 通 事 故		627 (0.4)	7,511 (5.1)	37,334 (25.6)	100,587 (68.9)	146,059 (100.0)	4,597 (1.1)	49,548 (11.5)
一 般 負 傷		290 (0.3)	3,393 (4.1)	22,302 (26.8)	57,312 (68.8)	83,297 (100.0)	1,248 (0.7)	19,206 (10.6)
そ の 他		833 (1.0)	17,558 (21.9)	36,604 (45.7)	25,118 (31.4)	80,113 (100.0)	3,589 (1.5)	85,094 (36.7)
計		6,136 (1.0)	61,802 (9.9)	228,137 (36.7)	325,611 (52.4)	621,686 (100.0)	23,794 (1.6)	277,163 (18.2)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷害程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。
 3 中等症とは、傷害程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷害程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

イ 医療機関別搬送人員の状況

昭和58年中の搬送人員215万796人のうち医療機関に搬送された救急患者は214万7,337人であり、その70.4%に当たる151万2,508人が救急告示医療機関へ、残りの29.6%に当たる63万4,829人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。救急患者の医療機関別搬送人員の状況は、第2-3図のとおりである。

ウ 傷害程度別搬送人員の状況

昭和58年中の搬送人員215万796人のうち、医師の診断を受け傷害程度の判明した214万7,357人の状況は第2-4表のとおりであり、入院加療を必要としない軽症患者の割合は47.0%を占め、特に11大都市においてその割合が高くなっている。

エ 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和58年中の搬送人員215万796人について、収容所要時間（救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間）別の搬送人員の状況は、第2-5図のとおりである。

搬 送 人 員 の 状 況

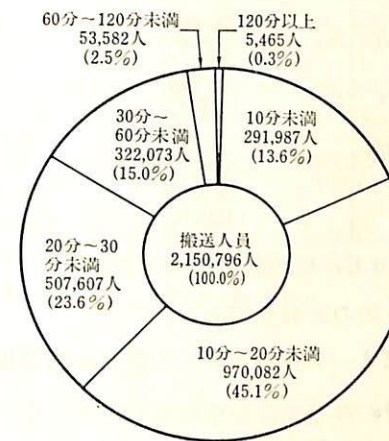
(昭和58年中)

他 の 市 町 村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
267,886 (39.3)	276,386 (40.5)	681,947 (100.0)	18,746 (1.9)	156,655 (15.8)	399,783 (40.2)	418,980 (42.1)	994,164 (100.0)
129,312 (30.0)	247,502 (57.4)	430,959 (100.0)	5,224 (0.9)	57,059 (9.9)	166,646 (28.9)	348,089 (60.3)	577,018 (100.0)
52,792 (29.1)	107,881 (59.6)	181,127 (100.0)	1,538 (0.6)	22,599 (8.5)	75,094 (28.4)	165,193 (62.5)	264,424 (100.0)
91,744 (39.6)	51,211 (22.1)	231,638 (100.0)	4,422 (1.4)	102,652 (32.9)	128,348 (41.2)	76,329 (24.5)	311,751 (100.0)
541,734 (35.5)	682,980 (44.8)	1,525,671 (100.0)	29,930 (1.4)	338,965 (15.8)	769,871 (35.9)	1,008,591 (47.0)	2,147,357 (100.0)

いう。

第2-5図 収容所要時間別搬送人員の状況

(昭和58年中)



オ 転送の状況

昭和58年中の搬送人員215万796人について転送の状況を見ると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.7%に当たる210万2,034人で、残りの2.3%に当たる4万8,762人が転送されている。この転送された人員の転送回

第2-6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和58年中)

事故種別	転送回数 転送なし	転送						計 (B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1	2	3	4	5以上	小計(A)		
急病	969,610	24,767	718	31	3	—	25,519	995,129	2.6
交通事故	565,563	11,311	361	33	5	—	11,710	577,273	2.0
一般負傷	258,648	5,925	181	11	3	—	6,120	264,768	2.3
その他	308,213	5,235	168	10	—	—	5,413	313,626	1.7
計	2,102,034	47,238	1,428	85	11	—	48,762	2,150,796	2.3

第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和58年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	10,554 (39.3)	11,623 (49.3)	22,177 (44.0)
専門外	5,885 (21.9)	4,653 (19.7)	10,538 (20.9)
ベッド満床	4,757 (17.7)	2,062 (8.8)	6,819 (13.5)
医師不在	1,802 (6.7)	858 (3.6)	2,660 (5.3)
手術中	917 (3.4)	276 (1.2)	1,193 (2.4)
その他	2,913 (10.9)	4,093 (17.4)	7,006 (13.9)
計	26,828 (100.0)	23,565 (100.0)	50,393 (100.0)

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

数別の状況は、第2-6表のとおりである。

また、転送の理由は第2-7表のとおりであり、処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている。

カ 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和58年中の搬送人員215万796人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は119万4,916人(搬送人員の55.6%、前年は56.1%)であり、前年に比較し、4万5,965人(4.0%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆となっている。(第2-8表参照)

第2-8表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和58年中)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象搬送人員	558,036	295,019	163,534	178,327	1,194,916
処置項目					
止血	5,534 (0.7)	94,636 (22.7)	48,385 (21.7)	24,568 (9.6)	173,123 (10.4)
固定	3,470 (0.4)	39,998 (9.6)	22,890 (10.3)	16,048 (6.3)	82,406 (4.9)
人工呼吸	18,120 (2.3)	2,389 (0.6)	1,635 (0.7)	4,042 (1.6)	26,186 (1.6)
心マッサージ	18,575 (2.4)	2,486 (0.6)	1,593 (0.7)	3,852 (1.5)	26,506 (1.6)
酸素吸入	153,868 (19.9)	18,699 (4.5)	8,135 (3.6)	49,492 (19.3)	230,194 (13.8)
気道確保	81,672 (10.6)	12,642 (3.0)	5,644 (2.5)	20,087 (7.8)	120,045 (7.2)
保温	396,545 (51.3)	75,458 (18.1)	48,651 (21.8)	80,976 (31.6)	601,630 (36.0)
被覆	6,361 (0.8)	114,088 (27.3)	60,259 (27.0)	27,839 (10.9)	208,547 (12.5)
その他	89,447 (11.6)	56,924 (13.6)	25,831 (11.6)	29,290 (11.4)	201,492 (12.1)
計	773,592 (100.0)	417,320 (100.0)	223,023 (100.0)	256,194 (100.0)	1,670,129 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

キ 交通事故に対する実施状況

昭和58年中の人身事故を伴う交通事故発生件数は52万6,362件(前年50万2,261件、警察庁交通統計による。)であり、これに対する救急出場件数は51万5,066件となっている。また、搬送された負傷者数は57万7,273人で前年の53万4,131人に比較して4万3,142人(8.1%)の増加となっている。(附属資料23, 24参照)

(2) 実施体制

ア 救急体制の現状

救急業務実施市町村数は、昭和59年4月1日現在、2,987市町村（652市、1,844町、491村）で、前年の2,965市町村（652市、1,824町、489村）に比較して22町村（0.7%）の増加となっている。救急業務が消防の業務として法制化されて以来、実施市町村数も年々増加し、昭和38年を100とした指数で、昭和59年は、1,396と大幅に伸びている。（第2—9表参照）

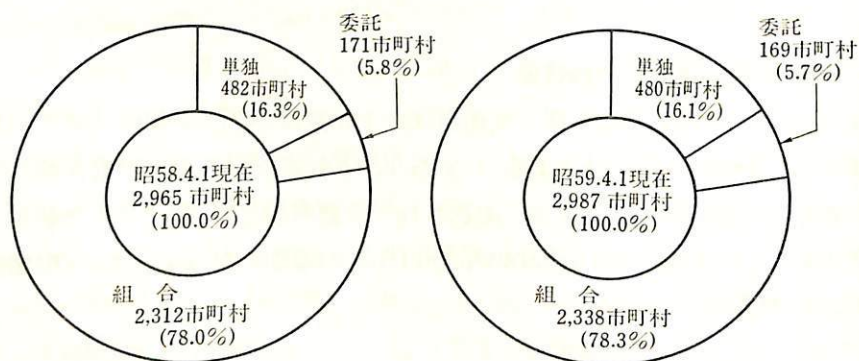
この結果、全市町村3,256のうち、91.7%（前年91.1%）に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の98.5%（前年98.3%）がカバーされることとなった（附属資料22参照）。なお、救急業務実施形態の内訳は第2—10図のとおりである。

第2—9表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	55	56	57	58	59
市町村数		214	2,841	2,884	2,926	2,965	2,987
対前年増加数		45	65	43	42	39	22
対前年増加率(%)		26.6	2.3	1.5	1.5	1.3	0.7
指数		100	1,328	1,348	1,367	1,386	1,396

（注）実施市町村数は、昭和38年（1月1日現在）を除き、各年とも4月1日現在による。

第2—10図 救急業務実施形態の内訳



また、実施市町村のうち、2,931市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、56町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

イ 救急隊

救急隊は、昭和59年4月1日現在3,593隊設置されており、前年の3,502隊に比べて91隊（2.6%）増加している（第2—11表参照）。救急業務を実施している市町村では、人口3万2,085人につき救急隊が1隊配置されていることになる。

第2—11表 救急隊数の推移

区分	年	55	56	57	58	59
救急隊数		3,268	3,297	3,409	3,502	3,593
対前年増加数		198	29	112	93	91
対前年増加率(%)		6.3	0.9	3.4	2.7	2.6

（注）各年とも4月1日現在の数値である。

ウ 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、都道府県及び指定都市の消防学校等において実施される救急業務に関する一定の講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。昭和59年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で5万8,333人となっており、このうち4万1,426人が救急隊員として救急業務に従事している。

エ 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和59年4月1日現在4,227台で前年の4,141台に比べ86台（2.1%）増加している。

オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であ

る。昭和59年4月1日現在、救急指令装置の整備台数は全国で623基となっており、このうち国庫補助によるものは413基である。

カ 救急医療情報収集装置

救急医療情報収集装置は、医療機関と消防本部とを電電公社の公衆通信回線で結び、それで得た病院情報を病院運用表示盤に表示し、救急自動車の出場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、迅速かつ的確に指示を行うためのものであり、昭和58年度までに国庫補助制度により3基が整備された。

キ 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和58年度までに厚生省の補助制度を活用し、28都府県に整備された。

ク 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は昭和59年3月31日現在、総延長3,435.2kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは3,364.3kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは70.9km（中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用I.C～落合I.C間62.4km）である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財政措置を講じている。

(3) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、昭和59年4月1日現在、全国で5,509箇所となっている。（附属資料25参照）

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—12表のとおり、救急業務の法制化当時と比較して約4.7倍に増加している。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

第2—12表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
55	3,147	1,891	5,038	426
56	3,265	1,873	5,138	435
57	3,354	1,881	5,235	443
58	3,471	1,882	5,353	453
59	3,618	1,891	5,509	466

(注) 昭和39年(8月1日現在)以外は各年とも4月1日現在の数値である。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の需要増大に対処するため休日夜間急患センターを人口5万以上の市に整備することとし、昭和58年度までに460箇所整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和58年度までに323地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和58年度までに86箇所整備された。

3 救助活動

(1) 実施状況

ア 救助活動件数及び救助人員の状況

昭和58年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数1万5,954件、救助人員1万4,407人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数が1件(0.0%)増加、救助人員が609人(4.1%)減少している。(第3-1表参照)

第3-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分	年	54	55	56	57	58
救助活動件数		13,234	13,995	14,433	15,953	15,954
救助人員		9,415	10,126	12,407	15,016	14,407

イ 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3-2表のとおりであり、救助活動件

第3-2表 事故種別救助活動の状況

(昭和58年中)

区分	事故種別	事故種別									計
		火災	交通事故	水難事故	風水害等	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他の事故	
救助活動件数		5,558	6,257	787	179	635	512	423	38	1,565	15,954
救助人員		805	8,592	651	1,160	894	548	278	64	1,415	14,407
救助活動出動人員	消防職員	278,523	80,980	15,395	2,637	11,726	6,859	8,124	1,447	35,741	441,432
	消防団員	156,966	600	8,582	10,049	56	21	34	863	9,214	186,385

(注) 1 「機械による事故」とは、エレベーター、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。

2 「建物等による事故」とは、建物若しくは門、柵、へい等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等に閉じ込められる事故又は建物等にはさまれる事故をいう。

数、救助人員とも交通事故が最も多くなっている。また、消防職団員の救助活動出動人員は62万7,817人となっている。(附属資料26参照)

(2) 実施体制

昭和59年4月1日現在、救助隊は521消防本部(前年507消防本部)において、1,581隊設置され、救助隊員数は2万31人で、そのうち専任救助隊員は7,284人(専任率36.4%)、兼任救助隊員は1万2,747人である。(第3-3表参照)

第3-3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置団体数(本部)	設置団体人口(昭55国調)	救助隊数	救助隊員数			救助隊員が搭乗する車両						
				専任	兼任	計	救工作助車	はしご車	消防ポンプ車	化学タンク車	その他	計	
昭59.4.1現在	521	94,015	223	1,581	7,284	12,747	20,031	409	471	780	336	263	2,259
昭58.4.1現在	507	92,290	400	1,525	7,717	11,620	19,337	379	434	782	323	256	2,174
対前年増加率(%)	2.8		1.9	3.7	5.6	9.7	3.6	7.9	8.5	0.3	4.0	2.7	3.9

救助隊は、空気呼吸器等の保護用具、エンジンカッター等の破壊用具、その他油圧式救助器具、救命索発射銃等の救助用具を装備して救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の警防科のなかに救助課程をおき、災害救助対策、救助基本訓練等について計70時間(昭和60年度からは90時間)の教育訓練を行うこととしている。

また、複雑多様化する災害に対応できる救助技術の向上を図るため、救助活動、救助訓練時の安全対策に十分配慮した「消防救助操法の基準」が制定されている。

4 防 災 対 策

(1) 防災に関する組織・計画

災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとし、これらにおいては行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することとしている。すなわち中央防災会議においては我が国における防災行政の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を作成することとしている。

なお、石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域については同法により、地方防災会議及び地域防災計画とは別に石油コンビナート等防災本部を設置し、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

ア 防 災 組 織

(ア) 地方防災会議

都道府県防災会議は全都道府県に設置されており、市町村防災会議は、昭和59年4月1日現在、全国3,278市区町村のうち、3,271団体で設置されており、災害対策基本法に基づき設置を免除されている5村を除くと、設置率は99.9%である。

昭和58年度中の開催状況は、都道府県40団体(85.1%)で51回、市区町村1,479団体(45.1%)で1,879回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、22団体が地震対策部会を、5団体が緊急医療対策部会を設置するなど防災体制の高度化が図られている。

(イ) 災害対策本部

昭和58年中に、都道府県においては、17団体で延べ27回、市区町村においては、延べ1,577団体で災害対策本部が設置されている。

(ウ) 防災主管部課

全都道府県において、消防防災を所管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置しているところもある。特に近年都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、市町村長部局の部課が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多く、これらの事務を専管する部課を設置する団体も増えている。

イ 地 域 防 災 計 画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項等を定めた防災に関する総合的な計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和58年度において全体の83.0%に当たる39都道府県が修正を行っている。市町村地域防災計画は、全国3,278市区町村の98.9%に当たる3,243市区町村において作成しており、昭和58年度においては、その28.5%に当たる925市区町村が計画の修正を行っている。修正の内容は、近年の局地的で激しい災害の発生の傾向を反映して、災害危険箇所、情報連絡体制、避難救護対策等に関するものが多くなっている。

また、近年は22都府県において震災対策計画が、10府県において原子力災害対策計画が作成されるなど一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画が作成されている。

地域防災計画の修正に当たっては、地域開発の進展等に伴い、地域社会が災害に対してぜい弱な体質になっていることに加えて、従来の災害の常識をはるかに超えた局地的な激しい災害が発生していることにかんがみ、地域の災害危険性について徹底した見直しを行い、住民に対する危険性の周知、警報及び避難の指示等の情報伝達、避難誘導等について地域の实情に即して、あらゆる角度から見直しを行う必要がある。消防庁としても、この趣旨に沿って、地域防災計画の作成及び修正を指導しているところであり、また、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に評価する防災アセスメントに関する調査報告書を取りまとめたところである。

ウ 防災訓練

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関及び住民と連携して、総合的かつ実践的な防災訓練を実施するよう指導している。

昭和58年度においては、都道府県が延べ176回の防災訓練を実施したほか市区町村においてもそれぞれ地域の实情に応じて防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順になっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が最も多くなっている。（附属資料14参照）

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。昭和59年8月31日現在、全国3,278市区町村のうち、2,243市区町村が共済に加入し、災害補償等の対象となる住民は、7,736万人となっている。昭和58年度中の防火防災訓練災害補償等共済てん補金の支払状況は合計15件、252万円となっている。

(2) 情報通信体制

災害時において迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種災害情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成をめざし、地方公共団体と一体となって情報通信体制の整備を進めている。

ア 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と47都道府県を結ぶ無線通信網は、現在消防庁所属の166局の無線局と各都道府県所属の無線局により構成されており、各道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリの相互通信並びに消防庁からの一斉伝達が可能である。また、信頼性が高く、かつ、災害時に特定地域に回線を集中して割り当てることのできる通信網として、昭和59年から通信衛星「さくら2号」を利用することとし、地球局施設の整備を進めている。

イ 都道府県防災行政無線通信網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を含む防災行政無線網の整備が進められている。この通信網は、電話等の相互通信のほか県庁及び県の総合事務所から関係団体に一斉伝達する機能を有しており、また、災害時に、地域の情報を収集するために車両等移動体との通信も可能である。

消防庁は、この整備事業に対し昭和48年度から補助制度を創設して整備促進を図っており、昭和59年9月1日現在で39都道府県が運用中、2県が整備中（うち1県は一部運用中）で、整備率は87%となっている。

ウ 市町村の消防・防災無線通信網

(ア) 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達するいわゆる同報無線施設は、昭和58年5月の日本海中部地震、7月の山陰地方豪雨災害、10月の三宅島噴火災害等

において実証されたように、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効であり、近年急速に整備が進んでいる。

なお、同報無線は一方向の情報伝達手段であり、集落の被災状況を市町村の災害対策本部で迅速かつ的確に把握するためには相互に通信できる移動系の無線施設を併せて整備する必要がある。

消防庁では、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等において、同報通信機能と相互通信機能を併せもつ無線施設を整備しようとする市町村に対し、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備促進を図っており、昭和53年度から昭和58年度までの間に315市町村に対し44億4,197万円の補助金を交付した。

(イ) 消防・救急無線通信網

消防本部、消防署等に基地局を、消防ポンプ自動車、救急自動車等に移動局を設置する移動体通信を主体として情報の収集・伝達、指揮・連絡等に活用している。昭和58年4月1日現在における無線局数は5万1,902局でこの1年間に2,750局増加した。

なお、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したTVカメラから消防本部に伝送したり、地図情報等を本部にフェイリングしておき火災時に現場地図等を画像伝送する等機能の高度化が図られている。

エ その他の防災通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換のための通信網が必要である。このため、関係機関の間で専用回線あるいは専用共通波による防災相互通信用無線が活用されている。

消防庁では、特に大規模災害等の発生が想定される市町村あるいは石油コンビナート地帯等の市町村にあっては、これらの通信施設を整備し、特に、無線施設については災害時にその機能が十分発揮できるようあらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておくよう指導している。

5 風水害対策等

(1) 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴うがけ崩れ、土石流等土砂災害により、多くの人的被害を生じている。昭和57年7月の長崎県を中心とする豪雨では、長崎市内の死者・行方不明者262人中、土砂災害による被害者は199人を占め、昭和58年7月に山陰地方を襲った集中豪雨においても、島根県内の死者・行方不明者103人中91人ががけ・山崩れによるものであった。

このように、近年の風水害対策については、特に土砂災害への対策が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の見直し、警戒避難体制の確立強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害対策、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、次のような項目について指導するとともに、災害時における的確な応急対策のシステムのあり方について調査研究を進めている。

ア 防災体制の強化

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関の連携を徹底するとともに、地域防災計画を効果的に運用するため実態に応じて適宜見直しを行い、防災活動が円滑かつ的確に実施されるよう配慮する必要がある。なお、昭和59年4月1日現在で、特に、防災会議に風水害関連部会を設置している市区町村は209団体であるが、昭和58年度中に、延べ216団体で災害危険箇所、情報連絡体制等風水害対策の見直しを行い、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あらかじめ、情報の収集・伝達、職員の動員、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害時における情報

の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている。(4(2)参照)

なお、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、昭和58年度中に、都道府県では31団体で40回、市区町村でも地域の実情に応じて多くの団体が風水害を想定した防災訓練を実施している。

イ 災害危険箇所に対する措置

市区町村においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある危険箇所あるいは河川の重要水防箇所を地域防災計画に掲記しており、これら指定箇所は、例えば急傾斜地崩壊危険箇所が5万3,559箇所、地すべり危険箇所が1万7箇所(以上、法指定以外を含む)、土石流発生危険溪流が3万2,175箇所、山地に起因する災害危険箇所が1万9,054箇所等となっている。

しかしながら、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら地域防災計画に掲記された箇所以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、災害危険箇所の再点検を行い、その把握の徹底を図る必要がある。また、これを地域防災計画に明示し、危険箇所周辺の住民に対して災害の危険性について周知を図ることが必要である。

消防庁では、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に評価する防災アセスメントに関する調査報告書を取りまとめ、今後、地方公共団体における災害危険箇所の把握、分析に資することとしたところである。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河

川水位情報等を的確に把握する必要がある。近年、これら雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えており、今後こうした体制の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うなど警戒体制の確立に努める必要がある。

(イ) 避難体制

市町村長は、雨量、水位情報、警戒活動等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、災害危険箇所の住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、あらかじめ関係機関との連絡調整を図りつつ、これらの発令基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討するとともに地域防災計画に明確に定め、これを住民に周知徹底する必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達については、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員等の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

(2) 活動火山対策

火山の噴火活動等に伴う災害に対しては、昭和53年4月に制定された活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火災害を契機として、国、地方公共団体において、それぞれ活動火山対策の見直しが行われている。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村に対し、退避壕、退避舎等の避難施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、警戒避難体制の整備等について地方公共団体を指導してきたところであるが、このたびの三宅島噴火災害を契機に噴火災害の特性を踏まえた地域防災計画の整備をはじめ、次のような項目について対策を強化するよう指導を行った。

ア 防災体制

火山周辺市町村で、災害対策基本法第17条に基づく市町村防災会議の協議会を設置している火山は、5火山（有珠山、北海道駒ヶ岳、草津白根山、阿蘇山、桜島）となっているが、火山噴火に係る被害が複数の地方公共団体に及ぶおそれのある火山については、こうした協議会を設置する等により広域的な連絡協力体制を確立しておく必要がある。

イ 火山現象に関する情報の収集・伝達

火山現象に関する情報については、活動火山対策特別措置法第21条により、国、都道府県知事及び市町村長が通報することとされ、その伝達系統が各地域防災計画に定められている。噴火災害時の警戒避難には、これら火山情報の迅速な伝達が極めて重要であり、防災行政無線の整備をはじめその収集・伝達体制の確立に努める必要がある。

ウ 避難体制

火山の異常現象の通報等により、災害発生の危険があると予想される場合には、観測・監視の強化とともに、状況に応じ立入規制、登山規制を行うこととしている火山が多いが、火山周辺市町村においては、人命の安全を第一義として、火山の特性に応じた住民、観光客等の避難計画を定めておく必要がある。

エ 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

三宅島噴火災害では、噴火前に行われた総合防災訓練が大きな効果を発揮したところであり、噴火時に適切な応急対策が実施されるよう関係地方公共団体は、関係機関、住民と一体となって噴火災害を想定した防災訓練を行う必要がある。また、火山活動に伴う異常現象、噴火災害時の対応等について日ごろから地域住民等に周知徹底しておく必要がある。

6 震災対策

(1) 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

また、昭和58年（1983年）日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策、情報連絡体制等についての指導を強化した。

ア 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、救急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両及び備蓄倉庫等の整備について逐次補助を行い、大震火災対策施設の整備を図っている。

なお、昭和58年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第6-1表のとおりである。

イ 地震防災対策強化地域に係る震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域（第6-2表、第6-3図参照）においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画を、また、病院、百貨店、劇場、地方鉄道業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防

第6—1表 大震火災対策施設の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～昭和58年度		左のうち昭和58年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽 (60m³)	53 (40)	138 (111)	53 (40)	138 (111)
〃 (100m³)	2,653 (411)	7,499 (1,691)	230 (68)	805 (287)
〃 (飲料水兼用1,500m³)	16	1,107	3	221
〃 (飲料水兼用100m³)	43 (18)	179 (86)	14 (5)	60 (27)
可搬式小型動力ポンプ	4,284 (1,456)	1,602 (749)	406 (266)	192 (138)
電源車 (大型)	46	399	4	39
電源車 (小型)	11	39	5	18
起震車	42	117	1	3
防災指導車	10	66	2	15
震災救済車	5	25	1	5
備蓄倉庫	9	242	1	15
その他	8	224	—	—
計	—	11,637 (2,637)	—	1,511 (563)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。
 2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

災応急対策に関する事項等を定めることとされている。消防庁では、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても、約2万9千の対象事業所のうち8割強の事業所において作成済みとなっている。

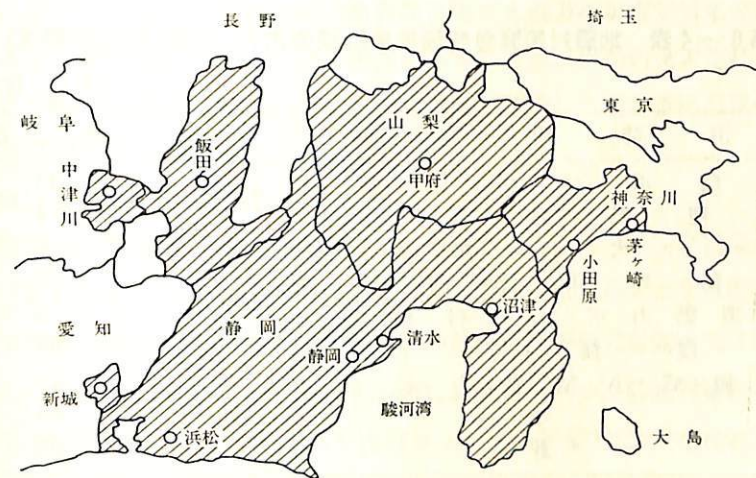
さらに、地震防災対策強化地域については地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から

第6—2表 地震防災対策強化地域一覧表

県 名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡向州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

第6—3図 地震防災対策強化地域指定状況



地震防災対策強化地域 (斜線部分)

施行されたことに伴い、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。また、この法律に基づき、地震防災対策強化地域内の知事は地震対策緊急整備事業計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けているが、この計画には、昭和55年度からの5か年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められている。なお、この計画の総事業費は4,180億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第6—4表のとおりである。このうち、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については、国の負担割合が2分の1（地震防災対策強化地域以外の地域においては3分の1）とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

第6—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

（単位：億円）

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	46
小 型 動 力 ポ ン プ	4
防 火 水 槽	68
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	5
耐 震 性 貯 水 槽	53
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	14
そ の 他	30
計	222

（注）「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

ウ その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施など震災対策に万全を期すよう指導している。

エ 総合防災訓練の実施

大規模地震対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定の下に、昭和57年度から新設された防災週間の一環として、昭和58年9月1日（防災の日）に中央防災会議主催の総合防災訓練を実施した。当該訓練には、20省庁、12指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の合計10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練を中心に発災後の訓練も併せて行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、警戒宣言、津波警報等の伝達、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請等について消防防災無線を運用した国と都道府県の間の情報伝達訓練等を実施した。

オ 震災対策に関する研究

消防庁は、警戒宣言発令時及び大規模地震発生時にはパニック現象が発生するおそれもあることから、その防止対策を明らかにすることを目的に、昭和57年度から昭和59年度までの3年度間の計画で調査研究を進めてきたところであるが、昭和57年度のターミナル駅におけるパニック防止対策に引き続き、昭和58年度においては、地下街パニック防止対策について検討を行った。

(2) 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年(1982年)浦河沖地震及び昭和58年(1983年)日本海中部地震等の大規模な地震による教訓を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和58年度における都道府県及び調査対象都市(県庁所在市、県庁所在市以外の人口20万以上の市及び特別区の合計125団体。以下「都市」という。)を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

ア 地域防災計画(震災対策)の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画のなかで、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが22都府県、火災、水害等と同列の「節」を設けているものが23道県、「その他災害等」として扱っているものが2県という状況となっている。なお、昭和59年度においては、地域防災計画のなかの震災対策に関する事項について、25県が修正を予定している。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが49都市、「節」等を設けているものが66都市、「その他災害等」として扱っているものが10都市となっている。

なお、地域防災計画で震災対策編を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で11団体、都市で35団体となっている。

イ 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については、都市においては逐年進んでおり、都道府県においては東京都のみが指定している。

東京都の昭和59年4月1日現在の指定箇所数は134箇所、都市では、調査対象都市125都市のうち100都市において1万1,457箇所が指定されている。その内容は第6-5表のとおりである。

また、避難路の指定については、都道府県では東京都のみであるが、都市では18団体が指定している。

第6-5表 都市における避難場所の指定状況

(昭59. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
11,457 (指定している都市100団体)	24,470 ^{ha} (公有地21,471 私有地2,999)	20ha以上	232	10,976 ^{ha}	学 校 (校庭・グラウンド)	6,165	7,905 ^{ha}
		20ha未満 10ha以上	221	2,468	公 園・広 場	2,990	8,460
		10ha未満	11,004	11,026	河 川 敷	119	1,751
					グ ラ ン ド (学校グラウンドを除く)	139	1,033
				そ の 他	2,044	5,321	

ウ 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

昭和58年度においては、42都道府県と107都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練をも実施している例が多い。(第6-6表参照)

また、これらの訓練のほか日ごろから地域住民等に対し、40都府県と100都市において、起震車による地震体験等のほかパンフレットの配布、講演会、映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

第6-6表 都市における震災訓練の実施状況

(昭和58年度)

区分	総合訓練	個別訓練							
		職員参加訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練
訓練実施延回数	189	707	3,654	16,440	7,641	4,971	1,425	45	2,134
参加人員	3,011,934	47,489	343,241	1,652,157	1,565,238	545,742	169,260	4,670	363,517

(注) その他の訓練には起震車体験、地震に関する講演会等が含まれている。

エ 備蓄物資の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

昭和59年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第6-7表のとおりである。

第6-7表 備蓄物資の状況

(昭59. 4. 1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	8	1	31	9	10	21	25	11
都 市	64	21	88	62	50	89	93	38

区分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	8	—	4	5	—	1	1	2
都 市	37	9	23	13	1	—	3	1

オ 震災対策施設に対する助成措置等

昭和58年度において市町村における震災対策施設の整備促進のため都道府県が単独の助成制度により実施した主な事業は、第6-8表のとおりである。

カ 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、

第6-8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)

(昭和58年度)(団体数)

事業名	都道府県
防災行政無線整備事業	6
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ整備事業	5
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	5
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む。)整備事業	5
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む。)	4
自主防災組織の整備育成事業	4
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	3
コミュニティ防災センター整備事業	2
その他の整備事業	3

第6-9表 震災時相互応援協定の締結状況

(昭59. 4. 1現在)

名 称	都道府県名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (7)
災害相互応援協定	岡山、香川 (2)

地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第6—9表のとおりである。

なお、地方公共団体のほか応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

キ 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和58年度には15都府県と36都市が研究を実施している。なお、その内容等は第6—10表のとおりである。

第6—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況

(昭和58年度)(団体数)

調査研究内容 団体	被害想定 に関する もの	地震予知 に関する もの	避難地・ 避難路に 関するも の	建造物の 安全性に 関するも の	危険物施 設に関す るもの	応急対策 に関する もの	その他
都府県	10	5	2	4	2	3	9
都市	11	4	8	19	1	5	7

7 防災意識の高揚と自主防災体制

(1) 防災意識の高揚

ア 火災予防運動

(ア) 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因は複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することがなによりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の年2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

a 秋季全国火災予防運動(昭和58年11月26日～12月2日)

昭和58年秋季全国火災予防運動では、「点検は 防火のはじまり しめくくり」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、身体不自由者や幼児・老人などの身体的弱者の占める割合が高いことから、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に死傷防止対策の徹底を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、家庭での出火を防止するため、婦人を対象として火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識の普及を図ること。
- ③ 旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大な人命危険が予想されることから、防火安全体制の確立及び消防法違反対象物に対する法的措置の強化を図るとともに、表示・公表制度の普及の徹底を図ること。また、消防用機械器具に係る型式承認の失効制度による失効期日が到来している消防用機械

器具等の取替えを推進すること。

④ 一般家庭において、防火安全を更に向上させるため消火器、ガス漏れ警報器、防災製品等の家庭用防災機器等の普及推進を図ること。

b 春季全国火災予防運動（昭和59年2月29日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

(イ) 全国山火事予防運動（昭和59年2月29日～3月6日）

全国山火事予防運動は、予防運動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施されている。

昭和59年の全国山火事予防運動では、「燃やすまいみんなの暮らしにいきる山」を統一標語として、広報活動、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(ウ) 車両火災予防運動（昭和59年2月29日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、昭和59年の車両火災予防運動では、車両、車庫等について査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、車両火災防止の徹底を図った。また、自家用乗用車に対する消火器の普及を図った。

(エ) 文化財防火デー（昭和59年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」としている。

昭和59年の文化財防火デーは、第30回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火対策に努めている。

イ 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが防災知識を確実に身につけ、自主防災に心掛けることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立してゆく必要がある。このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ及びラジオ放送を利用して、地震・風水害・火災対策を中心とした防災知識の普及啓発を行っており、昭和58年度に行った普及啓発事業の内容は、第7-1表のとおりである。

第7-1表 テレビ、ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況
(昭和58年度)

放送内容等	放送局	放送月日
テレビ5分番組 (ご存じですか？ 防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	毎週木曜日
テレビ5分番組 (そのときあなたは？ くらしの中の防災)	フジテレビほか31局	毎週土曜日（一部地域は(土)以外の曜日）
ラジオスポット (おやすみの前に火の点検)	文化放送ほか31局	昭和59年2月29日から3月4日まで毎晩

(2) 自主防災体制

ア 地域の自主防災体制

(ア) 自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。昭和59年4月1日現在では、全国3,278市区町村のうち、1,473市区町村で4万4,022の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）

は32.0%となっている。組織率の高いところは、静岡県97.2%、山梨県93.2%、神奈川県77.3%、東京都68.5%、宮城県63.4%、岐阜県62.3%、愛知県60.7%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方組織率が10%未満のところも17道府県あり、地域によって差が著しい。(附属資料18参照)

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、資機材等の共同購入、防火巡視等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、情報の収集伝達、負傷者等の救出救護、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するため、延べ1,011市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ942市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は昭和58年度で合計31億244万円に達している。消防庁としても、地域ぐるみの防災体制を確立するため、関係団体と連携し、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進することとしている。

(イ) コミュニティ防災センターの整備

消防庁では、住民の自主防災活動の基盤を強化するため、その拠点施設としてコミュニティ防災センターの整備を促進することとし、昭和54年度から市町村に対して補助を行っている。これは、市町村が資機材の備蓄・保管及び展示・教育のための施設、貯水槽あるいは防災資機材等のいずれかを整備しようとする場合、事業費1箇所当たり7,500万円(補助率1/3以内)の範囲内で補助を行うものであり、昭和58年度には、全国で34団体がこの事業を実施した。また、昭和56年度に、平常時には自主防災組織等に対して高度な防災教育・訓練を行うとともに、広域的に防災資機材等を備蓄し、災害時には物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備に対する補助制度を創設し、昭和58年度は1県1市がこの事業を実施した。

(ウ) 婦人防火クラブ・少年消防クラブ

民間の防火組織には、家庭の主婦等を対象とした婦人防火クラブと小・中学生を対象とした少年消防クラブがあり、それぞれの地域における防火思想の普及等に貢献している。消防庁としても、自主防災体制整備の一環として、両クラブの未設置地域の解消、クラブ員数の増加に努めるよう地方公共団体を指導しており、昭和59年4月1日現在(少年消防クラブについては5月1日現在)の組織数は、第7-2表のとおり、婦人防火クラブが1万1,867団体、186万225人、少年消防クラブが6,040団体、66万9,438人となっている。

第7-2表 婦人防火クラブ及び少年消防クラブの推移

(単位：団体、人)

区分 年別	婦人防火クラブ				少年消防クラブ			
	組織数	指数	クラブ員数	指数	組織数	指数	クラブ員数	数指
57	10,740	100	1,646,700	100	5,039	100	590,734	100
58	11,248	105	1,777,535	108	5,848	116	657,787	111
59	11,867	110	1,860,225	113	6,040	120	669,438	113

婦人防火クラブは、日ごろ家庭で火気使用器具を取り扱う機会の多い婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整えるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。また、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められており、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行っている。なお、全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長消防庁長官)では、毎年優良なクラブと指導者の表彰を行っており、昭和59年3月には、11クラブに対して表彰旗、49クラブ及び指導者10名に対して記念品を授与して表彰を行った。また、広く幼年期からの防火教育の徹底を図るため、消防機関等の指導の下に、幼年消防クラブの組織化が進められており、

婦人防火クラブ、少年消防クラブとともに、地域の防火防災意識の高揚に大きく寄与することが期待されている。

イ 施設の自主防災体制

(ア) 自主防火体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の充実、消防用設備等の整備だけでは十分でなく、国民が自らを守るため自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の施設に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は法令上、編成、装備等の内容について規定されておらず、施設の実態に即したものが少ないことから、自衛消防組織の活動が十分な効果をあげているとはいえず、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できないこともありうる状況となっている。

このことから、現行の法令を補完する意味で東京都をはじめとする幾つかの地方公共団体では、火災予防条例で施設の用途、規模に応じた自衛消防隊の設置を義務付けるとともに、その人員、装備についても一定の義務を課し、施設の防災体制の強化を図っている。

今後、施設やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

(イ) 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただし、石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。

(ウ) 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の

危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

8 予 防 行 政

(1) 防火管理制度

消防法第8条は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならないこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

昭和59年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第8-1表のとおりであり、防火管理者選任率75.6%(前年同期75.1%)、消防計画作成率57.9%(前年同期56.0%)となっており、前年に比較し若干の改善はみられるものの、依然として低い状況にある。業種別にみると、表示制度の実施もあって旅館等の改善が進んでいる一方、公会堂、バー、キャバレー、飲食店、特定複合用途防火対象物が著しく低率となっている。しかし、この種の用途に供される防火対象物は、階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するため、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、消防法第8条の2では、高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防

第8-1表 全国の防火管理実施状況

(昭59. 3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画を作成して いる防火 対象物数	
			選任率 (%)	選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)
(一) 劇場等	イ 公会堂等	2,460	2,115	86.0	1,721	70.0
	ロ 公会堂等	38,615	23,407	60.6	15,870	41.1
(二) キャンパレー等	イ キャンパレー等	2,555	1,424	55.7	939	36.8
	ロ キャンパレー等	10,369	7,392	71.3	5,218	50.3
(三) 料飲店等	イ 料飲店等	7,448	5,633	75.6	3,841	51.6
	ロ 料飲店等	43,702	30,040	68.7	20,240	46.3
(四) 百貨店等	イ 百貨店等	49,175	34,476	70.1	26,297	53.5
	ロ 百貨店等	48,283	41,941	86.9	35,245	73.0
(五) 旅館等	イ 旅館等	75,892	54,058	71.2	37,186	49.0
	ロ 旅館等	21,528	18,745	87.1	16,364	76.0
(六) 社会福祉施設等	イ 社会福祉施設等	30,942	28,798	93.1	26,282	84.9
	ロ 社会福祉施設等	14,902	13,703	92.0	12,307	82.6
(七) 学校		43,649	40,991	93.9	37,843	86.7
(八) 図書館等		1,923	1,486	77.3	1,208	62.8
(九) 特殊浴場	イ 特殊浴場	1,517	1,183	78.0	1,000	65.9
	ロ 特殊浴場	7,094	6,437	90.7	5,319	75.0
(十) 停車場		961	799	83.1	641	66.7
(十一) 神社・寺院等		16,218	11,475	70.8	7,427	45.8
(十二) 工場等	イ 工場等	43,544	37,551	86.2	28,977	66.5
	ロ 工場等	155	145	93.5	130	83.9
(十三) 駐車場等	イ 駐車場等	1,073	917	85.5	718	66.9
	ロ 駐車場等	37	26	70.3	23	62.2
(十四) 倉庫等	イ 倉庫等	3,853	2,979	77.3	2,267	58.8
	ロ 倉庫等	63,957	52,389	81.9	40,141	62.8
(十五) 事務所等	イ 特定複合用途 防火対象物	129,007	81,021 (93,567)	62.8 (72.5)	55,519 (58,996)	43.0 (45.7)
	ロ 一般複合用途 防火対象物	18,586	13,206 (14,559)	71.1 (78.3)	9,188 (9,723)	49.4 (52.3)
(十六) 地下街		61	47	77.0	43	70.5
(十七) 文化財		774	625	80.7	519	67.1
計		678,280	513,009	75.6	392,473	57.9

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。
2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

火対象物全体の安全の確保を図ることとしている。

昭和59年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第8-2表のとおりであり、地下街、準地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

第8-2表 全国の共同防火管理実施状況

(昭59.3.31現在)

項目	区分	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	準地下街	計
			特定(3階以上)	一般(5階以上)			
防火対象物数		3,736	47,777	6,861	55	7	58,436
協議事項届出数		1,938	18,940	2,815	54	6	23,753
届出率(%)		51.9	39.6	41.0	98.2	85.7	40.6

(2) 消防用設備規制

ア 防火対象物の実態

昭和59年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(イ)項に掲げるもので、(ロ)項及び(ハ)項を除き延面積150m²以上のもの。第8-3表において同じ。)は234万7,581件である。また、11大都市の防火対象物数は66万6,088件で、全国の防火対象物数の28.4%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(73.8%)、一般複合用途防火対象物(62.8%)、準地下街(57.1%)、特定複合用途防火対象物(43.9%)等である。(第8-3表参照)

第8-3表 防火対象物数(150m²以上)

(昭59.3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		計
	劇場等	公会堂等	ギョレキ等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社・神・寺	工場等	
全	2,978	38,955	3,277	11,113	9,485	47,881	70,690	84,600	461,318	48,244			
11大都市	488	2,363	722	2,241	1,696	9,525	10,570	7,775	184,391	7,641			
割合(%)	16.4	6.1	22.0	20.2	17.9	19.9	15.0	9.2	40.0	15.8			
防火対象物の区分	(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)		計
	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	文化財	地下街	準地下街	
全	37,138	19,683	113,317	2,570	1,696	11,007	3,137	37,956	437,764	349			
11大都市	3,598	3,136	15,751	325	688	4,496	918	6,137	71,687	121			
割合(%)	9.7	15.9	13.9	12.6	40.6	40.8	29.3	16.2	16.4	34.7			
防火対象物の区分	(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		(十八)		計
	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	工場等	地下街	準地下街	
全	20,517	323	202,901	231,337	272,681	171,098	61	7	4,183	1,315	2,347,581		
11大都市	5,116	45	35,054	63,277	119,768	107,403	45	4	658	449	666,088		
割合(%)	24.9	13.9	17.3	27.4	43.9	62.8	73.8	57.1	15.7	34.1	28.4		

(注) 割合は、全国の防火対象物数を100とした場合における11大都市の占める%である。

イ 消防用設備等の規制の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び連結送水管等の消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第8-4表に示すとおりであり、昭和59年3月31日現在、屋内消火栓

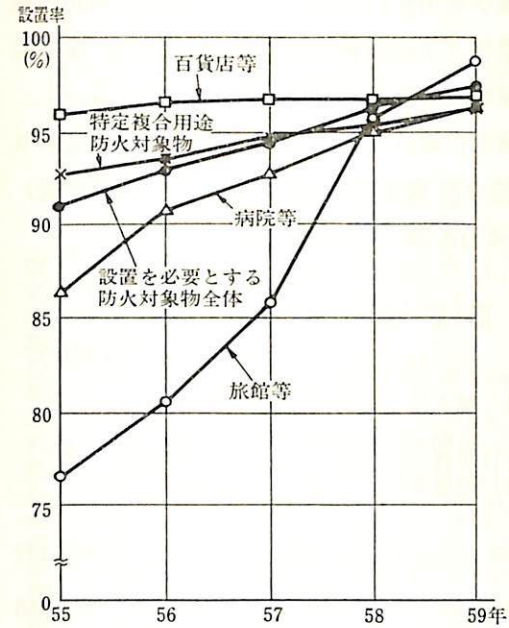
第8-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(昭59. 3. 31現在)

特定防火対象物	事項	消防用設備				スプリンクラー設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
劇場等		1,490	1,277	213	85.7	256	239	17	93.4
公会堂等		3,936	3,583	353	91.0	279	273	6	97.8
キャバレー等		113	98	15	86.7	18	16	2	88.9
遊技場等		882	818	64	92.7	308	290	18	94.2
料理店等		747	551	196	73.8	4	4	—	100.0
飲食店		933	748	185	80.2	24	24	—	100.0
百貨店等		9,248	7,796	1,452	84.3	2,319	2,253	66	97.2
旅館等		12,819	11,823	996	92.2	645	633	12	98.1
病院等		8,496	8,210	286	96.6	1,251	1,210	41	96.7
社会福祉施設		2,730	2,570	160	94.1	39	37	2	94.9
幼稚園等		1,659	1,479	180	89.2	18	18	—	100.0
特殊浴場		52	48	4	92.3	1	—	1	0.0
特定複合用途防火対象物		12,889	12,242	647	95.0	3,132	3,028	104	96.7
地下街		59	58	1	98.3	50	49	1	98.0
準地下街		—	—	—	—	4	4	—	100.0
計		56,053	51,301	4,752	91.5	8,348	8,078	270	96.8

(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

第8-5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



設備の設置率が91.5% (前年91.1%)、スプリンクラー設備の設置率が96.8% (前年96.1%) になっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第8-5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュー・ジャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、措置命令を発する等厳

(注) 各年とも3月31日現在の数である。 正な措置を講ずるよう指導しており、さらに昭和59年7月には違反処理の手順を示し、悪質な違反対象物の一掃を図る旨、通知したところである。これらの指導の徹底による旅館等の防火対策の改善状況は、第8-5図にも示すとおり顕著である。

なお、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機として、昭和56年1月に行われた消防法施行令の改正の結果、地下街等に設置を義務付けられたガス漏れ火災警報設備の設置状況は第8-6表のとおりである。

第8-6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況 (昭59. 3. 31現在)

防火対象物の区分	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
地下街	51	51	—	100.0
準地下街	6	6	—	100.0
計	57	57	—	100.0

ウ 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格（消防設備士）制度、点検を行う者に対する資格（消防設備点検資格者）制度、定期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和59年3月31日現在、消防設備士の数は延べ48万3,970人となっており（第8—7表参照）、また、消防設備点検資格者の数は第1種（機械系統）4万3,590人、第2種（電気系統）4万2,787人になっている。

第8—7表 消防設備士の数

(昭59.3.31現在)

種別	類別							計
	第1類 (屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	第2類 (泡消火設備)	第3類 (二酸化炭素消火設備等)	第4類 (自動火災報知設備等)	第5類 (金属製避難はしご等)	第6類 (消火器)	第7類 (漏電火災警報器)	
甲種 (工事)	63,455	17,991	15,109	152,424	11,208	—	—	260,187
乙種 (整備)	12,568	4,095	3,746	19,705	6,007	69,845	107,817	223,783

エ 防災規制

(ア) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは火災予防上特に有効であることから、消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街、準地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャパレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物（防災防火対象物）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防災対象物品）には、所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することが義務付けられている。

このうち、じゅうたん等に対する規制は、昭和54年7月1日から施行されたが、当該施行日に防災防火対象物において使用されていたじゅうたん等に

第8—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(昭59.3.31現在)

防火対象物の区分	防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び大道具用の合板等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)
(一) 劇場	2,929	2,111	1,577(74.7)	735	441(60.0)	167	110(65.9)
(二) 公会堂	38,619	25,465	18,289(71.8)	9,772	5,446(55.7)	1,254	804(64.1)
(三) 遊技場	3,061	1,902	1,185(62.3)	1,517	701(46.2)	44	32(72.7)
(四) 料理店	10,779	5,122	3,683(71.9)	2,676	1,363(50.9)	161	106(65.8)
(五) 百貨店	9,470	6,215	4,052(65.2)	3,956	1,723(43.6)	126	75(59.5)
(六) 旅館	48,023	28,982	19,209(66.3)	15,554	7,497(48.2)	642	313(48.8)
(七) 病院	70,560	31,142	20,099(64.5)	16,622	7,867(47.3)	2,719	1,608(59.1)
(八) 幼稚園	84,140	68,295	51,867(75.9)	45,427	22,738(50.1)	1,867	1,107(59.3)
(九) 特殊浴	47,669	38,122	30,335(79.6)	14,407	7,740(53.7)	686	440(64.1)
(十) 特殊浴	36,679	29,569	23,634(79.9)	12,868	6,314(49.1)	789	494(62.6)
(十一) 特殊浴	19,386	15,322	11,731(76.6)	5,912	2,925(49.5)	379	246(64.9)
(十二) 特殊浴	1,674	1,362	1,079(79.2)	1,329	767(57.7)	3	3(100.0)
(十三) 特殊浴	354	222	166(74.8)	105	54(51.4)	117	57(48.7)
(十四) 特定複合用途防火対象物	194,738	105,181	63,993(60.8)	61,283	27,421(44.7)	2,560	1,533(59.9)
(十五) 一般複合用途防火対象物	3,695	1,283	895(69.8)	558	243(43.5)	57	39(68.4)
(十六) 地下街	102	89	67(75.3)	67	40(59.7)	17	14(82.4)
(十七) 準地下街	7	6	3(50.0)	6	3(50.0)	1	—(0.0)
(十八) 高層建築物	7,161	5,149	2,323(45.1)	3,553	1,484(41.8)	225	168(74.7)
計	579,046	365,539	254,187(69.5)	196,347	94,767(48.3)	11,814	7,149(60.5)

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

ついで経過措置が昭和59年6月30日をもって終了したため、これら既存のじゅうたん等に対する防災規制の徹底を図った。

昭和59年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第8-8表に示すとおりである。

(イ) 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

また、この防災表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

昭和59年7月31日までの防災表示者の認定数は2万1,549業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.5%を占めている。）で、前年同期と比較すると1,200業者（5.9%）の増加となっている。

(ウ) 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

昭和58年度の防災製品認定数は第8-9表のとおりである。

第8-9表 防災製品の認定件数

(昭和58年度)

ふ と ん 類							テント・シート・幕類	非常持出袋	防災頭巾	合計
側地・敷布・カー類	わた・プラスチック発泡体等	ふとん・ベッドパッド・マットレス・枕	毛布・ベッドスプレッド・タオルケット							
28	3	43	15	16	6	9	120			

(3) 防火基準適合表示制度

ア 「適マーク」交付状況

(ア) 旅館・ホテル等

表示対象とされた収容人員30人以上、3階建以上の旅館・ホテル等の数は全国で1万7,410件であり、そのうち、立入調査を終了したものは1万7,379

第8-10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)

区 分	表示制度の対象となった旅館・ホテル等の数 (A)	左のうち、立入調査を完了した旅館・ホテル等の数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された旅館・ホテル等の数 (C)[C/A]
昭57. 3.31現在	16,411	15,854 [96.6%]	7,001 [42.7%]
昭57. 9.30現在	16,754	16,700 [99.7%]	11,016 [65.8%]
昭58. 3.31現在	16,873	16,873 [100.0%]	12,435 [73.7%]
昭58. 9.30現在	17,078	17,072 [99.9%]	13,165 [77.1%]
昭59. 3.31現在	17,410	17,379 [99.8%]	13,646 [78.4%]

(注) 交付率とは、本来、表示対象物(A)のうち、立入調査を完了したものの(B)の中で、「適マーク」の交付を受けたものの割合(C/B)をいうものであるが、旅館・ホテル等の場合、既に調査率(B/A)が100%近くに達していることから、表現を簡略化し、表示対象物中「適マーク」の交付を受けたものの割合(C/A)としている。

第8-11表 表示制度の実施状況(劇場、百貨店等)

(昭58. 12. 31現在)

区 分	表示対象物数 (A)	左のうち、立入調査を完了した表示対象物数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された表示対象物数 (C)[C/B]
(一)項イ (劇場、映画館等)	2,573	2,038 [79.2%]	583 [28.6%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	3,939	3,036 [77.1%]	831 [27.4%]
(四)項 (百貨店等)	13,049	9,613 [73.7%]	3,192 [33.2%]
計	19,561	14,687 [75.1%]	4,606 [31.4%]

件(99.8%)である。

表示対象物1万7,410件のうち、「適マーク」を交付されたのは1万3,646件(交付率78.4%)である。(第8-10表参照)

(イ) 劇場, 百貨店等

表示制度の実施により旅館・ホテル等の防火安全対策が飛躍的に向上した

第8-12表 判定項目別不備率(劇場, 百貨店等)
(昭58. 12. 31現在)

判定項目	不備率			
	合計	(一)項イ (劇場, 映画館等)	(一)項ロ (公会堂又は集会場)	(四)項 (百貨店等)
1 防火管理等				
① 防火管理者	11.1	11.6	10.5	11.2
② 消防計画	21.1	25.3	21.7	20.0
③ 避難訓練	41.9	46.9	45.9	39.7
④ 共同防火管理協議事項	18.2	21.0	21.9	16.2
⑤ 防火避難施設等	27.3	18.0	17.8	32.2
⑥ 裸火使用	6.6	4.0	2.4	8.4
⑦ 防災対象物品	31.2	34.0	34.6	29.3
⑧ 点検報告	25.3	33.4	22.6	24.5
2 消防用設備等				
① 消火器	10.0	13.0	8.1	9.9
② 屋内(外)消火栓	21.9	25.3	16.4	22.8
③ スプリンクラー	17.1	15.9	13.9	17.8
④ 自動火災報知設備	23.6	28.3	19.7	23.9
⑤ 漏電火災警報器	19.2	27.8	7.5	17.0
⑥ 非常ベル, サイレン	9.9	16.2	6.3	9.5
⑦ 放送設備	11.7	18.4	13.7	9.2
⑧ 避難器具	16.7	18.2	13.7	17.7
⑨ 誘導灯	26.0	31.1	24.1	25.6
3 危険物施設等	14.7	13.1	18.1	13.6
4 少量危険物, 準危険物, 特殊可燃物	13.5	19.6	11.8	12.6
5 火気使用設備・器具	7.5	9.6	6.7	7.4
6 電気設備	6.2	7.3	5.2	6.3
7 建築構造等				
① 建築構造	16.8	21.2	8.4	18.5
② 防火区画	28.3	31.8	28.5	27.6
③ 階	10.1	12.3	7.4	10.6

ことから, 昭和58年度より全国一斉に実施する表示対象物を劇場, 百貨店等にも拡大し, これらの対象物についても防火安全対策の一層の推進を図ることとした。劇場, 百貨店等の表示対象物数は全国で1万9,561件であり, そのうち, 立入調査を終了したものは1万4,687件(75.1%)である。立入調査を終えた対象物1万4,687件のうち, 「適マーク」を交付されたのは4,606件(交付率31.4%)である。(第8-11表参照)

イ 表示基準に係る不備事項の状況(劇場, 百貨店等)

表示基準に基づく24の点検項目のうち, 不適合の割合が高い項目は, 「避難訓練の未実施」(該当する対象物全体の41.9%), 「防災対象物品の未使用」(31.2%), 「防火区画の不備」(28.3%)などとなっている。(第8-12表参照)

(4) 消防同意及び予防査察等

ア 消防同意の実態

昭和58年度の全国における消防同意事務処理状況は, 第8-13表のとおりである。消防同意は, 火災予防上極めて重要なもので, その性格上, 建築物

第8-13表 消防同意事務処理状況

(昭和58年度)

申請要旨	内訳 件数	同 意		不 同 意				計	
		件数	内 訳 指導無 指導有	件数	理 由				
					構造	設備	避難		その他
新 築	733,652	609,302	124,350	336	23	210	17	89	733,988
増 築	231,001	195,641	35,360	132	19	85	6	28	231,133
改 築	18,633	16,953	1,680	1	—	1	—	—	18,634
移 転	972	847	125	1	—	—	—	1	973
修 繕	130	93	37	—	—	—	—	—	130
模 様 替	239	127	112	3	—	2	—	1	242
用途変更	1,888	755	1,133	12	2	8	1	1	1,900
その他	11,236	10,019	1,217	—	—	—	—	—	11,236
計	997,751	833,737	164,014	485	44	306	24	120	998,236

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので, 理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

について個別的、かつ、具体的な判断が要求されることから、建築物の防火に関する法令の規定について、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう行政組織の充実と連携の強化を図っている。

なお、昭和58年5月、消防法及び建築基準法が改正され、防火地域及び準防火地域以外の区域における戸建専用住宅等については、消防同意を建築主事から消防機関への通知に切り替えることにより、より人命危険の高い対象物に対する重点的な執行を図ることとされ、これに伴い、昭和59年2月に消防法施行令の改正が行われて、昭和59年4月1日から施行された。

イ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和58年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第8-14表のとおりであり、過去5年間の推移は第8-15図のとおりである。

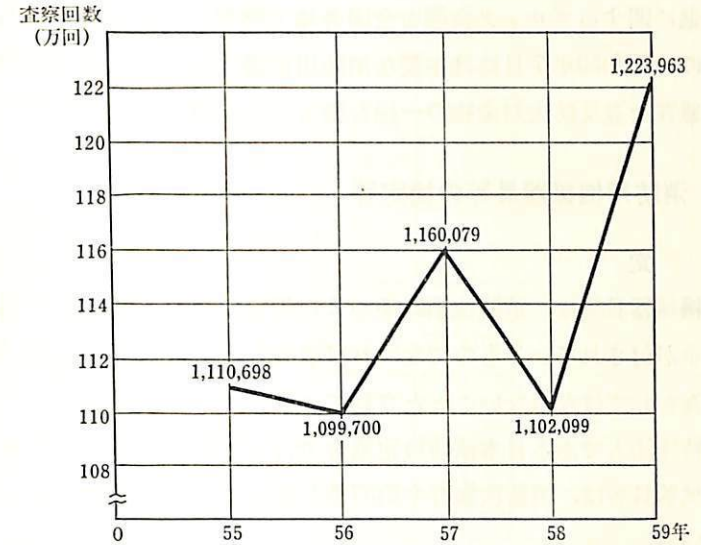
第8-14表 火災予防査察実施状況

(昭和58年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	4,340	23,907	2,181	8,070	6,388	37,383	65,846	81,697	
防火対象物の区分	(四)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	227,898	37,792	30,102	14,803	62,064	1,456	1,677	5,977	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	
査察回数	1,892	16,866	203,542	321	8,812	200	83,438	101,183	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	計
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
査察回数	140,481	48,658	197	29	4,018	368	—	2,377	1,223,963

第8-15図 過去5年間の火災予防査察実施回数の推移

(各年、3月31日現在)



また、予防査察の結果、火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生した際人命に危険があると認める場合は、消防長又は消防署長は消防法第5条の規定により、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。昭和58年度に全国の消防機関がこの規定に基づいて発した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は、第8-16表のとおりである。

また、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、必要な措置をなすべき旨の命令を発することができる。昭和58年度に全国の消防機関がこの規定に基づいて発した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は、第8-17表のとおりである。

これらの措置命令は、指導勧告書の交付等によってもその指摘事項が是正されない場合、当該防火対象物の所有者、管理者等に対して発せられるものである。

なお、昭和58年10月から消防庁予防救急課内に違反処理指導官が設けられ、全国の違反処理や措置命令等の執行を指導することとなり、消防法違反の是正推進に関するブロック会議を全国各地で開催して違反処理の推進を図るとともに、昭和59年7月には主要な消防用設備等について違反処理の手順を示し、悪質な違反防火対象物の一掃を図るよう指導した。

(5) 消防用機械器具等の検定等

ア 検 定

消防用機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定は特殊法人である日本消防検定協会で行っており、検定の対象となる消防用機械器具等は、消防法施行令第37条の規定により、消火器等の16種類とされている。

この検定は、「型式承認」(形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認)と「個別検定」(個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定)とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。昭和58年度の検定申請数量は第8-18表のとおりである。

なお、消防機器等の規格、基準及び認証制度を技術水準の向上に対応したものとするとともにその適正な運用を図るため、昭和58年7月消防庁に消防機器等規格検討委員会を設置し、その推進を図っている。

イ 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は消防用機械器具等の検定の業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

昭和58年度のこれら品目別の鑑定申請件数及び受託試験申請件数は第8-19表のとおりである。

第8-16表 防火対象物に関する措置命令等(消防法第5条)の状況 (昭和58年度)

防火対象物の区分 措置命令の内容等	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	計																			
	劇場等	公会堂等	キャバレー	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社説補建施	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等		工場等	テレビスタ	駐車場等	航空機	倉庫	事務所等	特別消防対象物	一般消防対象物	地下街	地下街	文化財	アーケード	山林	舟	車				
改 修							1	1																												2		
(是正件数)							1	1																												1		
移 転																																						
(是正件数)																																						
除 去								1																													1	
(是正件数)								1																													1	
小 計 (A)							1	2																													3	
(小 計)							2	2																													2	
使 用 止																																						
禁 止																																						
停 止																																						
制 小 計 (B)							3	1	1	1																												8
工 事 の 停 止 (C)																																						
そ の 他 (D)								7	1																													
計							4	8	3	1																												9
(A)+(B)+(C)+(D)							4	8	3	1																												27

(注) 是正件数欄の数は、昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までに発せられた措置命令に基づき、昭和59年3月31日までに是正された件数(昭和59年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

第8-18表 検 定 申 請 数 量

(昭和58年度)

種 別	区 分	型 式 試 験	型 式 変 更 試 験	個 別 検 定
		件	件	個
① 消 火 器	大 型	2	2	19,902
	小 型	94	28	3,749,786
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型	—	—	26,070
	小 型	10	—	1,679,569
③ 泡 消 火 薬 剤		17	—	142,001
④ 動 力 消 防 ポ ン プ	消防ポンプ自動車	26	101	1,824
	手引消防ポンプ	—	—	—
	重可搬消防ポンプ	—	—	—
	軽可搬消防ポンプ	4	—	7,668
⑤ 消 防 用 ホ ー ス	ゴム引	31	20	416,199
	漏 れ	—	—	1,723
⑥ 消 防 用 吸 管		2	—	10,395
⑦ 結 合 金 具		2	4	434,814
⑧ 火 災 報 知 設 備	感 知 器	44	66	4,732,323
	発 信 機	6	3	241,322
	中 継 器	20	4	42,032
	受 信 機	49	25	70,205
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		8	3	134,005
⑩ 閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド		10	6	1,244,910
⑪ 流 水 検 知 装 置		8	—	5,807
⑫ 一 斉 開 放 弁		10	1	9,430
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		8	—	90,665
⑭ 緩 降 機		4	—	10,817
計		355	263	13,071,467

第8-19表 鑑 定 及 び 受 託 試 験 の 申 請 件 数

(昭和58年度)

特殊消防ポンプ自動車の鑑定										その 他の 鑑 定	受 託 試 験	計
水 槽 付	化 学	は し ご 付	屈 折 は し ご 付	大 型 化 学	大 車 高 所 放 水	は し ご 水 槽 付	大 放 水 車 高 所	放 水 塔 付				
287	95	44	23	13	12	3	1	1	14	30	523	
(その2)												
種 別	区 分	型 式 鑑 定 試 験	型 式 変 更 鑑 定 試 験	個 別 鑑 定								
		件	件	個								
簡 火 災 警 報 器	差 動 式	—	—	6,600								
	イ オ ン 化 式	—	—	500								
	光 電 式	—	—	8,630								
予 備 電 源		—	—	112,555								
音 響 装 置		2	—	34,940								
消 火 器 及 び 消 火 器 加 圧 用 ガ ス 容 器 の 容 器 弁		—	—	51,549								
消 火 器 加 圧 用 ガ ス 容 器		2	—	4,153,010								
蓄 圧 式 消 火 器 用 指 示 圧 力 計		1	—	380,262								
エ ア ゾ ー ル 式 簡 易 消 火 具		69	—	2,606,270								
計		74	—	7,354,316								

(6) そ の 他

気体燃料を使用する機器の多様化及び昭和57年8月23日に発生した三重県四日市市の合成樹脂類貯蔵倉庫において26人の負傷者を出した爆発火災等にかんがみ、その安全対策を徹底するため、昭和58年12月、火災予防条例準則の一部を改正した。

この改正により、気体燃料使用機器の位置等に関する基準、合成樹脂類の貯蔵又は取扱いに関する基準等を定めるとともに、火気を使用する場所等についての規定の整備を図った。

9 危険物行政

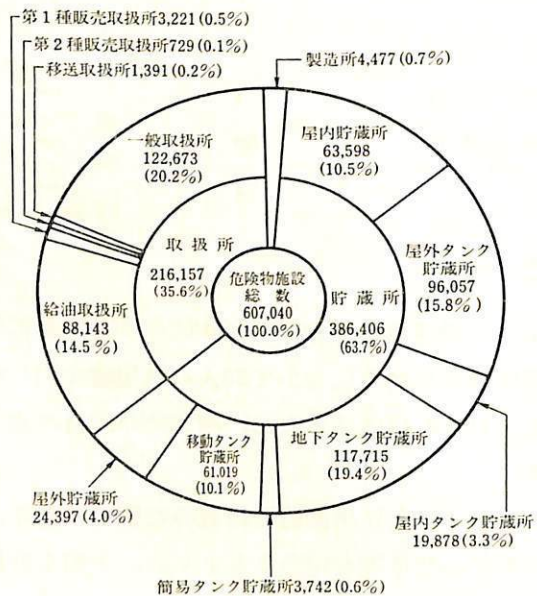
(1) 危険物規制

消防法は、同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品（危険物）について保安上の規制を定めている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないが、また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならないとされている。

第9-1図 危険物施設数の状況

(昭59. 3.31現在)



ア 危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）

(ア) 危険物施設の数

昭和59年3月31日現在における危険物施設の総数は、60万7,040施設で前年同期(60万1,905施設)に比べて5,135施設(0.9%)増加している。施設別にみると一般取扱所が12万2,673施設(全体の20.2%)と最も多く、次いで地下タンク貯蔵所の11万7,715施設(19.4%)、屋外タンク貯蔵所9万6,057施設(15.8%)等となっている(第9-1図参照)。なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は59万1,144施設と全体の97.4%を占めている。

危険物施設数の最近における推移は第9-2表にみられるとおり、第二種販売取扱所、移動タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所が高い伸びを示してい

第9-2表 危険物施設数の推移

(各年3月31日現在)

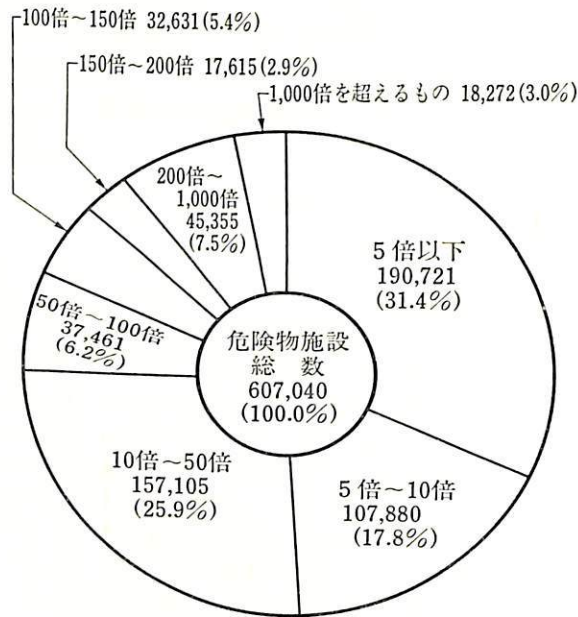
施設	年	55 (A)	56	57	58 (B)	59 (C)	増減率(%)	
							(C/A -1) ×100	(C/B -1) ×100
製 造 所		4,272	4,346	4,393	4,435	4,477	4.8	0.9
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	60,165	61,554	62,789	63,440	63,598	5.7	0.2
	屋外タンク貯蔵所	100,373	97,509	97,007	96,341	96,057	△4.3	△0.3
	屋内タンク貯蔵所	19,451	19,923	20,013	19,955	19,878	2.2	△0.4
	地下タンク貯蔵所	104,193	109,755	113,398	115,724	117,715	13.0	1.7
	簡易タンク貯蔵所	4,187	4,076	3,953	3,871	3,742	△10.6	△3.3
	移動タンク貯蔵所	52,350	54,986	57,126	58,662	61,019	16.6	4.0
	屋外貯蔵所	25,637	25,662	25,466	24,921	24,397	△4.8	△2.1
小 計	366,356	373,465	379,752	382,914	386,406	5.5	0.9	
取 扱 所	給油取扱所	84,588	86,056	86,962	87,678	88,143	4.2	0.5
	第一種販売取扱所	3,462	3,416	3,351	3,284	3,221	△7.0	△1.9
	第二種販売取扱所	604	647	667	705	729	20.7	3.4
	移送取扱所	1,357	1,366	1,382	1,380	1,391	2.5	0.8
	一般取扱所	114,737	117,756	120,068	121,509	122,673	6.9	1.0
	小 計	204,748	209,241	212,430	214,556	216,157	5.6	0.7
計	575,376	587,052	596,575	601,905	607,040	5.5	0.9	

るが、簡易タンク貯蔵所、第一種販売取扱所、屋外貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は減少傾向にある。

(イ) 危険物施設の規模別構成

昭和59年3月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は、第9-3図のとおりであり、規模別の構成比は、前年同期とほとんど変わっていない。

第9-3図 危険物施設の規模別構成比 (昭59. 3. 31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者は、

危険物取扱いの資格を得ることができる。

昭和58年度において危険物取扱者試験は全国で146回（前年度162回）実施されている。受験者数は32万6,578人（前年度31万6,845人）、合格者は14万2,522人（13万2,831人）で平均の合格率は43.6%（41.9%）となっている（第9-4表参照）。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第4類が16万6,008人（全体の50.8%）と最も多く、次いで丙種の13万8,208人（42.3%）となっており、この両方で全体の93.1%を占めている。合格者数でも乙種第4類（5万6,216人、39.4%）と丙種（7万3,255人、51.4%）の両方で全体の90.8%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和59年3月31日現在、281万1,999人となっている。

第9-4表 危険物取扱者試験実施状況

(昭和58年度)

種別 区分	甲種	乙種						丙種 小計	計	
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
受験者数	8,186	2,425	2,129	2,442	166,008	1,221	5,959	180,184	138,208	326,578
合格者数	2,932	1,785	1,686	1,800	56,216	1,047	3,801	66,335	73,255	142,522
合格率 (%)	35.8	73.6	79.2	73.7	33.9	85.7	63.8	36.8	53.0	43.6

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和58年度において、保安講習は、全国で延べ510回（前年度501回）実施され10万5,959人（9万792人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は、第9-5表のとおりである。

第9-5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						小計	丙種	種類別 総計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
54	108,728	5,793	2,793	2,435	2,824	95,892	1,448	7,200	112,592	7,639	126,024
55	108,311	5,421	2,435	2,387	2,469	93,777	1,203	7,271	109,542	8,577	123,540
56	90,872	4,806	2,185	1,950	2,141	81,569	1,038	6,102	94,985	9,206	108,997
57	90,792	4,724	2,169	2,025	2,218	76,157	1,020	5,761	89,350	9,840	103,914
58	105,959	5,727	2,259	2,022	2,280	89,481	1,092	6,046	103,180	11,142	120,049

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

石油精製事業所等の一定規模以上の危険物施設の所有者等には、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和59年3月31日現在における事業所総数25万9,537のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、1万2,494であり、その状況は第9-6表のとおりである。

第9-6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

(各年3月31日現在)

区分 年	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭和55年	—	1,664	9,961	47
56	261	1,559	10,531	48
57	237	1,607	11,496	54
58	236	1,623	12,130	62
59	244	1,669	12,481	71

オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物

を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められている。

昭和58年度においてこの承認を受けた件数は、仮貯蔵が7,667件（前年度7,633件）、仮取扱いが1万257件（8,449件）となっている。

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められていないが、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和58年度においてこの承認を受けた件数は、4万6,019件（前年度4万2,545件）となっている。

キ 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。昭和58年度に実施された保安検査は446件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは437件、特定移送取扱所に関するものは9件となっている。（第9-7表参照）

第9-7表 保安検査の実施状況

区分	年度				
	54	55	56	57	58
特定屋外タンク 貯蔵所に関するもの	301	340	434	418	437
特定移送取扱所 に関するもの	10	10	9	10	9
計	311	350	443	428	446

ク 立入検査及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び

危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

昭和58年度においては、37万1,896（前年度36万1,941）の危険物施設について、延べ48万3,783回（47万7,555回）の立入検査が行われている。（第9-8表参照）

第9-8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区分	年度	54	55	56	57	58
検査施設数		360,876	350,877	357,677	361,941	371,896
検査延回数		510,620	481,743	474,828	477,555	483,783

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵又は取扱い、若しくは当該施設の位置、構造又は設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造、設備の基準に関する措置命令等の命令をすることができる。

昭和58年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、2,070件（前年度2,473件）となっている。（第9-9表参照）

第9-9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分	危険物の貯蔵、取扱いに関する遵守命令（法第11条の5）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法第12条第2項）	製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	計
54	3,537	2,734	50	—	929	7,250
55	1,781	2,066	51	78	377	4,353
56	1,213	1,505	49	54	298	3,119
57	1,126	899	39	97	312	2,473
58	964	780	25	68	233	2,070

(2) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の定めるところにより、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって意見を述べる事等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

新東京国際空港航空燃料パイプラインの基本計画は、昭和53年9月に告示され、同年10月には工事計画が、昭和57年12月には保安規程が認可されている。二系統のパイプラインのうち一系統については、昭和58年3月末に完成検査が完了し、同年8月からその事業用施設の供用が開始され、残る一系統については昭和59年6月に完成検査が完了し、同年8月から供用されている。消防庁は、運輸省とともに事業用施設の保安に関し、これらの認可、完成検査、保安検査等を実施してきている。

なお、石油パイプライン事業法の適用対象は現在新東京国際空港航空燃料パイプラインのみであり、それ以外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

10 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の状況

ア 石油コンビナート等特別防災区域の現況

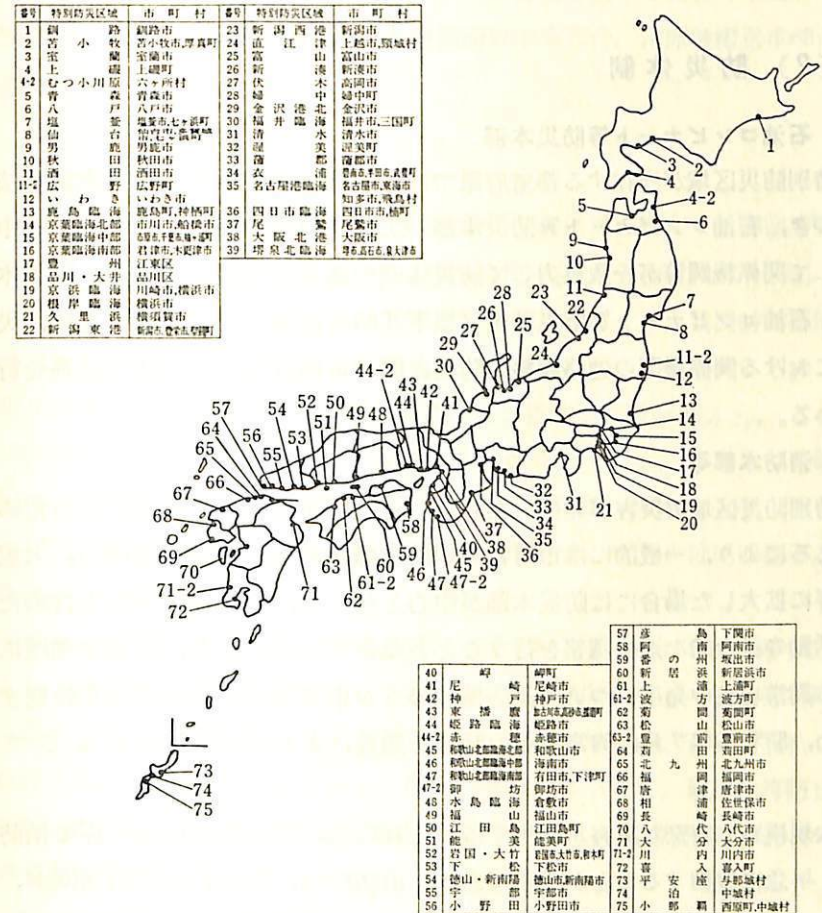
一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域の現況は、第10—1図のとおりであり、当初、昭和51年7月に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、その後7地区が追加指定され、現在は、33都道府県にわたって82地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、昭和59年4月1日現在、第一種事業所が533事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は253）、第二種事業所が412事業所ある。なお、石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料21のとおりである。

第10—1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(昭59. 8. 1現在)



イ 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地

方公共団体及び第一種事業者の費用分担の下にその設置を推進することとしている。昭和58年3月、宮城県の塩釜地区において塩釜港緩衝緑地が完成した。

(2) 防災体制

ア 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

イ 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の発生について消防機関等への迅速かつ確かな通報を徹底するため、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にしたところである。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が、特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正してこれを強化した。

昭和59年4月1日現在、特別防災区域の所在市町村には、大型化学消防車94台、大型高所放水車83台、泡原液搬送車92台、その他の消防車2,823台、泡消火薬剤3,326kl、消防艇47艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域の所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備20基、泡原

液搬送車26台、泡放水砲36基、高発泡器12基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域の所在市町村に対し、大型化学消防車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて昭和58年度までに76団体で、大型化学消防車66台、大型高所放水車72台、泡原液搬送車63台が整備されている。

ウ 自衛防災組織等

(ア) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和59年4月1日現在、945の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか103の共同防災組織、63の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時7,242人の防災要員、203台の大型化学消防車、149台の大型高所放水車、161台の泡原液搬送車、42隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模等に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（「特定防災施設等」）を設置しなければならないこととされている。昭和59年4月1日現在、流出油等防止堤が200事業所に、消火用屋外給水施設が657事業所に、非常通報設備が945の全事業所に設けられている。

(イ) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ確かな対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討し、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育のあり方を調査研究し、その

結果を「自衛防災組織等のための防災活動の手引」として、昭和58年には屋外タンク編を、また、昭和59年にはプラント編をとりまとめているところであり、さらに共同防災組織についてその実態を調査している。

(3) 事業所のレイアウト規制

ア レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる第一種事業所は、昭和58年度に新たに対象となった4事業所を含め、253事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体の量に占める割合は、石油にあっては68%、高圧ガスにあっては97%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

イ 第一種事業所の新設等の届出の現況

昭和58年度における事業所の新設及び変更の届出件数は、37件あった。新設又は変更の届出がなされ、工事が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和58年度の確認件数は40件である。(第10-2表参照)

なお、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮を図るとともに、届出を必要としない軽微な変更の範囲を明確にする等により事務の簡素合理化を図っている。

第10-2表 第一種事業所の新設等の届出の現況

区分	件数 年度	新設・変更届出件数					審査件数					確認件数				
		54	55	56	57	58	54	55	56	57	58	54	55	56	57	58
新設		3	5	3	1	1	1	5	3	2	1	4	2	2	3	1
変更		99	105	52	23	36	93	114	60	25	34	64	81	93	61	39
計		102	110	55	24	37	94	119	63	27	35	68	83	95	64	40

11 林野火災対策

(1) 林野火災特別地域対策事業

ア 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。

この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防衛訓練等を総合的に行おうとするものであり、昭和58年度までに、27都道府県の647市町村にわたる148地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数ある。

イ 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に消防無線、防火水槽、可搬式消火機材及び林野火災用工作機器の整備に補助を行っている。昭和59年度から新たに自然水利利用施設、受令機、可搬式送水装置及び空中消火等補給基地を補助対象としている。

昭和58年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備は、第11—1表のとおりである。

第11—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	消防無線	防火水槽	林野火災用可搬式消火機材		林野火災用工作機器
			可搬式散水装置	軽可搬式消防ポンプ	
数量	633台	1,382基	251組	38組	51台

(2) 広域消防体制の整備

ア 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及び都道府県を中心としたヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

林野火災の空中消火方法は、消防研究所が昭和39年以来大震災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て開発したものであり、昭和50年から実用化されている。

空中消火方法は、従来の林野火災の消火が多数の消防職団員による長時間の困難かつ危険な作業によって行われたのに比べて、極めて効果的な消防戦術である。

昭和59年4月1日現在、39都道府県において空中消火用の消火薬剤散布装置、混合資機材、消火薬剤等が整備されている。

なお、消防庁では、昭和59年度からヘリコプター離着陸用広場、貯水槽、資機材保管等施設及び空中消火等資機材からなる空中消火等補給基地の整備について国庫補助を行っている。

イ 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請による自衛隊のヘリコプターの協力を得て行われている。

昭和50年以降の空中消火の実施状況は第11—2表のとおりである。

第11—2表 空中消火の実施状況

年	50	51	52	53	54	55	56	57	58
実施件数	1	10	9	22	11	36	15	42	32

(3) 出火防止対策等

ア 出火防止対策等の徹底

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が大半を占めている。また、失火者が出火場所へ来た理由は、20ha以上の林野火災をみると、農作業、山菜取り等が主なものである。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

- ① 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底等を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、林野火災の多発期に当たる春先の2月末日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練などを通じて山火事防止を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の推進、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項をとりまとめ、林野火災の多発期を前に昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発し、林野火災対策をより一層推進するよう指導しているところである。

イ 林野火災に係る調査研究

林野火災は、いったん発生すると、気象、地形、林況等の自然的条件により特異な延焼形態をたどる場合が多い。

このため、消防庁では、大規模な林野火災に発展する危険性の高い地域を

予測することにより、今後の林野火災対策を重点的に講ずる地域を把握するため、林野火災の拡大予測の調査を行っている。

また、林野庁と共同して、昭和58年4月の東北地方を中心とした大規模林野火災の状況を調査し、異常乾燥・強風下における林野火災対策を検討している。

12 特殊災害対策

(1) ガス災害対策

ガスによる災害を予防するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けており、また、消防法により、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、日本開発銀行による融資制度などにより設置の促進に努めている。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。特に昭和58年度は、昭和58年11月22日の静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し事故の再発防止に努めている。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

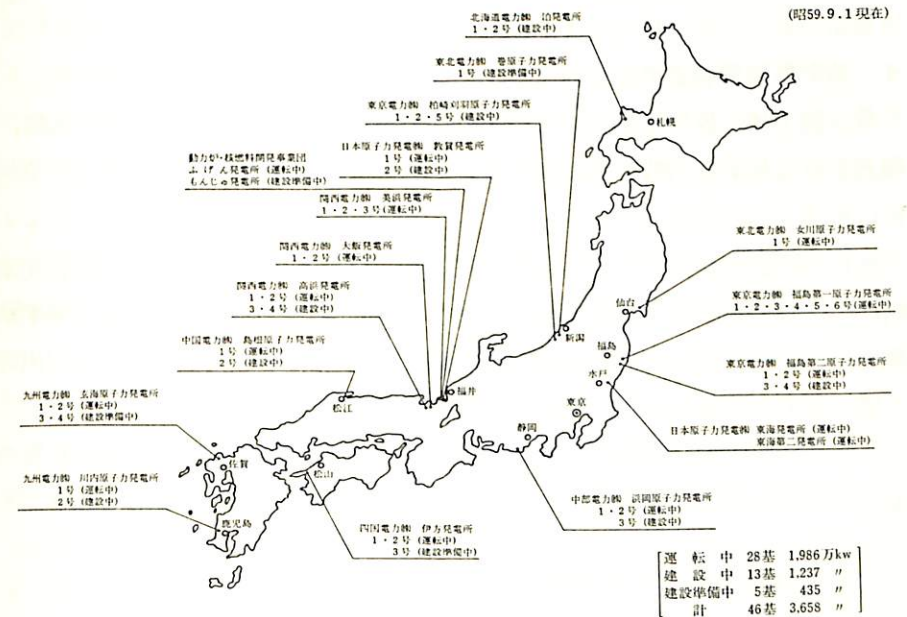
(2) 原子力災害対策

ア 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっ

ているが、原子力発電所(第12-1図参照)等の原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

第12-1図 原子力発電所立地地図



(注) 科学技術庁、資源エネルギー庁の資料による。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対

策について」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の都道府県と市町村は、災害対策基本法に基づく地域防災計画において、原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えている。さらに、これら関係地方公共団体では、地域防災計画に基づいて防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策のより一層の整備充実が進められている。

イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素(RI)の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

(3) 高層建築物及び地下街等の火災対策

ア 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般的に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制(消防法第8条の2)、防災規制(同法第8条の3)、消防用設備等の規制(同法第17条)が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフト

の両面から厳しい規制が行われている。

なお、最近では、防災に関する情報や防災機器の操作を防災センターで一括制御する総合防災システムの開発が進んできているので、消防庁としても、その有効性や改善方法等について検討している。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

イ 地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、建設省、消防庁、警察庁、運輸省等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設は原則として認めないこととし、公益上真に建設がやむを得ないものについては、防災上可能な限りの安全策を講じさせること等、厳しい規制を行ってきている。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため最大限の規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性と、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになったため、地下街中央連絡協議会に資源エネルギー庁が加わり、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁により、準地下街の新設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、さらに、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。昭和59年3月31日現在の準地下街の防災改修の進捗状況は第12-2表に示すとおりである。

第12—2表 準地下街の防災改修の進ちょく状況

(昭59. 3. 31現在)

項目	消防用設備等の名称	消火器	スプリンクラ設備	水噴霧等消火設備	自動火災報知設備	ガス漏れ警報設備	非常警報設備 非常ベル・自動式サイレン	放送設備	誘導灯
	設置義務を有する準地下街	設置済みのもの	7	3	2	4	4	2	2
	一部不適格のもの	—	2	1	2	2	1	4	1
	違反	—	1	—	1	—	—	1	—
設置義務のない準地下街		—	1	4	—	1	4	—	—

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資器材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、前述の火災にかんがみ地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業所との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化している。

(4) 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においても、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資器材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁の間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結

し、海上災害の防止に万全を期している。

なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

(5) 大規模交通災害対策

ア トンネル内火災対策

消防庁は、昭和54年7月11日に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の車両火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示した。

この後、昭和56年4月建設省により「道路トンネル非常用施設の設置基準」が定められたこと等に伴い、管内に当該基準に該当するトンネルを有する消防機関は、車両火災予防運動等の機会に、警察機関及び道路管理者と共同でトンネル内における非常用施設の点検及び火災等の発生を予想した各種訓練を実施して、トンネルの安全確保に努めている。

イ 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、第1種空港及び第2種空港においては、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、また、第3種空港においては、「第3種空港における消防力の基準」に従って防災体制の整備を推進しているが、地方公共団体が管理する第3種空港の消防体制は、一部の空港を除き、なお消防力の整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、昭和54年に、整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に配布し今後の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資している。

消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びそ

の周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、昭和59年4月1日現在、空港所在市町村の58消防機関が協定を締結している。

なお、消防庁では、昭和54年度から空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っている。

また、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合の救急医療体制については、現在、運輸省、厚生省等とともに空港管理者等が整備すべき救急資器材等及び空港管理者、消防機関、周辺の医療機関等の間の連携、協力体制の確保について検討を進めているところである。

(6) 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、道路法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和58年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は85件(前年56件)、死傷者数は123人(53人)であり、前年に比べて事故件数、死傷者数とも増加している。事故の形態としては漏えいが41件と最も多く、約半数を占めている。

事故発生の際に消火、救急・救助及び事故の拡大防止の処置等に從事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

13 消防の教育訓練等

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

ア 教育訓練

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

消防大学校(消防講習所を含む。)の卒業生は、昭和58年度末までに1万3,909人となっている。(第13—1表参照)

第13—1表 卒業生数の推移

区 分	消 防 講 習 所	消 防 大 学 校							計	
		34~53	54	55	56	57	58	小 計		
年度(昭和)	23~33									
卒業生数	3,120	7,291	664	704	719	688	723	10,789	13,909	

(注) 上記のほか、教員短期講習及び実務講習(救助科)及び火災調査講習としてこれまで649人が卒業している。

(ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育課程は、消防大学校校則の定めるところにより、4部9学科となっている。

各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

第1部 消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得

第2部 消防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得

第3部 消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

(イ) 教育訓練の実施状況

昭和58年度及び昭和59年度における各部各学科別の実施回数、学生数及び実施期間等の教育訓練の実施状況は、第13—2表のとおりであり、昭和58年

第13-2表 教育訓練の実施状況

教育課程		昭和58年度		昭和59年度		備 考 (昭和59年度)	
部	学 科	実施回数	学生数	実施回数	学生数		
第1部	本 科	1	49	1	54	4月10日～9月6日 54人	
第2部	警防科	3	172	3	180	前期 4月10日～6月8日 60人 中期 10月23日～12月21日 60人(見込) 後期 1月17日～3月16日 60人(見込)	
	予防科	2	117	2	120	前期 4月10日～7月5日 60人 後期 9月26日～12月21日 60人(見込)	
第3部	上級幹部科	2	102	2	97	前期 6月6日～7月5日 47人 後期 11月7日～12月6日 50人(見込)	
	消防団長科	1	20	1	38	7月11日～7月26日 38人	
第4部	救急科	2	106	2	108	前期 10月23日～12月21日 48人(見込) 後期 1月17日～3月16日 60人(見込)	
	危険物保安科	1	34	1	36	7月11日～10月5日 36人	
	教員科	1	33	1	55	2月14日～3月16日 55人(見込)	
	救助科	2	90	2	97	前期 4月10日～5月31日 47人 後期 9月5日～10月26日 50人(見込)	
計		15	723	15	785		

度には総数723人が卒業し、また、昭和59年度には785人が卒業する見込みである。

なお、急増する入校希望者に対応して、昭和58年度から警防科を1回増加し、年3回実施することとした。

イ 消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では、消防組織法の規定に基づき、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関（以下「消防学校等」という。）に対し、必要に応じ、次のような技術的援助を行っている。

(ア) 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、消防行政、予防技術、警防技術及び救助技術等の実務面の指

導について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

(イ) 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を作成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改定作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出している。

(ウ) 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

(エ) 火災調査講習会

複雑多様化した火災に対処するため、火災調査についての専門的かつ高度な知識と調査技術の向上を図り、もって火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査の指導的立場にある者に対して、昭和58年度において火災調査講習会を実施した。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他 特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、政令指定都市は、「単独に又は 都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されている。

イ 教育訓練の基準

消防学校の教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定め

られている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- (ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。
- (イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。
- (ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- (エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- (オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員は自分の職業を持っているため、消防学校における教育が十分行い難いと認められる場合には、教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

なお、最近における災害の複雑多様化及び消防業務の質的高度化に対処し、消防職員の知識及び技能の一層の向上を図るため、消防庁では、消防学校教育訓練研究会の報告を受けて、昭和58年12月16日に消防学校の教育訓練の基準を一部改正し、告示したところである。改正の主な内容は、「事例研究」「安全管理」等の教科目を新設したほか、時間数の増減を行ったこと等であるが、この改正は昭和60年度から実施することとされている。

昭和59年度はこれに引き続き、消防学校教育訓練研究会において消防団員の教育訓練のあり方について所要の見直しを行っているところである。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第13—3表のとおりである。

第13—3表 科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	昭和57年度	昭和58年度
初 任 教 育	4,391(18.8)	3,877(17.0)
専 科 教 育	11,737(50.2)	11,679(51.1)
警 防 科	3,120(13.3)	3,137(13.7)
予 防 科	3,075(13.1)	3,295(14.4)
機 関 科	831(3.6)	833(3.6)
救 急 科	4,711(20.1)	4,414(19.3)
幹 部 教 育	4,017(17.2)	3,204(14.0)
特 別 教 育	3,246(13.9)	4,083(17.9)
計	23,391(100.0)	22,843(100.0)

第13—4表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	昭和57年度	昭和58年度
6 か 月	43	51
5 か 月	8	2
4 か 月	2	1
計	53	54

(注) 1 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

2 昭和58年度の全国の学校数は、前年度より1校増加している。

初任教育の期間別実施状況は第13—4表のとおりであり、昭和58年度に初任教育を行った54校のうち、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施したのは、51校(うち政令指定都市の消防学校は6校)で前年より8校増加し、また、4か月の教育訓練を実施した学校は2校で、6校減少しており、年々改善されつつある。

新規採用者の初任教育受講状況は、第13—5表のとおりであり、昭和58年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、3,267人で前年度に比べ464人減少したが、これは新規採用者が減少したためであり、受講率は89.4%と前年度の87.7%に比べて1.7%高くなっている。また、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を受講した者は、2,788人で前年度に対し

第13—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人，%)

区 分		昭 和 57 年 度	昭 和 58 年 度
初任教育を受けた者	6 か 月	3,065(72.1)	2,788(76.3)
	5 か 月	528(12.4)	352(9.6)
	4 か 月	138(3.2)	127(3.5)
	3 か 月	—	—
	2 か 月	—	—
	1 か 月	—	—
	小 計	3,731(87.7)	3,267(89.4)
初任教育を受けなかった者		521(12.3)	387(10.6)
計		4,252(100.0)	3,654(100.0)

277人減少したが、新規採用者に占める割合は前年度を4.2%上回り76.3%となっている。

エ 教職員の状況

昭和58年度の消防学校教職員数の状況は第13—6表のとおりである。専任教員516人のうち派遣教員が117人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない道府県が消防学校を設置しているため、多くの道府県が、専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

第13—6表 消防学校教職員数

(昭59. 4. 1現在)

教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		専任	兼任	小計	専任	兼任	小計		
実員	派遣	実員	派遣								
399	117	40	4	560	139	9	148	99	5	104	812

(注) 臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

(3) 全国消防救助技術大会等の実施

ア 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実

を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術を相互交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されている。第13回大会は昭和59年8月24日に名古屋市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、種目内容、安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

イ 全国消防操法大会の実施

消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図り、消防活動の進歩充実に寄与することを目的として、全国消防操法大会が財団法人日本消防協会の主催で隔年実施されており、昭和59年10月21日、横浜市において第9回大会が開催された。

(4) 国際交流

ア アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団の協力の下に発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした集団研修(消防行政セミナー)を実施している。この研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和59年度においても例年どおり約2か月にわたって実施された。これまでの受講状況は第13—7表のとおりである。

イ アジア消防長協会総会

アジア消防長協会(International Fire Chiefs Association of Asia)は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立された。昭和59年11月に、フィリピンのマニラにおいて第13回総会が開催される予定である。

ウ ブラジルへの専門家派遣

昭和59年3月に、日本の技術協力によりブラジル消防本部消防訓練センターが完成したところであるが、さらに、ブラジル政府から消防訓練技術等についての技術協力の要請を受けたので、消防庁は国際協力事業団の協力の下に昭和59年6月、消防救助専門家5名をブラジルへ派遣し、消防訓練技術等の指導を行った。

第13—7表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

(単位：人)

年 度		45~52	53	54	55	56	57	58	59	計
国 名										
1	アフガニスタン	1	1	—	—	—	—	—	—	2
2	バングラデシュ	—	1	1	1	1	1	—	1	6
3	ビルマ	1	—	—	—	—	1	1	—	3
4	インド	6	1	1	—	—	—	—	—	8
5	インドネシア	11	1	1	1	—	1	2	1	18
6	カンボジア	1	—	—	—	—	—	—	—	1
7	クメール	1	—	—	—	—	—	—	—	1
8	ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	5
9	マレーシア	9	1	1	—	1	1	—	1	14
10	ネパール	2	1	—	—	—	—	—	—	3
11	パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	2
12	フィリピン	8	1	2	1	1	1	1	—	15
13	シンガポール	9	1	1	1	1	1	1	1	16
14	スリランカ	—	—	—	—	1	1	—	—	2
15	タイ	6	—	—	1	1	1	—	1	10
16	ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	1
17	韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	3
18	台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	3
19	エジプト	3	—	—	—	—	—	—	—	3
20	イラン	4	1	—	—	—	—	—	1	6
21	ヨルダン	—	—	1	—	—	1	—	1	3
22	サウジアラビア	—	—	—	—	1	—	—	—	1
23	スーダン	—	1	1	—	—	—	—	—	2
24	トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	2
25	パプアニューギニア	—	—	—	—	1	—	—	—	1
26	ブラジル	2	—	1	3	3	2	2	2	15
27	チリ	—	—	—	—	—	1	—	—	1
28	ホンコン	—	—	—	—	—	—	1	1	2
29	コロンビア	—	—	—	—	—	—	1	—	1
30	シリア	—	—	—	—	—	—	1	—	1
31	ジャマイカ	—	—	—	—	—	—	1	—	1
32	リベリア	—	—	—	—	—	—	1	1	2
33	ソロモン	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計		80	10	10	8	11	12	12	12	155

14 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

(1) 活動状況

昭和58年中における全国の消防職団員の活動状況は、第14—1表のとおりである。

そのうち火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし、救急業務を除く。）への出動回数は64万5,604回で、前年を7万8,393回上回り、また出動延人員では883万120人である。1日当たりの出動回数は1,769回、49秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が20.9%で一番多く、次いで火災出動が16.2%となっている。

なお、救急業務は、昭和59年4月1日現在、2,987市町村において実施されており、昭和58年中の出場件数は222万7,930件で前年と比べ4.8%の増加となっている。

(2) 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行にあたらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

昭和58年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は23人、同じく負傷した者は3,556人である。前年に比べて殉職者は6人増加しているが、負傷者は465人減少している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが36.5%と最も多く、次いで演習訓練によるものが27.9%、救急によるものが3.4%となっている。

(第14—2表参照)

第14—1表 消防職員及び

区 分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	59,198 (60,258)	1,198,045 (1,210,572)	89,359 (17,042)	399,310 (159,604)	7,759 (12,302)	45,040 (75,881)
消 防 団 員	45,391 (47,142)	2,008,910 (2,048,797)	863 (1,018)	15,861 (34,044)	5,590 (6,965)	334,255 (551,241)
計	104,589 (107,400)	3,206,955 (3,259,369)	90,222 (18,060)	415,171 (193,648)	13,349 (19,267)	379,295 (627,122)
火災等構成比 (%)	16.2 (18.9)	36.3 (37.4)	14.0 (3.2)	4.7 (2.2)	2.1 (3.4)	4.3 (7.2)
構 成 比 (%)	2.1 (2.3)	12.3 (12.9)	1.8 (0.4)	1.6 (0.8)	0.3 (0.4)	1.5 (2.5)

区 分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	144,835 (132,166)	1,070,533 (1,004,403)	117,256 (111,847)	492,873 (423,389)	439,042 (450,854)	1,572,360 (1,601,540)
消 防 団 員	103,792 (96,984)	4,264,202 (4,134,678)	13,395 (13,895)	377,531 (337,127)	18,046 (16,744)	280,652 (261,588)
計	248,627 (229,150)	5,334,735 (5,139,081)	130,651 (125,742)	870,404 (760,516)	457,088 (467,598)	1,853,012 (1,863,128)
構 成 比 (%)	5.0 (4.8)	20.5 (20.3)	2.6 (2.6)	3.4 (3.0)	9.2 (9.8)	7.1 (7.4)

第14—2表 消防職員及び消防

区 分	計		火 災		風水害等の 災 害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消 防 職 員	6 (3)	2,198 (2,383)	3 (1)	602 (699)	— (—)	7 (16)	— (1)	120 (145)
消 防 団 員	17 (14)	1,358 (1,638)	3 (3)	699 (787)	6 (6)	57 (143)	— (—)	— (—)
計	23 (17)	3,556 (4,021)	6 (4)	1,301 (1,486)	6 (6)	64 (159)	— (1)	120 (145)
構 成 比 (%)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	26.1 (23.5)	36.6 (37.0)	26.1 (35.3)	1.8 (4.0)	— (5.9)	3.4 (3.6)

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

消防団員の活動状況

(昭和58年中、()内は昭和57年中)(単位:回,人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火災等小計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
81,764 (81,035)	447,939 (424,966)	1,670 (1,217)	14,369 (11,369)	191,726 (186,023)	912,360 (918,930)	431,476 (357,877)	3,017,063 (2,801,322)
53,300 (52,312)	1,648,948 (1,629,475)	1,357 (1,083)	47,242 (37,328)	107,627 (100,814)	1,757,841 (1,617,688)	214,128 (209,334)	5,813,057 (5,918,573)
135,064 (133,347)	2,096,887 (2,054,441)	3,027 (2,300)	61,611 (48,697)	299,353 (286,837)	2,670,201 (2,536,618)	645,604 (567,211)	8,830,120 (8,719,895)
20.9 (23.5)	23.7 (23.6)	0.5 (0.4)	0.7 (0.6)	46.4 (50.6)	30.2 (29.1)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
2.7 (2.8)	8.1 (8.1)	0.1 (0.0)	0.2 (0.2)	6.0 (6.0)	10.3 (10.0)	13.0 (11.9)	34.0 (34.5)

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
61,123 (59,639)	233,733 (222,637)	1,176,353 (1,181,994)	2,192,623 (2,080,993)	2,227,930 (2,125,447)	6,524,500 (6,256,549)	4,598,015 (4,419,824)	15,103,685 (14,390,833)
317 (268)	1,849 (1,935)	5,033 (9,980)	125,501 (246,372)	4,112 (3,453)	10,315 (7,956)	358,823 (350,658)	10,873,107 (10,908,229)
61,440 (59,907)	235,582 (224,572)	1,181,386 (1,191,974)	2,318,124 (2,327,365)	2,232,042 (2,128,900)	6,534,815 (6,264,505)	4,956,838 (4,770,482)	25,976,792 (25,299,062)
1.2 (1.3)	0.9 (0.9)	23.8 (25.0)	8.9 (9.2)	45.0 (44.6)	25.2 (24.8)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

団員の公務による死傷者数

(昭和58年中、()内は昭和57年中)(単位:人)

演 習 訓 練		特 別 警 戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
— (—)	566 (652)	— (—)	3 (4)	— (—)	— (2)	3 (1)	900 (865)
2 (2)	430 (514)	2 (2)	27 (17)	— (—)	6 (2)	4 (1)	139 (175)
2 (2)	996 (1,166)	2 (2)	30 (21)	— (—)	6 (4)	7 (2)	1,039 (1,040)
8.7 (11.8)	28.0 (29.0)	8.7 (11.8)	0.8 (0.5)	— (—)	0.2 (0.1)	30.4 (11.8)	29.2 (25.9)

(3) 安全衛生体制の整備

消防庁では、消防活動時の公務災害を防止し、安全対策を講ずるため、昭和56年12月、消防活動安全対策研究会を設置し、訓練時及び警防活動時等の安全管理について検討を重ねてきた。消防庁は、同研究会で得た結論を踏まえ、消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の一例をそれぞれ示し、その整備を進めるとともに、訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ作成し、公務災害防止の徹底を図っている。

また、消防職員の健康管理の徹底等を期するため、衛生管理体制の一例を示し、その整備の推進を図っている。

(4) 処 遇

ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならぬが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

(ア) 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表に区分され、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて優遇しているところが多い。消防職員の平均給料月額は、昭和57年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると、平均年齢33.6歳で18万7,335円であり、一般行政職員の場合は平均年齢36.8歳で20万1,027円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が5万5,545円であり、一般行政職員は4万2,573円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

(イ) 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、更に交替制勤務は2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部にわかれ、当

番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部にわかれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、出勤頻度等業務の実態を勘案し、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、その他の団体でも通信指令部門・救急部門等において採用されている。

週休2日制については、国家公務員の実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則通り画一的に適用することは困難であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2日制の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法（16週18休、8週9休等）で順次実施している。

なお、昭和60年3月31日から消防職員についても60歳定年制が施行されることとなっている。

(ウ) 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでにも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員をとりまく勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

(エ) 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和58年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,485件であり、職員1,000人当たりの受理件数は19.5件となっている。ちなみに、警察職員は27.7件であり、最も多いのは清掃事業職

員 (68.4件) である。

イ 消防団員の処遇

(ア) 報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、役務の対価としての報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出動手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和59年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第14-3表のとおり改善措置が講じられた。

第14-3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位:円)

項目	年 度	58	59
報 酬			
団 員 (年 額)		14,500	15,000
団 長 (年 額)		50,000	51,000
出 動 手 当 (1回当たり)		4,200	4,300
県内出張旅費 (1回当たり)		5,530	5,530
公務災害補償負担金			
人口 1 人 当 たり		3	3
団 員 1 人 当 たり		1,600	1,700
退職報償金負担金			
団 員 1 人 当 たり		10,380	10,380

(イ) 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第14-4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、

第14-4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位:人)

区分	年	54	55	56	57	58
死 者		15	13	24	14	17
負 傷 者		1,783	1,697	1,698	1,638	1,358
計		1,798	1,710	1,722	1,652	1,375

市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第14-5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

第14-5表 補償基礎額改定状況

(単位:円)

年 度	階 級	勤 務 年 数		
		10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上
57	団 長, 副 団 長	8,440	9,120	9,800
	分 団 長, 副 分 団 長	7,070	7,750	8,440
	部 長, 班 長, 団 員	5,700	6,390	7,070
58	団 長, 副 団 長	8,440	9,120	9,800
	分 団 長, 副 分 団 長	7,070	7,750	8,440
	部 長, 班 長, 団 員	5,700	6,390	7,070
59	団 長, 副 団 長	8,640	9,320	10,000
	分 団 長, 副 分 団 長	7,270	7,950	8,640
	部 長, 班 長, 団 員	5,900	6,590	7,270

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第14—6表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

第14—6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

年度 区分	54	55	56	57	58
死者	1	2	2	10	2
負傷者	256	206	202	247	181
計	257	208	204	257	183

(注) 昭和59年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

(ウ) 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、休養又は療養、リハビリテーション、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、その他必要と認める施設として休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、介護料、特別支給金、特別援護金、特別給付金の支給及びアフターケアの実施となっている。

(エ) 退職報償金

非常勤消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数5年以上10年未満の団員で5万円、勤務年数30年以上の団長で60万円となっている。(第14—7表参照)

(オ) 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消

第14—7表 退職報償金支給額

(昭和59年度)(単位：円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	90,000	180,000	255,000	350,000	475,000	600,000
副団長	75,000	160,000	220,000	300,000	420,000	550,000
分団長及び副分団長	65,000	145,000	195,000	265,000	365,000	500,000
部長及び班長	60,000	130,000	180,000	240,000	330,000	450,000
団員	50,000	120,000	170,000	220,000	300,000	420,000

防団員の退職報償金の支払いについても基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る基金の支払額について、従前、市町村の支給額の二分の一の額であったものが全額となった。

昭和59年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,914市町村(全市町村の89.5%)、退職報償金支払業務については3,227市町村(全市町村の99.3%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

昭和58年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第14—8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第14—9表のとおりである。

第14—8表 公務災害補償費の支払状況

(昭和58年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,829	208,038
休業補償	1,084	142,237
傷病補償	9	13,847
障害補償	160	186,446
遺族補償	424	495,909
葬祭補償	16	4,912
計	3,522	1,051,389

第14—9表 福祉施設の実施状況

(昭和58年度)

福祉の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
外科後処置	4	7
休養	1	82
療養	3	626
補装具	1	10
休業援助金	983	44,704
奨学援助金	160	23,402
就労保育援助金	6	184
介護料	15	5,947
アフターケア	5	5,117
障害特別支給金	29	16,710
遺族特別支給金	18	54,000
障害特別援助金	6	10,300
遺族特別援助金	18	51,000
傷病特別給付金	11	2,608
障害特別給付金	141	38,190
遺族特別給付金	329	93,550
計	1,730	346,437

昭和58年度の退職報償金の支払額は、7万3,897人（遺族を含む。）に対し121億1,287万円となっている。

なお、市町村の基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

(5) 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく表彰、消防表彰規程に基づく表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業等に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア 叙 位

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のある者を対象としており、現在

死亡者のみについて運用されている。

イ 叙 勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春（4月29日）と秋（11月3日）に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

ウ 褒 章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は公同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄附し、功績顕著な者に授与される。

エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

(ア) 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績のあった個人及び団体に授与される。

(イ) 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と、積年にわたる功労に対し毎年定期的に表彰する定例表彰がある。

(ア) 随時表彰

a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる消防吏員及び消防団員に授与される。

- b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員及び消防団員に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員及び消防団員に授与される。
- d 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員及び消防団員に授与される。
- e 表彰状 功労顕著な者で、上記三章（a～c）を授与されるに至らない者及び功労顕著な消防機関並びに部外の個人、団体に功績顕著な者に授与される。
- f 賞状 功労顕著な消防隊に授与される。

(イ) 定例表彰

- a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で、かつ、成績特に優秀な者に授与される。
- b 永年勤続功労章 25年以上勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。
- d 竿頭綬 表彰旗が授与される消防機関に準ずる機関に授与される。
- e 表彰状 国民安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人及び団体に授与される。

第14—10表 消防関係者の表彰者数等

表彰等の種類	年度	54	55	56	57	58
叙位		59	61	73	92	85
特別叙勲等		70	73	88	88	88
生存者叙勲		724	752	724	721	770
銀杯		—	—	—	—	—
木杯		—	1	1	2	—
紅綬褒章		—	—	—	—	—
	(55. 4. 29)	(56. 4. 29)	(57. 4. 29)	(58. 4. 29)	(59. 4. 29)	
黄綬シ		2	1	2	1	3
	(55. 4. 29)	(56. 4. 29)	(57. 4. 29)	(58. 4. 29)	(59. 4. 29)	
藍綬シ		42	50	44	50	42
紺綬シ		163	176	80	14	16
総理大臣表彰						
安全功労		4	4	5	5	5
防災功労		2	10	11	9	9
消防庁長官表彰						
安全功労		17	14	21	15	16
防災功労		3	10	19	7	20
消防庁長官表彰(随時)						
特別功労章		—	6	2	3	2
顕功章		2	2	4	5	4
功績章		9	—	8	11	5
顕彰状		7	—	5	3	4
表彰状		2	4	7	9	5
賞状		—	—	3	—	1
消防庁長官表彰(定例)						
功労章		116	109	122	140	144
永年勤続功労章		1,476	1,497	1,603	1,618	1,897
表彰旗		44	42	42	43	42
竿頭綬		84	82	79	76	78
賞じゆつ金		7人	8人	12人	11人	11人
	2,950万円	8,500万円	6,480万円	6,410万円	6,100万円	
報賞金		8人	7人	4人	5人	5人
	510万円	1,150万円	240万円	190万円	280万円	
退職消防団員報償						
1号報償		12,483	10,784	11,591	10,003	8,008
2号報償		27,014	22,224	22,386	19,736	17,036

(ウ) 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

- a 賞じゅつ金 災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった場合で、その功勞により特別功勞章、顕功章、功績章が授与されたときに支給される。
- b 殉職者特別賞じゅつ金 災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出勤し生命の危険を顧みることなく職務を遂行し、死亡した場合で、その功勞により特別功勞章が授与されたときに支給される。
- c 報賞金 随時表彰に際し、賞じゅつ金支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

カ 退職者報償

非常勤消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その勞に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状が、それぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第14—10表のとおりである。

15 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における消防の科学技術に関する国立研究機関として昭和23年に創設されて以来それぞれの時代における社会及び消防行政の要請に応じた研究を行って来た。

昭和58年度の研究体制は、職員57人(うち研究職員37人)、予算は、科学技術庁からの移替えによる原子力試験研究費865万円、科学技術振興調整費関連の研究費1,831万円を含め5億2,370万円となっている。

昭和58年度に実施した主な研究は次のとおりである。

(1) 大震火災対策に関する研究

ア 水幕設備等による市街地火災の防御に関する研究

大震時における市街地火災の拡大防御と避難路確保のために、水幕設備と樹木との併用による放射熱遮断及び延焼防止の効果を調べる研究であり、注水された角材の表面温度低下から放射照度と延焼防止のために必要な注水速度との関係を求めた。

イ 地震時における危険物施設の挙動に関する研究

石油タンクの耐震設計基準の作成及び既設タンクの耐震補強方法の開発に資するため、地震によるタンク内の石油類の液面揺動、タンク本体の亀裂等の現象を力学的に解析しようとするもので、模型タンクによる振動実験及び実タンクの地震時の挙動を観測するための実験を行った。

ウ 大震火災における消防力による延焼の抑制阻止に関する研究

科学技術振興調整費による「首都圏における直下型地震の予知及び総合防災システムに関する研究」の一環として実施しているもので、開発した消防力運用のシミュレーションのケーススタディを行い、多発火災に対する消防力の運用と予測被害の関係を検討した。

(2) 石油コンビナート災害防止に関する研究

ア タンク材料の腐食条件下における強度と破壊に関する研究

石油タンク底板付近の水分による腐食のためにタンク強度は低下する。この状況を調べるため、昭和58年度は、表面腐食による凹凸部に対する応力集中を数値解析により調べた。

イ アコースティック・エミッション計測によるタンク診断法の研究

石油タンクからの超音波発生特性を把握することにより、石油タンクの疲労を非破壊的に診断する手法を開発しようとするもので、新設時と開放検査時の水張り試験時のアコースティック・エミッションについて、エネルギー解析とスペクトル解析を行った。

ウ タンク火災の燃焼性状とタンク規模に関する研究

大型石油タンク火災時の炎の温度、流入空気量、ガス組成等をもとに、炎からの放射熱が周囲へ及ぼす影響を調べようとするもので、タンク直径の増加とともに空気流入量が不足して黒煙が増加し、炎の放射発散度が減少することが明らかとなった。

エ 漏出ガス及び液化ガスの流出性状と消火法に関する研究

液化ガス等が容器や配管等から漏れた場合の流出性状やガスの拡散性状を明らかにするとともに、最適な消火法を確立しようとするもので、液化ガスの流出実験を行ったほか、各種可燃性ガス蒸気の消炎濃度の測定を行った。

オ 管内爆発に関する研究

配管内に付着した高引火点物質の液膜による爆発現象を解明してこの種の災害の防止に役立てようとするもので、軽油等種々の物質に対する限界酸素濃度を求めた。

カ 新備蓄方式の防災対策に関する研究

地下タンク、地中タンク、海上タンク等新しい石油の備蓄方式における漏えい火災等の防止対策に資するため、海上タンクでは、不活性ガスと泡の併用による消火法を、地下地中タンクでは、流出油の拡散性状を明らかにした。

(3) その他の火災対策に関する研究

ア 消防活動における自動化及び安全化に関する研究

高温、濃煙、爆発危険等の条件下での消防隊員の安全を確保するため、先端技術を活用して消防機器の自動化、効率化に関する研究開発に着手した。昭和58年度は、的確に火炎部を認識し、放水を行う自動消火システムの試作に取りかかった。

イ 住宅火災感知システムに関する研究

住宅火災における焼死者を減少させるため最適な火災感知システムが望まれている。そこで、いくつかの都市で住居に火災警報器を設置して使用に伴う問題点の調査をしている。また、実験用住宅で各種の非火災報防止対策等の実証的研究を行っている。

ウ 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

核燃料や医療用線源等の放射性物質輸送容器の耐火性を調べ、流入する熱に関しての予測評価からこれら輸送容器が火災を受けた場合の安全性を明らかにしようとしている。

エ 盛火期における混在家具の燃焼過程に関する研究

米国、カナダ、日本との三国協力の下に行っている「火災時の焼燃ガスの毒性評価と建材等の安全性向上に関する研究」の一環で、素材ごとに燃焼条件を変えて発生するガスの分析を行い、温度、酸素濃度のほか、可燃物の位置（上下関係）によって、有毒ガス発生状況が異なることが明らかになった。

オ 初期発生煙による人間の心理的影響等に関する研究

エと同じく三国国際協力の研究の一環として、火災初期に発生する煙による心理的動揺、判断の乱れ等を実験的に評価する研究を行っている。

カ その他の研究

以上のほか次の研究（経常的なもの）を行った。

地震時及び火災時における被災者の行動特性、室内における煙及び熱気の流動のコンピューターによる予測と模型実験による比較、石油タンクの内面

コーティングが静電気帯電に及ぼす影響、タンク系泡消火剤の有効成分の分離と性能試験等について研究を行った。

また、昭和58年12月耐火建物の火災実験を行い、上階への延焼危険と煙、有毒ガスの発生状況を調べた。

(4) その他

昭和58年10月、第31回全国消防技術者会議を開催した。約700名の消防防災関係者が参加し、2日間にわたり有意義な意見交換及び討議が行われた。また、他省庁の研究機関及び地方公共団体等における各種委員会、研究会に積極的に参加し、情報交換を活発に行うことにより、研究開発の効果的な推進を図っている。

16 消 防 財 政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第16—1表のとおりである。昭和57年度の消防費歳出決算額は8,672億円（前年度8,382億円）で、前年度に比べ290億円（3.5%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額26兆4,222億円（前年度25兆4,241億円）に占める消防費決算額の割合は3.3%（前年度3.3%）となる。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和57年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万3,171円（前年度2万2,741円）であり、住民1人当たりでは7,312円（前年度7,117円）となっている。これを前年度と比較すると1世帯当たりでは430円（1.9%）、住民1人当たりでは195円（2.7%）の増加となっている。（第16—1表参照）

第16—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決 算 額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人当 たり消防費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
55	23,684,581	778,356	21,416	6,652	3.3
56	25,424,133	838,190	22,741	7,117	3.3
57	26,422,211	867,212	23,171	7,312	3.3

(注) 1 世帯数及び人口は当該年度の3月31日現在による。

2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は除く。

ウ 経費の性質別内訳

昭和57年度消防費歳出決算額8,672億円の性質別内訳は、人件費6,106億円（全体の70.4%、前年度70.0%）、物件費776億円（同8.9%、前年度

8.9%)、普通建設事業費1,341億円(同15.5%、前年度16.2%)、その他449億円(同5.2%、前年度4.9%)となっている。これを前年度と比較すると、人件費が238億円(4.1%)、物件費が31億円(4.2%)それぞれ増加し、普通建設事業費は17億円(1.3%)減少している。(第16—2表参照)

第16—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位:億円,%)

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増 加 額 (B)-(A) (C)	増 加 率 (C)/(A)×100
人 件 費	5,425	69.7	5,868	70.0	6,106	70.4	238	4.1
物 件 費	690	8.9	745	8.9	776	8.9	31	4.2
普通建設事業費	1,293	16.6	1,358	16.2	1,341	15.5	△ 17	△ 1.3
補助事業費	491	—	561	—	522	—	△ 39	△ 7.0
{ 単独事業費	800	—	792	—	816	—	24	3.0
{ 受託事業費	2	—	5	—	3	—	△ 2	△ 40.0
そ の 他	376	4.8	411	4.9	449	5.2	38	9.2
計	7,784	100.0	8,382	100.0	8,672	100.0	290	3.5

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

昭和57年度の消防費決算額の財源内訳は第16—3表のとおりである。一般

第16—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位:億円,%)

区 分	昭和55年度	昭和56年度(a)	昭和57年度		対前年度比較	
			金額(b)	構成比	増 減 額 (b)-(a) (c)	増 減 率 (c)/(a)×100
決 算 額(A)	7,784	8,382	8,672	100.0	290	3.5
一 般 財 源(B)	6,874	7,396	7,706	88.9	310	4.2
特 定 財 源						
{ 国庫補助金	179	198	183	2.1	△ 15	△ 7.6
{ 地方債	516	568	567	6.5	△ 1	△ 0.2
{ 使用料, 手数料	24	22	26	0.3	4	18.2
{ そ の 他	191	198	190	2.2	△ 8	△ 4.0
{ 計 (C)	910	986	966	11.1	△ 20	△ 2.0
(B)/(A)×100	88.3	88.2	88.9	—	—	—
(C)/(A)×100	11.7	11.8	11.1	—	—	—

財源(地方税, 地方交付税, 地方譲与税)が7,706億円(全体の88.9%、前年度88.2%)、次いで, 地方債567億円(同6.5%、前年度6.8%)、国庫補助金183億円(同2.1%、前年度2.4%)となっている。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については, 市町村における消防費の実情を勘案して算定されており, 第16—4表のとおり逐年増加している。昭和58年度の単位費用は5,520円(対前年度伸び率3.0%)、基準財

第16—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
55	4,710	105.8	756,879	108.1
56	5,110	108.5	833,894	110.2
57	5,360	104.9	876,329	105.1
58	5,520	103.0	909,116	103.7
59	5,670	102.7	936,143	103.0

(注) 57年度は, 再算定後の単位費用又は基準財政需要額である。

政需要額は9,091億円(対前年度伸び率3.7%)であったが, 昭和59年度は, 放射性物質災害対策用資機材購入に係る経費を新たに算入したほか, 消防団員の処遇改善等により単位費用が5,670円(対前年度伸び率2.7%)に引き上げられ, 基準財政需要額は9,361億円(対前年度伸び率3.0%)に増加している。

ウ 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては, 国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は, 消防施設強化促進法による補助に予算補助を加え, 市町村の消防施設の整備について, 補助基準額の3分の1(人口急増地域に対しては2分の1又は7分の3, 地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート所在市町村に対しては2分の1, 過疎地域, 離島地域, 地域改善対策地域, 新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2)

第16-5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 56 年 度		昭 和		
	数 量	補 助 金	数 量		
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	1,017	3,279,291	943	
	手引動力ポンプ	—	—	—	
	小型動力ポンプ	1,460	645,886	1,268	
	火災報知機	発信機	—	—	—
		受信機	—	—	—
	消防専用無線電話装置	928	190,352	765	
	防火水槽	6,618	7,580,983	5,847	
	積載車	1,125	1,082,463	995	
	水槽車	29	181,139	30	
	可搬式散水装置	26	19,228	47	
	ガス災害等対策用資機材	51	50,964	44	
	訓練塔	—	—	—	
	小 計	—	13,030,306	—	
	科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	38	280,588	26
はしご付消防ポンプ自動車		57	1,191,883	45	
救急車		8	10,754	8	
消防艇		1	72,800	1	
ヘリコプター		1	63,536	1	
ヘリコプター附帯施設		1	50,000	—	
救助工作車		39	195,158	37	
屈折放水塔車		—	—	2	
高発泡車		2	9,156	—	
林野火災工作車		—	—	1	
ブッシュカッター		—	—	—	
大型化学消防ポンプ自動車		3	47,898	4	
大型高所放水車		4	107,644	5	
泡原液搬送車		3	13,053	6	
原子力災害広報車	6	14,362	1		
空港災害用化学消防ポンプ自動車	1	28,708	1		
小 計	—	2,085,540	—		
計	—	15,115,846	—		
救急指令装置	39	138,730	24		
急業務用地図等検索装置	—	—	—		
救急医療情報収集装置	—	—	—		
消防吏員待機宿舎	62	101,609	35		
合 計	—	15,356,185	—		

(注) 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

57 年 度	昭 和 58 年 度		昭和28年度～昭和58年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
3,003,327	827	2,724,709	23,938	34,476,674
—	—	—	507	79,787
570,443	1,112	504,860	42,097	8,009,194
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
164,334	526	110,590	20,142	3,157,213
6,961,083	5,519	6,999,913	79,764	52,110,981
955,864	932	886,643	10,400	8,049,264
217,801	25	166,359	197	1,177,536
34,090	31	21,463	243	173,627
43,904	26	26,000	121	120,868
—	16	86,728	16	86,728
11,950,846	—	11,527,265	—	107,493,308
177,211	39	272,190	839	3,066,913
1,027,120	51	1,073,102	997	11,906,850
11,424	8	11,712	483	399,159
18,845	2	72,254	35	841,499
64,616	—	—	14	576,502
—	—	—	1	50,000
183,468	27	132,308	348	1,240,351
23,940	—	—	18	138,880
—	1	4,734	37	94,270
3,283	—	—	50	175,090
—	—	—	1	2,980
59,538	1	16,401	67	884,411
105,941	3	71,824	72	1,497,383
23,232	2	10,128	63	248,638
2,113	—	—	11	24,375
26,540	—	—	4	80,222
1,727,271	—	1,664,653	—	21,227,523
13,678,117	—	13,191,918	—	128,720,831
100,520	27	97,688	414	1,132,118
—	7	20,548	7	20,548
—	—	—	3	20,979
62,294	—	—	1,820	995,777
13,840,931	—	13,310,154	—	130,890,253

以内の補助を行っている。

なお、人口急増地域に対する補助率の特例は、昭和59年3月31日までであったが、昭和59年度以降においても、相当数の人口急増市町村が予想されるので、消防施設強化促進法の一部改正（昭和59年法律第12号）により特例措置が昭和63年度まで5年延長されるとともに、特例補助率が指定都市及び財政力指数が1.00を超える市町村については7分の3以内、その他の市町村については2分の1以内とされた。

昭和58年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第16—5表のとおりである。最近における整備状況をみると、消防常備化市町村の増加により、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和59年度の市町村に対する国庫補助金予算額は、国の厳しい財政状況を反映し、前年度より5.3%減の162億2,176万円（前年度171億2,120万円）となったが、限られた補助金を重点的、効率的に配分することとし、特に消防団活動の充実を図るため小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車等の施設について前年度より数量増を図ったほか、救急業務の充実を図るため救急自動車、救急指令装置、救急業務用地図等検索装置についても前年度より数量増を図った。また、消防団員があらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるとともに、災害時における情報を地域住民にも周知するための伝達機能をもった消防団緊急伝達システム、林野火災対策のため空中消火等補給基地及び自然水利利用施設をそれぞれ新たに補助対象事業に加えることとした。

また、都道府県に対する補助の対象としては、消防防災無線通信施設（昭和59年度予算額4億1,200万円）がある。

エ 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第16—6表のとおりである。

第16—6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

（一般単独事業、指定都市及び市町村分）

（単位：百万円、%）

区 分	年 度			対前年度比率	
	55	56 (A)	57 (B)	増 加 額 (B)-(A) (C)	増 加 率 (C)/(A)×100
政 府 資 金	5,075	5,621	7,381	1,760	31.3
共 済 組 合 資 金	8,503	9,757	9,695	△ 62	△ 0.6
損 保 債	7,766	9,638	8,251	△ 1,387	△ 14.4
生 保 債	3,407	1,987	—	△ 1,987	皆減
市 有 物 件 債	5,224	5,636	4,446	△ 1,190	△ 21.1
全国自治協会資金	2,946	3,037	3,475	438	14.4
共 済 農 協 連 債	2,000	1,800	2,718	918	51.0
そ の 他	3,218	4,617	5,226	609	13.2
計	38,139	42,093	41,192	△ 901	△ 2.1

オ そ の 他

市町村の消防費の財源としては、前記イ～エのほか、特に消防費に関係する財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第16—7表のとおりである。昭和57年度における歳出決算額は354億5,700万円であり、昭和57年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.13%である。その内容は、危険物・高圧ガス

第16—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

（単位：百万円、%）

年 度	普通会計総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	消防関係 補 助 金	消防関係 貸 付 金
55	24,568,926	34,721	0.14	5,499	1,535
56	26,371,803	40,016	0.15	6,647	1,602
57	27,424,286	35,457	0.13	6,233	1,509

第16—8表 昭和59年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位：千円，%)

事 項	昭和59年度 予 算 額 (A)	昭和58年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 率 (A)/(B)×100
◎主 要 事 項				
1 大震火災対策に必要な経費	4,106,026	4,407,384	△ 301,358	93.2
(1) 大震火災対策施設等整備費補助金	3,761,805	3,998,605	△ 236,800	94.1
ア 大震火災対策施設等整備費	1,499,805	1,592,605	△ 92,800	94.2
イ 消防防災無線通信施設整備費	1,682,000	1,636,000	46,000	102.8
ウ コミュニティ防災センター整備費	580,000	770,000	△ 190,000	75.3
コミュニティ分	480,000	570,000	△ 90,000	84.2
広 域 分	100,000	200,000	△ 100,000	50.0
(2) 防災知識啓発委託等	262,537	293,092	△ 30,555	89.6
(3) 衛星通信地上機器整備費等	81,684	115,687	△ 34,003	70.6
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	12,871,955	13,728,596	△ 856,641	93.8
(1) 消防施設等整備費補助金	12,512,679	13,381,764	△ 869,085	93.5
(2) 特殊災害用消防施設等整備費補助金	359,276	346,832	12,444	103.6
ア 林 野 分	272,475	174,112	98,363	156.5
イ 石油コンビナート分	86,801	172,720	△ 85,919	50.3
小 計	16,977,981	18,135,980	△1,157,999	93.6
◎上記以外の重点事項				
1 (財)日本消防協会補助に要する経費	41,000	41,000	—	100.0
2 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	57,936	57,882	54	100.1
3 無線通信施設整備に要する経費	15,131	16,851	△ 1,720	89.8
小 計	114,067	115,733	△ 1,666	98.6
◎その他の経費	1,479,800	1,449,590	30,210	102.1
合 計	18,571,848	19,701,303	△1,129,455	94.3

取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材施設の建設・管理運営費等である。

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金がある。

昭和57年度における補助金の総額は62億3,300万円で前年度に比べ4億1,400万円(6.2%)の減少となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額により補助しているか、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は15億900万円で前年度より9,300万円(5.8%)減少している。

このように、都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており、なお一層の拡充が望まれている。

(4) 国の消防費

消防庁の昭和59年度予算額は、第16—8表に示すとおり、前年度より5.7%減の185億7,185万円となっている。

総額のうち166億3,376万円(89.6%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

—又は空欄	: 皆無 (該当なし)	0	: 単位未満
△	: 負数	...	: 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料1 昭和58年度の法令の制定

昭和58年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
消防法の一部を改正する法律（昭和58年法律第44号）	59. 4. 1	建築確認に対する消防長等の同意制度の簡素合理化を行った。
国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和58年法律第78号） （行政管理庁所管）	59. 7. 1	消防組織法に定める消防庁次長、消防研究所及び消防審議会の規定を削り、これを政令事項とするとともに、消防大学の規定等の改正を行った。
行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号） （行政管理庁所管）	59.12. 1 （一部 58.12.10）	（消防組織法） 都道府県知事及び市町村長に委任されている消防統計及び消防情報の報告に関する事務をそれぞれ都道府県及び市町村の事務とし、消防法の改正に伴う所要の規定の整備を行った。 （消防法） 都道府県知事は、自治大臣の指定する者に、危険物取扱者試験又は消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることができるものとした。

昭和58年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和58年政令第167号）	58. 8. 1	外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和58年法律第57号）の施行に伴い、消防法による水張検査を要しないものの範囲について規定の整備を行った。
建築基準法施行令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第15号）	59. 4. 1	建築確認の簡素合理化に対応し、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等規定の整備を行った。

附属資料 2 昭和58年中の主な火災等

月 日	事 項
1 4	神奈川県川崎市の家具販売店のごみ集積場から出火、損害額4億5,643万円、原因は放火。
7	徳島県徳島市の演芸場から出火、3人死亡、3人負傷。
9	大分県三重町で車両火災、3人死亡、原因は放火。
12	群馬県前橋市の倉庫併用住宅から出火、3人死亡。
13	長野県大桑村の住宅から出火、4人死亡、原因は放火。
14	熊本県熊本市の住宅から出火、3人死亡、原因は放火。
19	長崎県大村市の住宅から出火、3人死亡。
21	千葉県市川市の住宅から出火、10人負傷、原因は蛍光灯のスイッチの火花がプロパンガスに引火。
22	石川県金沢市の住宅から出火、3人死亡、原因は放火。
24	千葉県木更津市の呉服店から出火、損害額4億891万円。
30	奈良県奈良市の住宅から出火、5人死亡、原因はたばこの不始末。
2 1	埼玉県大宮市の婦人服卸売業の倉庫から出火、損害額3億3,629万円。
7	大阪府摂津市の倉庫から出火、付近住宅に延焼、焼損面積4,648m ² 、損害額6億1,310万円、原因は放火の疑い。
13	大阪府藤井寺市の履物仲立業の倉庫から出火、損害額3億2,131万円。
14	大阪府河内長野市で車両火災、3人死亡、原因は放火。
16	茨城県勝田市の飲食店から出火、焼損面積1,953m ² 、損害額3億6,002万円。
21	山形県山形市の蔵王観光ホテルから出火、11人死亡、2人負傷、焼損面積3,577m ² 、損害額3億856万円。
22	静岡県佐久間町の住宅から出火、4人死亡。
3 4	千葉県富里村の住宅から出火、3人死亡、原因は火遊び。
6	愛知県瀬戸市の住宅から出火、3人死亡、4人負傷。
7	福島県新地町で車両火災、4人死亡。
9	福島県郡山市の住宅から出火、3人死亡、原因は石油ストーブ。
10	鹿児島県阿久根市の住宅から出火、3人死亡、原因は火遊び。

月 日	事 項
12	東京都台東区の併用住宅から出火、2人死亡、4人負傷、損害額4億1,413万円、原因は放火。
15	三重県亀山市の住宅から出火、3人死亡、原因は放火の疑い。
16	東京都荒川区の作業場から出火、付近住宅に延焼、損害額3億2,166万円。
17	埼玉県岩槻市の住宅から出火、3人死亡、原因は放火。
18	神奈川県平塚市の併用住宅から出火、3人死亡。
19	福島県東村で車両火災、4人死亡、原因は衝突事故。
20	群馬県藤岡市で車両火災、3人死亡、原因は放火。
26	岩手県都南村の住宅から出火、3人死亡、原因は放火の疑い。
27	長野県岡谷市の住宅から出火、5人死亡、6人負傷、原因は石油コンロ。
4 1	宮城県宮崎町の住宅から出火、3人死亡。
1	北海道門別町の合板工場から出火、焼損面積5,077m ² 。
2	福岡県北九州市及び行橋市で林野火災、焼損面積160ha。
12	静岡県中伊豆町で車両火災、3人死亡、原因は放火。
17	北海道札幌市の住宅から出火、3人死亡、原因はプロパンガスの爆発。
17	北海道釧路市で林野火災、焼損面積183ha。
19	沖縄県平良市の住宅から出火、3人死亡、原因は火遊び。
20	愛知県犬山市の住宅から出火、3人死亡、原因はたばこの不始末。
24	福井県福井市の染物工場から出火、焼損面積2,484m ² 、損害額3億4,294万円。
25	福岡県北九州市及び苅田町で林野火災、焼損面積291ha。
26	山口県岩国市で航空機火災、8人死亡、4人負傷、損害額10億6,150万円、原因は墜落事故。
27	東北地方を中心に各地で林野火災が多発、焼損面積4,721ha(焼損面積10ha以上の林野火災の合計)。
28	
29	北海道札幌市の飲食店から出火、焼損面積3,225m ² 、損害額3億7,309万円。

月 日	事 項
5 11	神奈川県横浜市の半導体素子製造業の作業場から出火、34人負傷。
25	神奈川県大和市の航空機整備工場から出火、4人死亡、1人負傷。
27	岩手県陸前高田市の洋品店から出火、損害額3億8,021万円。
29	愛知県犬山市で車両火災、4人死亡、原因は放火。
6 4	岐阜県国府町の製材工場集塵室から出火、焼損面積3,956㎡、損害額3億2,908万円。
20	広島県廿日市町の住宅から出火、3人死亡。
27	福岡県豊前市の店舗併用住宅から出火、損害額3億2,000万円。
7 6	群馬県赤堀村で車両火災、3人死亡、原因は衝突事故。
8 14	北海道湧別町の住宅から出火、3人死亡、原因は電気接続器の短絡。
17	山形県遊佐町の食品工場から出火、焼損面積3,359㎡。
23	佐賀県伊万里市の住宅から出火、3人死亡、原因はガスコンロ。
25	滋賀県彦根市の寺院から出火、損害額9億1,334万円。
10 9	秋田県鹿角市で車両火災、4人死亡。
12	埼玉県桶川市の住宅から出火、3人死亡。
23	鹿児島県鹿児島市で車両火災、4人死亡、原因は衝突事故。
28	東京都江戸川区の倉庫から出火、21人負傷、焼損面積6,750㎡、損害額17億660万円。
11 18	高知県高知市の飲食店から出火、損害額3億4,841万円。
22	静岡県掛川市のヤマハレクリエーションセンター「つま恋」でプロパンガス爆発、14人死亡、28人負傷、損害額1億2,757万円。
24	静岡県天城湯ヶ島町のホテルから出火、6人負傷、損害額4億8,580万円。
12 7	神奈川県川崎市の住宅から出火、3人死亡、原因は放火。
8	北海道美唄市の住宅から出火、5人死亡、2人負傷、原因は風呂かまどの火がプロパンガスに引火。
16	岐阜県多治見市の住宅から出火、4人死亡、3人負傷、原因は放火。
20	福岡県福岡市の旅館から出火、4人死亡、4人負傷。

月 日	事 項
12 20	山形県戸沢村の住宅から出火、3人死亡。
24	宮崎県三股町の綿紡績工場から出火、焼損面積3,848㎡、損害額5億8,285万円。
25	愛知県岡崎市の百貨店から出火、損害額3億1,257万円。
29	高知県須崎市の飲食店から出火、11人負傷、原因はプロパンガスの誤用。

附属資料3 都 道 府 県 別

区分 都道府県	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道	2 590	1 962	103	172	29	1	323
青森	813	613	110	37	6	—	47
岩手	563	401	96	30	1	—	35
宮城	910	643	68	62	6	—	131
秋田	710	462	146	34	1	—	67
山形	616	457	54	21	—	—	84
福島	878	652	85	46	3	—	92
茨城	1 558	897	119	68	3	—	471
栃木	1 026	599	103	74	—	—	250
群馬	1 017	724	40	64	—	—	189
埼玉	2 320	1 579	43	237	—	—	461
千葉	2 379	1 298	140	186	5	—	750
東京都	7 023	4 009	47	656	4	—	2 307
神奈川県	2 913	1 773	31	342	17	—	750
新潟	970	736	92	50	1	—	91
富山	331	264	22	16	1	—	28
石川	415	275	49	27	3	—	61
福井	272	200	19	23	4	—	26
山梨	367	256	20	25	—	—	66
長野	724	561	59	43	—	—	61
岐阜	1 270	684	122	64	—	—	400
静岡県	1 785	1 065	81	130	6	—	503
愛知県	3 999	1 976	104	291	5	1	1 622
三重	1 018	501	111	69	4	—	333
滋賀	499	301	33	36	1	—	128
京都	565	424	38	57	—	—	46
大阪	5 345	3 532	134	616	10	—	1 053
兵庫県	3 190	1 791	332	279	7	—	781
奈良	254	197	15	19	—	—	23
和歌山	309	212	56	17	3	—	21

火 災 損 害 状 況

(昭和58年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建 物(m ²)	林 野(a)
2 207	679	357	1 171	134 851	30 136
918	447	119	352	66 843	58 713
865	568	54	243	63 915	339 572
920	314	76	530	43 058	88 334
646	288	61	297	48 716	18 473
615	211	67	337	41 614	1 580
879	388	86	405	57 950	7 328
1 229	479	123	627	51 686	1 923
864	358	62	444	31 301	4 155
991	360	79	552	50 341	729
2 056	516	174	1 366	57 860	956
1 694	516	139	1 039	53 291	1 793
5 544	463	350	4 731	67 096	374
2 429	460	201	1 768	63 884	230
1 059	348	115	596	61 325	2 495
327	101	40	186	20 932	383
395	104	45	246	21 761	6 234
252	87	27	138	16 556	602
324	110	31	183	15 198	1 675
726	284	97	345	43 532	2 145
891	205	111	575	33 796	3 511
1 404	388	126	890	51 742	965
2 607	509	223	1 875	82 857	1 319
639	162	77	400	22 180	2 317
369	95	48	226	16 076	941
663	181	88	394	25 031	1 763
4 533	477	355	3 701	99 281	10 446
2 276	370	200	1 706	68 790	10 014
281	124	51	106	19 707	429
359	143	63	153	20 807	4 933

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
鳥取	286	187	32	9	4	—	54
島根	443	277	65	10	3	—	88
岡山	1 092	676	151	63	1	—	201
広島	1 670	907	223	115	6	—	419
山口	851	504	120	48	7	1	171
徳島	446	302	54	21	4	—	65
香川	775	420	88	50	2	—	215
愛媛	712	491	99	44	4	—	74
高知	509	319	78	28	1	—	83
福岡	2 149	1 496	102	172	8	—	371
佐賀	325	245	18	25	2	—	35
長崎	596	411	53	25	5	—	102
熊本	615	470	37	53	1	—	54
大分	580	426	73	29	2	—	50
宮崎	572	376	68	36	2	—	90
鹿児島	967	620	111	63	5	—	168
沖縄	523	224	74	56	2	1	166
全国計	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4	13 606
札幌	496	359	6	40	—	—	91
東京	5 156	3 094	—	505	3	—	1 554
横浜	1 182	664	—	132	9	—	377
川崎	375	271	—	43	2	—	59
名古屋	1 258	645	29	100	2	—	482
京都	231	193	7	23	—	—	8
大阪	1 896	1 251	—	238	7	—	400
神戸	777	454	65	76	3	—	179
広島	477	280	27	42	1	—	127
北九州	389	289	20	33	1	—	46
福岡	438	356	4	44	3	—	31
11大都市計	12 675	7 856	158	1 276	31	—	3 354

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。
 2 「11大都市」における東京とは、東京都の特別区である。

火災損害状況(つづき)

(昭和58年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
257	78	36	143	12 288	723
373	140	26	207	19 147	1 061
993	328	88	577	48 017	11 924
1 296	288	122	886	42 879	17 008
712	204	59	449	28 333	3 072
420	141	41	238	18 348	2 531
570	162	52	356	22 374	6 360
735	285	81	369	32 400	2 438
466	200	44	222	19 615	4 613
2 075	556	184	1 335	85 113	70 486
330	124	38	168	19 693	210
566	224	55	287	26 233	2 612
662	249	50	363	36 534	1 600
537	201	53	283	25 451	3 850
507	183	46	278	23 776	954
912	379	41	492	35 730	2 074
242	86	25	131	7 009	30 618
50 615	13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602
391	46	42	303	9 543	102
4 290	291	278	3 721	51 706	—
912	162	61	689	21 542	—
353	46	27	280	8 886	—
904	122	70	712	18 339	292
361	83	49	229	11 848	681
1 651	109	145	1 397	28 106	—
569	57	50	462	11 047	707
424	52	29	343	9 197	166
423	110	41	272	17 106	61 451
533	105	40	388	16 876	163
10 811	1 183	832	8 796	204 196	63 562

別 県 府 道 都 3 資 料 附 屬

区 分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
北海道	113	331	1 631	471	276	884	5 000
青森	24	110	650	312	94	244	2 380
岩手	25	71	406	227	28	151	1 447
宮城	41	116	548	203	42	303	2 058
秋田	25	65	411	165	37	209	1 554
山形	34	101	406	118	43	245	1 529
福島	48	93	515	227	45	243	2 010
茨城	51	125	675	234	61	380	2 355
栃木	39	112	467	145	35	287	1 640
群馬	50	155	555	189	45	321	2 000
埼玉	74	283	1 423	346	99	978	4 843
千葉	84	244	1 214	364	80	770	3 949
東京都	113	1 058	4 961	815	440	3 706	13 268
神奈川県	91	423	2 116	446	176	1 494	6 432
新潟	27	149	690	216	65	409	2 611
富山	18	64	200	60	29	111	783
石川	13	65	244	55	23	166	904
福井	15	42	158	56	19	83	610
山梨	19	47	182	61	17	104	656
長野	40	137	411	137	55	219	1 457
岐阜	27	142	586	131	62	393	2 138
静岡	58	250	855	260	70	525	2 981
愛知	78	343	1 710	318	143	1 249	5 617
三重	31	89	394	95	43	256	1 347
滋賀	17	52	263	69	46	148	1 020
京都	23	102	559	128	76	355	1 341
大阪	91	604	4 394	1 084	383	2 927	12 774
兵庫	66	311	1 805	370	142	1 293	5 847
奈良	19	65	188	87	29	72	670
和歌山	14	35	206	71	33	102	633

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和58年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
	建 物	収 容 物	小 計					
7 664 211	3 825 065	3 664 111	7 489 176	17 001	57 215	52 839	1 272	46 708
3 969 691	1 812 141	1 396 307	3 208 448	590 113	11 256	25 934	—	133 940
4 781 416	1 606 928	1 150 059	2 756 987	1 961 099	5 518	19 995	—	37 817
4 385 351	1 760 405	1 047 213	2 807 618	1 441 179	7 683	114 413	—	14 458
2 321 082	1 366 490	834 269	2 200 759	84 453	13 136	2 343	—	20 391
2 185 860	1 218 537	938 956	2 157 493	8 385	12 688	—	—	7 294
2 860 146	1 371 337	1 272 515	2 643 852	46 797	16 371	68 579	—	84 547
3 898 411	2 370 108	1 483 333	3 853 441	4 952	22 432	253	—	17 333
1 680 203	841 237	699 575	1 540 812	36 808	83 273	—	—	19 310
3 081 497	1 771 234	1 255 960	3 027 194	3 103	32 144	—	—	19 056
6 382 175	2 964 065	3 269 663	6 233 728	12 761	84 950	—	—	50 736
5 311 585	2 930 321	2 246 640	5 176 961	3 291	57 092	31 561	—	42 680
16 215 966	4 948 273	11 079 297	16 027 570	165	135 831	1 273	—	51 127
6 700 363	3 872 468	2 579 992	6 452 460	1 422	92 490	113 317	—	40 674
3 790 824	2 071 035	1 613 234	3 684 269	8 245	68 472	7	—	29 831
781 810	483 176	292 770	775 946	1 840	2 438	315	—	1 271
1 168 304	685 099	396 867	1 081 966	64 091	7 176	14 133	—	938
964 568	493 941	451 186	945 127	3 259	2 983	12 305	—	894
1 077 746	581 263	461 863	1 043 126	5 352	25 089	—	—	4 179
2 845 253	1 460 519	1 350 352	2 810 871	7 770	16 431	—	—	10 181
1 913 810	985 019	845 754	1 830 773	27 630	43 707	—	—	11 700
5 141 274	2 563 713	2 401 182	4 964 895	9 429	97 203	16 781	—	52 966
6 502 910	2 855 167	3 510 925	6 366 092	3 403	73 004	907	60	59 444
1 750 820	950 149	494 437	1 444 586	5 577	73 346	207 549	—	19 762
2 011 736	1 451 782	532 480	1 984 262	4 998	18 603	370	—	3 503
1 800 567	1 018 158	762 411	1 780 569	1 507	8 143	—	—	10 348
9 772 294	4 261 259	5 241 683	9 502 942	22 995	97 346	497	30	148 484
4 974 947	2 727 251	2 008 944	4 736 195	16 646	98 233	13 839	—	110 034
1 494 899	791 612	681 800	1 473 412	5 363	12 430	—	—	3 694
1 729 226	812 463	846 840	1 659 303	58 543	5 160	2 936	—	3 284

附属資料3 都 道 府 県 別

区分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
鳥 取	13	43	160	55	21	84	561
島 根	13	48	225	87	12	126	701
岡 山	36	135	700	202	47	451	2 384
広 島	46	177	903	197	73	633	2 863
山 口	36	101	531	147	42	342	1 662
徳 島	15	51	210	60	18	132	697
香 川	20	83	337	112	29	196	1 108
愛 媛	42	110	476	199	43	234	1 478
高 知	23	76	303	119	32	152	891
福 岡	57	315	1 585	497	121	967	5 006
佐 賀	17	70	216	69	27	120	815
長 崎	34	81	407	160	37	210	1 397
熊 本	15	66	461	158	35	268	1 594
大 分	14	70	325	116	26	183	1 032
宮 崎	18	66	340	112	26	202	1 113
鹿 児 島	46	110	640	253	32	355	1 977
沖 縄	15	21	152	49	21	82	545
全 国 計	1 828	7 407	36 794	10 052	3 378	23 364	117 678
札 幌	21	58	380	44	47	289	1 008
東 京	76	802	3 911	634	356	2 921	10 198
横 浜	33	173	928	209	66	653	2 641
川 崎	15	73	334	54	22	258	937
名 古 屋	24	132	715	104	55	556	2 120
京 都	15	52	357	70	50	237	614
大 阪	35	252	1 581	310	188	1 083	4 299
神 戸	18	92	560	133	42	385	1 625
広 島	10	53	332	56	20	256	901
北 九 州	12	64	357	131	29	197	1 057
福 岡	16	112	503	151	40	312	1 398
11大都市計	275	1 863	9 958	1 896	915	7 147	26 798

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和58年中)

計	損 害 額 (千円)								
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	
	建 物	収 容 物	小 計						
468 774	288 553	156 032	444 585	2 259	19 645	1 049	—	1 236	
976 024	533 190	427 361	960 551	3 274	3 415	6 668	—	2 116	
2 999 486	1 415 219	1 436 862	2 852 081	52 324	26 414	54	—	68 613	
2 931 684	1 277 865	1 478 406	2 756 271	50 058	34 965	1 691	—	88 699	
2 486 641	728 606	654 786	1 383 392	11 994	15 956	4 937	1 060 000	10 362	
1 162 180	615 058	510 020	1 125 078	12 788	3 006	2 392	—	18 916	
1 935 942	1 007 553	885 708	1 893 261	9 321	13 851	4 351	—	15 158	
1 751 122	913 037	811 624	1 724 661	9 482	8 960	2 242	—	5 777	
1 518 197	791 763	684 130	1 475 893	16 457	12 935	6 000	—	6 912	
5 807 248	2 903 270	2 770 368	5 673 638	42 144	53 348	14 846	—	23 272	
1 167 011	690 173	446 697	1 136 870	422	21 126	1 205	—	7 388	
1 299 388	641 057	626 596	1 267 653	8 635	11 214	4 373	—	7 513	
1 841 337	1 021 729	765 599	1 787 328	29 119	17 572	—	—	7 318	
1 159 194	677 650	455 323	1 132 973	19 900	4 605	29	—	1 687	
1 619 459	965 147	621 633	1 586 780	4 999	10 289	7 180	—	10 211	
1 786 441	968 153	784 716	1 752 869	11 876	15 425	4 205	—	2 066	
510 087	285 884	192 823	478 707	8 895	9 832	485	—	12 168	
150 579 160	72 574 122	68 519 302	141 093 424	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996	
987 749	569 274	406 155	975 429	815	9 829	—	—	1 676	
13 665 007	3 873 537	9 659 358	13 532 895	—	98 588	73	—	33 451	
2 442 173	1 306 557	1 091 385	2 397 942	—	31 807	4 381	—	8 043	
1 228 466	685 279	419 546	1 104 825	—	8 069	108 634	—	6 938	
2 000 741	832 319	1 143 296	1 975 615	—	15 745	122	—	9 259	
783 454	449 379	326 496	775 875	608	2 659	—	—	4 312	
2 348 049	998 346	1 305 783	2 304 129	—	20 052	260	—	23 608	
955 725	461 210	419 687	880 897	299	19 882	13 533	—	41 114	
837 035	363 596	446 725	810 321	985	5 926	28	—	19 775	
802 481	379 143	407 595	786 738	2 180	3 714	4	—	9 845	
1 630 971	846 214	758 422	1 604 636	87	18 404	4 505	—	3 339	
27 681 851	10 764 854	16 384 448	27 149 302	4 974	234 675	131 540	—	161 360	

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数							その他
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機		
1 月	5 921	3 773	376	373	9	—	1 390	
2 月	6 623	3 705	621	335	13	—	1 949	
3 月	6 188	3 784	392	435	24	—	1 553	
4 月	5 781	3 237	805	426	18	1	1 294	
5 月	5 009	3 117	406	423	15	—	1 048	
6 月	4 427	2 645	291	371	10	1	1 109	
7 月	3 323	2 357	81	360	11	1	513	
8 月	4 380	2 584	257	444	20	—	1 075	
9 月	3 150	2 209	81	314	14	—	532	
10 月	3 688	2 640	58	388	12	1	589	
11 月	4 574	3 060	174	377	15	—	948	
12 月	6 676	4 284	376	392	18	—	1 606	
計	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4	13 606	

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損 損	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建
							小 計
1 月	3 929	1 074	378	2 477	12 471	14 255 247	14 015 489
2 月	3 971	1 144	372	2 455	12 830	15 949 446	15 630 456
3 月	3 656	1 090	328	2 238	11 863	15 172 812	14 711 990
4 月	3 218	931	290	1 997	10 304	18 291 714	12 613 891
5 月	2 921	756	285	1 880	9 239	11 825 149	11 365 284
6 月	2 519	641	216	1 662	8 418	8 992 979	8 661 434
7 月	2 146	469	203	1 474	6 845	7 144 926	7 003 950
8 月	2 411	602	211	1 598	7 898	10 440 007	10 073 463
9 月	1 984	463	206	1 315	6 233	7 581 301	7 299 626
10 月	2 436	621	207	1 608	7 726	10 816 261	10 562 504
11 月	3 062	933	238	1 891	9 744	12 118 979	11 738 783
12 月	4 541	1 328	444	2 769	14 107	17 990 339	17 416 554
計	36 794	10 052	3 378	23 364	117 678	150 579 160	141 093 424

損 害 状 況

(昭和58年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林 野(a)	死 者	負 傷 者
5 093	1 373	480	3 240	187 210	8 368	251	759
5 140	1 433	510	3 197	201 287	29 042	237	748
5 053	1 385	484	3 184	195 967	15 254	244	780
4 667	1 518	415	2 734	203 915	613 841	151	646
4 260	1 114	397	2 749	156 976	26 810	119	601
3 609	942	297	2 370	135 488	8 704	86	529
2 973	578	286	2 109	94 842	1 304	85	482
3 347	839	292	2 216	128 562	11 475	89	490
2 801	612	280	1 909	96 613	18 567	75	407
3 444	875	317	2 252	138 297	604	132	504
4 251	1 235	360	2 656	174 032	5 866	143	589
5 977	1 659	568	3 750	241 728	26 767	216	872
50 615	13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407

損 害 状 況 (つづき)

(昭和58年中)

害 額 (千円)						
建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
7 483 423	6 532 066	20 784	93 829	29 950	—	95 195
7 716 296	7 914 160	164 857	75 514	19 469	—	59 150
7 209 200	7 502 790	46 445	170 861	177 070	—	66 446
6 693 806	5 920 085	4 171 552	146 142	48 326	1 060 000	251 803
5 697 488	5 667 796	156 005	147 299	13 750	—	142 811
4 470 713	4 190 721	44 848	145 290	18 387	—	123 020
3 482 056	3 521 894	5 931	86 180	20 463	60	28 342
5 410 354	4 663 109	31 916	133 741	24 472	—	176 415
3 705 702	3 593 924	45 200	113 143	9 282	—	114 050
4 794 572	5 767 932	3 816	140 604	24 829	1 272	83 236
6 376 236	5 362 547	13 725	172 505	124 093	30	69 843
9 534 276	7 882 278	47 045	139 293	251 762	—	135 685
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996

附属資料 5 出 火 原 因 別

出火原因	区 分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り 世 帯 災 数	損 害 額 (千円)
たばこ		7 344	19 697 843	5 504	4 874	15 182 411
火あそび		5 718	2 462 671	3 384	2 097	5 178 185
たき火		5 488	10 904 056	1 562	443	3 430 315
こんろ		5 344	132 348	6 271	5 823	9 313 009
放火の疑い		4 479	150 490	3 188	2 329	10 120 152
風呂かまど		2 519	68 825	2 923	2 690	3 783 804
ストーブ		2 506	156 350	3 496	3 186	12 083 469
マッチ・ライター		1 507	16 573 917	1 136	1 091	2 977 595
煙突・煙道		1 004	66 452	1 161	791	2 799 940
電灯・電話等の配線		781	28 545	726	493	2 021 323
灯火		654	36 754	865	825	2 376 450
取灰		512	43 041	569	281	839 724
電気装置		463	16 391	360	91	1 068 380

附属資料 6 主 な 出 火

出火原因	昭 和 53 年			昭 和 54 年			昭 和 55 年		
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
たばこ	1	9 920	14.1%	1	8 347	13.1%	1	7 338	12.3%
たき火	2	9 877	14.0%	2	7 649	12.0%	3	5 805	9.7%
火あそび	3	6 335	9.0%	3	6 258	9.8%	2	6 012	9.7%
放火(疑いを含む)	4	5 369	7.6%	4	5 944	9.3%	4	5 747	10.0%
こんろ	5	4 514	6.4%	5	4 797	7.5%	5	4 909	9.6%
風呂かまど	6	3 665	5.2%	6	3 752	5.9%	6	3 783	8.2%
ストーブ	7	2 766	3.9%	7	2 515	3.9%	7	2 675	6.3%
マッチ・ライター	8	2 268	3.2%	8	1 840	2.9%	8	1 720	4.5%
煙突・煙道	9	1 305	1.9%	9	1 094	1.7%	9	1 073	2.9%
電灯電話等の配線	10	782	1.1%	10	811	1.3%	10	800	1.8%
こたつ	13	558	0.8%	14	462	0.7%	12	509	1.3%
取灰	11	587	0.8%	13	512	0.8%	14	498	0.8%
灯火	12	560	0.8%	12	558	0.9%	11	544	0.9%
電気装置	14	542	0.8%	11	564	0.9%	13	502	0.8%
炉	15	520	0.7%	15	450	0.7%	15	434	0.7%
		70 423			63 794			59 885	

火 災 損 害 状 況

(昭和58年中)

出火原因	区 分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り 世 帯 災 数	損 害 額 (千円)
交通機関内配線		445	387	31	7	158 530
内燃機関		392	19 217	47	7	242 127
こたつ		388	31 941	555	497	1 525 670
配線器具		386	9 759	362	202	761 551
電灯・ネオン		325	11 912	342	232	767 001
炉		322	19 311	344	66	1 099 258
かまど		316	19 415	383	138	557 479
電気アイロン・電気こて		125	7 216	172	222	675 272
火ばち		41	4 533	53	33	104 383
いろり		39	2 548	55	23	102 677
その他の電気		1 505	61 053	1 526	895	5 499 539
その他の不明		13 837	27 861 214	13 271	8 198	61 853 115
計		59 740	78 615 117	50 615	36 794	150 579 160

原 因 の 推 移

構成割合	昭 和 56 年			昭 和 57 年			昭 和 58 年		
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
%			%			%			%
12.3	1	7 510	12.4	1	7 556	12.5	2	7 344	12.3
9.7	4	5 407	8.9	4	6 013	9.9	4	5 488	9.2
10.0	3	6 148	10.1	3	6 103	10.1	3	5 718	9.6
9.6	2	6 529	10.7	2	7 381	12.2	1	7 779	13.0
8.2	5	5 190	8.5	5	5 166	8.5	5	5 344	8.9
6.3	6	3 261	5.4	6	2 673	4.4	6	2 519	4.2
4.5	7	2 780	4.6	7	2 341	3.9	7	2 506	4.2
2.9	8	1 666	2.7	8	1 672	2.8	8	1 507	2.5
1.8	9	1 097	1.8	9	1 012	1.7	9	1 004	1.7
1.3	10	751	1.2	10	712	1.2	10	781	1.3
0.8	14	507	0.8	14	419	0.7	16	388	0.6
0.8	11	600	1.0	12	544	0.9	12	512	0.9
0.9	12	565	0.9	11	627	1.0	11	654	1.1
0.8	13	536	0.9	13	425	0.7	13	463	0.8
0.7	16	408	0.7	15	330	0.5	19	322	0.5
		60 788			60 568			59 740	

附属資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大	6	14	7,061,300	放火
昭和48年11月29日	大阪府高槻市	カキヤ洋行	100	124	17,477,396	不明
昭和49年2月17日	大阪府高槻市	デパート	—	5	192,400	不明
昭和49年7月16日	大阪府高槻市	デパート	—	40	1,086,574	疑
昭和51年1月2日	大阪府高槻市	デパート	—	—	247,000	不明
昭和51年6月22日	大阪府高槻市	デパート	—	—	211,720	不明
昭和51年11月23日	大阪府高槻市	デパート	—	1	213,266	不明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	デパート	—	4	356,954	不明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	デパート	—	1	330,228	不明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	デパート	—	1	353,929	不明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市	日本立科	16	—	19,122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年3月19日	神奈川県横浜市	医療科	11	—	1,536	不明
昭和39年3月30日	神奈川県横浜市	伝導療科	5	5	2,270	不明
昭和44年11月19日	神奈川県横浜市	伝導療科	9	3	7,015	不明
昭和45年6月29日	神奈川県横浜市	伝導療科	6	5	10,908	不明
昭和46年8月6日	神奈川県横浜市	伝導療科	17	1	2,365	不明
昭和46年2月2日	神奈川県横浜市	伝導療科	5	1	2,793	不明
昭和48年3月8日	神奈川県横浜市	伝導療科	6	—	3,782	不明
昭和52年5月13日	神奈川県横浜市	伝導療科	13	3	57,593	蚊取り線香の不始末
昭和52年5月13日	神奈川県横浜市	伝導療科	7	5	7,178	ロケットの疑

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	S文化	—	28	65,262	不明
昭和31年11月20日	大阪府大阪市	映画館	5	5	17,181	残
昭和31年12月22日	大阪府大阪市	映画館	—	16	44,559	不明

昭和33年2月1日	東京都千代田区	東宝	3	25	272,038	火取
昭和34年1月27日	東京都千代田区	草子	12	23	11,730	飛灰
昭和43年3月18日	東京都千代田区	草子	3	7	17,950	飛灰
昭和44年12月14日	東京都千代田区	草子	3	3	18,160	飛灰
昭和49年2月16日	東京都千代田区	草子	3	3	20,785	飛灰
昭和51年10月29日	東京都千代田区	草子	1	1	40,500,000	飛灰
昭和54年4月13日	東京都千代田区	草子	—	—	218,430	飛灰

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年2月5日	福島県郡山市	磐石	30	41	1,098,261	石油ストーブ
昭和44年5月18日	福島県郡山市	磐石	16	16	2,321,732	不明
昭和46年1月2日	福島県郡山市	磐石	6	15	216,637	不明
昭和48年10月11日	福島県郡山市	磐石	4	5	14,919	不明
昭和50年3月10日	福島県郡山市	磐石	7	64	99,477	不明
昭和53年3月15日	福島県郡山市	磐石	45	24	60,116	不明
昭和53年11月20日	福島県郡山市	磐石	32	22	533,751	不明
昭和57年2月8日	福島県郡山市	磐石	2	8	1,726,126	不明
昭和57年11月18日	福島県郡山市	磐石	11	8	472,780	不明
昭和58年2月21日	福島県郡山市	磐石	—	2	308,563	不明

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業所名(火元事業所名)	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年5月13日	大阪府大阪市	日サビ	118	81	1,649,693	疑
昭和48年12月19日	大阪府大阪市	日サビ	1	1	256,336	不明
昭和50年3月1日	大阪府大阪市	日サビ	5	17	57,789	不明
昭和51年12月4日	大阪府大阪市	日サビ	3	2	7,810	不明
昭和51年12月16日	大阪府大阪市	日サビ	8	2	10,270	不明
昭和51年12月26日	大阪府大阪市	日サビ	15	8	38,781	不明
昭和53年3月10日	大阪府大阪市	日サビ	11	2	10,483	不明
昭和54年11月19日	大阪府大阪市	日サビ	4	2	17,685	不明
昭和54年8月16日	大阪府大阪市	日サビ	4	2	48,988	不明
昭和55年2月28日	大阪府大阪市	日サビ	14	223	554,226	不明
昭和56年2月28日	大阪府大阪市	日サビ	3	2	140,964	不明

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	出火件数							焼 計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	り災世帯数			り災人数	損	
	計	全焼	半焼		計	建小計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	15 506	4 502	145 372	70 171 860	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	151 103	83 387 083	77 142 149
46	42 636	15 158	4 588	148 152	78 569 529	73 759 751
47	40 176	13 291	4 266	137 966	84 106 133	80 955 770
48	43 464	14 458	4 507	147 650	113 795 975	105 831 401
49	40 153	12 305	4 371	135 595	112 305 713	104 960 973
50	39 030	11 976	3 921	128 561	110 148 495	106 427 660
51	40 716	13 034	4 002	134 604	160 953 944	152 946 191
52	39 693	11 614	4 023	129 990	129 393 052	122 063 870
53	39 789	11 770	3 933	131 927	130 538 604	123 666 835
54	37 801	10 617	3 701	123 051	136 827 438	131 130 601
55	37 948	10 595	3 640	123 467	150 707 250	144 991 002
56	38 385	10 885	3 523	124 120	150 302 972	145 473 914
57	37 717	9 507	3 376	120 562	149 072 798	141 786 203
58	36 794	10 052	3 378	117 678	150 579 160	141 093 424

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害額(千円)						
物		林野	車両	船舶	航空機	その他
建物	収容物					
...
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	
...	...	152 172	227 993			...
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282	
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803	
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958	
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906	
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776	
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518	
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090	
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463	
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466	
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697	
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961	
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520	
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883	
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	出火 総件 指数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8

の火災損害比較

構成比(%)			火災損害額構成比(%)						
船	船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	2.3		...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	
0.5	4.4		...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	
7.1			...	98.3	0.7	1.0			...
0.7	5.0		...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	
0.7	4.9		...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	
0.6	6.5		...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	
0.6	7.0		...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	
0.8	7.8		...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	
0.7	8.6		...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	
0.7	8.8		...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	
0.9	9.2		...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	
0.8	11.0		...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	
0.8	13.1		...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	
0.7	13.6		...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	
0.7	13.9		...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	
0.7	12.9		...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	
0.7	13.8		...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	
0.7	13.5		...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	
0.6	14.5		...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	
0.5	15.9		...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	
0.5	0.0	16.4	...	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	...	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	...	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	...	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	...	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	...	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	...	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	...	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	...	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	...	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	...	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	...	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	...	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	...	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	...	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9

附屬資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
2	新潟県村松町	21年6月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337
3	飯田市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠市	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	松阪市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	鳥取市	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新名瀬市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	能代市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	福井県芦原町	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m ²	千円				m	m	%
44 781	56 990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135 231	16 541	煙突の火の過熱	晴	SE	8.0	15.0	50
33 500	20 000	煙突の煙の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	煙突の吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	...	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	晴	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	ばこの吸が	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	ばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこの吸が	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物 72 498	建物 5 088 259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野 32ha	林野 143 000	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不始末	晴	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	煙突	曇	SW	7.4	...	82
建物 66 314	建物 1 000 000	七りんこの吸が	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野 600ha	林野 980	七りんこの吸が	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物 53 047	建物 2 155 350	かまど	晴	WSW	30.0
林野 40 366ha	林野 3 784 596	かまど	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放た	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	ば	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	ス	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	た	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	た	曇	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
				重傷	軽傷		
北海道	道	5	—	11	19	10	31
	青森	17	—	7	18	447	867
	岩手	2	—	5	36	47	11
	宮城	—	—	3	2	—	10
	秋田	86	—	56	212	1 133	2 632
	山形	3	1	6	3	1	1
	福島	—	—	—	—	1	3
	茨城	—	—	—	2	1	3
	栃木	1	—	1	1	—	—
	群馬	3	—	2	1	2	2
	埼玉	1	—	—	—	—	1
	千葉	—	—	6	21	3	48
	東京都	—	—	1	5	371	24
	神奈川県	1	—	6	19	—	2
	新潟	14	—	7	11	3	7
	富山	1	—	1	2	—	—
	石川	1	—	1	3	—	3
	福井	2	—	2	1	—	1
	山梨	2	—	4	23	12	69
	長野	10	—	11	36	57	92
	岐阜	4	1	2	2	9	19
	静岡県	3	—	1	4	5	2
	愛知県	5	—	1	5	3	2
	三重	—	—	—	—	2	4
	滋賀	—	—	—	—	—	—
	京都	2	—	—	3	7	7
	大阪	—	—	—	1	—	—
	兵庫県	13	1	7	9	11	45
	奈良	1	—	1	—	—	1
	和歌山	1	—	—	—	—	—
	鳥取	—	—	—	15	1	1
	島根	103	4	61	107	1 065	1 978
	岡山	—	—	—	—	—	1
	広島	—	—	—	6	9	3
	山口	5	—	1	6	26	15
	徳島	1	—	3	4	15	8
	香川県	1	1	1	1	8	7
	愛媛	—	—	—	—	—	2
	高知県	1	—	—	2	2	2
	福岡	—	—	—	1	1	4
	佐賀	—	—	—	1	1	5
	長門	—	—	—	—	—	—
	熊本	1	—	1	4	5	5
	大分	1	—	—	3	—	3
	宮崎	—	—	1	1	—	—
	鹿児島	—	—	—	1	1	1
	鹿嶋	2	—	2	5	19	12
	沖合	—	—	5	31	35	38
	計	293	8	217	628	3 313	5 972
	地震災害を除いた計	188	8	138	335	1 729	2 455

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和58年中)

被害(棟)				り災世帯数	り災者数
一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家		
156	814	1 170	185	931	2 639
3 078	69	228	2 652	1 383	6 081
234	9	68	313	83	294
16	21	969	6	31	123
2 896	82	360	2 896	3 985	15 017
13	15	310	87	17	47
22	16	372	28	19	76
185	20	226	2	24	97
10	4	6	7	4	15
4	7	248	40	11	39
3	74	1 534	4	75	259
3 255	394	2 327	525	524	1 484
79	377	9 800	1 123	764	2 252
703	18	365	103	21	79
18	18	140	16	28	94
6	31	1 088	163	31	107
3	112	746	1	84	296
5	20	688	27	21	78
285	534	2 659	18	607	2 414
97	3 923	8 264	143	4 083	14 609
16	2 810	2 038	2 170	1 948	7 217
66	571	3 724	611	577	1 939
39	875	18 917	207	880	2 695
29	36	1 184	76	43	109
1	3	130	3	3	10
22	155	2 446	506	181	523
1	51	4 138	161	89	278
21	1 800	11 116	10	1 863	6 939
2	—	345	11	1	2
9	209	6 335	2	209	608
700	5	53	115	7	21
564	7 096	7 372	5 783	10 217	32 042
9	3	677	—	4	12
34	90	1 171	—	101	282
33	283	1 021	48	323	959
21	48	272	—	71	208
9	342	6 832	17	321	1 125
2	6	125	1	20	32
26	19	136	6	22	69
15	654	5 458	355	698	2 108
23	57	1 349	15	63	241
555	64	485	109	74	227
11	16	275	21	17	45
3	—	192	2	—	—
19	799	3 387	74	846	2 591
99	906	3 904	353	997	3 010
137	543	765	137	629	2 270
13 534	23 999	115 415	19 132	32 930	111 662
5 750	23 701	114 672	13 386	27 395	90 139

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その						道路(箇所)
		田 (ha)		畑 (ha)		水	冠	
		流失・埋没	冠	流失・埋没	冠			
北海道	道	5.3	140	135.9	12.7	424	210.2	199
北海	森	—	—	—	—	—	—	713
青森	手	4.1	—	—	0.1	—	—	150
岩手	城	—	—	174.3	—	—	15.0	31
宮城	田	—	—	403.0	—	—	28.0	1 067
秋田	形	2 643.0	—	—	496.0	—	—	148
山形	島	70.0	2	262.0	1.0	—	80.0	663
福島	島	2.0	—	7.0	2.0	—	5.0	16
茨城	城	—	—	—	—	—	—	227
栃木	馬	—	—	10.8	1.0	—	1.2	655
群馬	玉	3.2	—	27.3	—	—	22.0	244
埼玉	葉	—	—	403.3	—	—	962.9	452
千葉	葉	2.2	—	152.6	1.5	—	124.7	171
東京都	京	0.1	—	5.0	393.5	—	54.0	296
	川	0.5	—	130.9	0.1	—	70.0	511
新潟	潟	16.2	—	432.1	0.2	—	116.0	329
富山	山	6.7	—	671.0	—	—	—	396
石川	川	3.5	—	73.0	2.5	—	100.0	114
福井	井	418.5	—	626.7	2.2	—	37.0	606
山梨	梨	89.8	—	—	16.1	—	—	7 044
長野	野	705.0	3	808.2	300.0	—	2 007.0	1 322
岐阜	早	167.1	—	368.4	9.3	—	91.0	1 071
静岡	岡	11.1	1	563.4	21.0	—	378.6	681
愛知	岡	21.6	3	439.6	2.4	—	544.4	628
三重	重	36.2	—	509.0	2.0	—	66.5	75
滋賀	賀	—	—	187.5	—	—	101.9	1 060
京都	都	115.8	2	062.1	25.9	—	617.2	307
大阪	阪	33.0	—	95.0	—	—	26.0	899
兵庫	庫	271.6	3	964.3	13.2	—	665.8	478
奈良	良	1.0	—	130.4	—	—	8.7	147
和歌山	山	1.0	—	101.0	4.0	—	211.0	259
鳥取	取	3.6	—	314.4	—	—	35.0	10 539
島根	根	1 185.0	3	944.7	324.7	—	1 007.2	945
岡山	山	—	—	2 638.0	—	—	—	1 815
広島	島	232.8	—	—	13.8	—	—	1 388
山口	口	90.1	1	891.5	3.3	—	129.3	471
徳島	島	—	—	—	—	—	—	459
香川	川	56.9	1	309.7	26.1	—	67.0	681
愛媛	媛	6.8	—	—	0.4	—	—	977
高松	知	—	—	—	—	—	—	1 067
福岡	岡	23.1	—	—	—	—	143.0	888
佐賀	賀	163.5	1	827.5	95.2	—	229.0	1 016
長門	崎	107.6	—	550.5	15.1	—	71.2	1 182
熊本	本	49.0	—	29.0	—	—	—	592
大分	分	30.5	—	—	0.5	—	—	1 379
宮崎	崎	108.9	—	—	9.3	—	—	3 993
鹿児島	崎	22.5	2	037.9	—	—	1.2	124
鹿儿	島	0.2	—	44.0	77.4	—	467.1	48 475
沖縄	沖	—	—	—	—	—	—	46 906
合計	計	6 709.0	176	331.0	1 872.5	432	694.1	46 906
地震災害を除いた計	計	4 065.2	176	331.0	1 376.5	432	694.1	46 906

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和58年中)

他				
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)
9	928	13	—	816
49	245	15	162	—
1	73	—	5	45
1	4	—	6	—
91	1 427	72	10	681
6	818	53	2	25
27	1 059	—	—	—
1	111	1	—	—
5	602	2	1	—
25	946	30	3	—
35	44	38	—	—
—	184	40	6	—
1	5	50	1	24
2	99	63	1	—
7	1 129	32	4	40
3	463	—	—	—
—	375	53	—	34
1	179	20	—	—
26	988	14	3	—
300	8 819	582	17	—
46	3 579	764	4	—
29	699	201	2	—
3	503	—	—	—
6	817	55	3	3
13	424	19	—	—
27	2 375	133	—	26
1	86	90	1	—
51	2 606	620	13	27
2	833	16	1	—
3	66	46	4	—
4	317	32	34	6
199	7 267	2 361	377	409
4	1 212	—	—	—
30	3 806	150	12	—
13	1 709	26	2	—
5	391	1	1	—
3	1 209	65	5	—
2	581	—	—	—
7	1 217	58	2	1
17	2 387	13	—	—
3	1 387	68	2	1
7	842	90	—	—
8	1 115	—	—	—
10	799	—	—	—
9	1 219	—	—	—
16	3 656	—	—	7
—	66	24	—	38
1 107	59 666	5 916	678	2 183
971	59 164	5 768	473	382

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)
(昭和58年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)	
		都道府県(回)	市区町村 (回)				
北海道	北青森	2	112	1	—	181 920	
	道	1	13	5	8 739	57 443	
	青森	—	5	1	14 966	8 503	
	岩手	—	—	—	464	3 200	
	宮城	1	19	9	8 688	157 131	
	秋田	—	7	—	4 352	8 736	
	山形	—	3	—	1 871	11 740	
	福島	—	—	—	—	—	
	茨城	—	2	—	1 520	3 243	
	栃木	—	—	—	1 966	7 978	
関東	群馬	—	—	—	4 872	13 202	
	埼玉	—	16	—	2 268	863	
	千葉	—	6	—	3 179	16 112	
	東京	—	21	2	10 447	27 843	
	神奈川	1	26	—	3 919	2 706	
	中部	新潟	—	16	—	5 928	18 708
		富山	—	—	—	3 336	14 047
		石川	—	3	—	2 351	10 492
		福井	—	1	—	401	1 845
		山梨	1	51	2	32 472	29 910
長野		2	84	8	71 051	117 390	
岐阜		—	32	2	18 405	62 085	
静岡		1	67	—	20 943	23 638	
愛知		9	217	—	8 804	5 134	
三重		—	372	—	3 296	13 120	
近畿	滋賀	—	—	—	682	8 306	
	京都	—	32	—	8 923	28 682	
	大阪	—	9	—	1 393	1 240	
	兵庫	1	36	4	27 492	43 231	
	奈良	1	2	—	892	6 190	
	和歌山	—	—	—	—	3 483	
	中国	鳥取	—	8	—	1 397	7 590
		島根	1	43	13	10 841	407 221
		岡山	—	2	—	2 321	5 654
		広島	—	28	—	—	21 384
山口		—	8	2	1 366	16 664	
四国		徳島	—	4	—	—	8 983
		香川	—	—	—	7 052	9 675
		愛媛	1	55	—	1 572	8 132
		高松	1	32	—	1 585	13 640
		九州	福岡	1	42	—	4 264
	佐賀		1	13	—	3 683	15 826
	長門		1	89	—	7 392	13 195
	熊本		—	6	—	3 448	7 171
	大分		—	6	—	418	5 283
	宮崎		—	10	2	1 119	17 470
鹿児島	—		52	2	1 488	47 570	
沖縄	1		26	1	1 285	9 878	
計	27		1 577	54	322 851	1 520 646	
地震災害を 除いた計	24		1 518	40	301 941	1 313 355	

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニ チュー ド)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5.23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5.11.26	北伊豆地震	7.0	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9.21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7.11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1.13	三河地震	7.1	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21.12.21	南海地震	8.1	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24.12.26	今市地震	6.4	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆大島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種日	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者不明者	行方不明者	全壊	半壊	床上浸水床下浸水		
1	23. 9.11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9.15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6.18~22	台風	九州から東北南部, 特に鹿児島	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8.13~18	台風	九州, 四国	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8.31~9. 1	台風	東日本, 特に関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1.10~14	風害	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部, 北日本, 特に近畿	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10.13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6.22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7.10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	6.23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7.16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8.11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	28. 9.22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	風害	北日本, 近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9.10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9.24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2.19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4.17~18	風害	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320

22	32. 7.25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
23	33. 1.26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9.26~28	台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8.12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9.26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	5.24	浪害(予り地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6.24~7.5	水害	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9.15~16	台風	全国, 特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10.25~28	台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7.17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9.10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9.23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8.26~29	水害	新潟, 東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8.17	水害	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	台風	(飛騨川バス転落) 全国, 特に北九州, 島根, 広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49.5.29~8.1	台風	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54.10.17~20	雪害	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55.12~56. 3	雪害	東北, 北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨と台風	全国, 特に長崎, 熊本, 三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473
46	58. 7.20~29	集中豪雨	山陰以東, 特に島根	112	5	193	1 098	2 040	7 484	11 264

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 都道府県の防災

区分	回数	災害想定				
		台風等の 風水害	地震	コンビナ ー ト 災害	大火災	林野火災
北海道	4	3	2	—	—	1
青森	1	—	1	—	—	—
岩手	1	1	1	—	1	—
宮城	4	—	2	1	—	—
秋田	3	1	1	1	1	1
山形	3	—	1	1	1	—
福島	10	2	7	1	1	1
茨城	1	—	—	—	—	1
栃木	2	1	1	—	—	—
群馬	1	1	1	—	—	1
埼玉	6	2	2	—	—	1
千葉	3	—	1	1	—	1
東京都	57	2	1	—	—	—
神奈川県	1	—	1	—	—	—
新潟	1	—	1	—	—	—
富山	2	1	1	1	—	—
石川	3	—	1	1	—	1
福井	1	1	1	—	—	1
山梨	1	—	1	—	—	—
長野	3	1	3	—	2	1
岐阜	3	—	2	—	—	1
静岡	3	1	2	1	—	—
愛知	3	—	1	1	—	1
三重	1	—	1	—	—	1
滋賀	1	—	1	—	—	—
京都	3	2	2	—	1	—
大阪	2	1	1	—	—	—
兵庫	2	1	1	1	—	—
奈良	1	—	1	—	—	—
和歌山	7	1	4	1	—	1
鳥取	2	1	1	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—
岡山	2	1	1	2	—	—
広島	2	1	1	—	—	—
山口	4	2	—	1	1	—
徳島	5	2	1	1	—	1
香川	1	1	1	1	—	—
愛媛	2	1	1	—	—	—
高知	3	1	2	—	—	—
福岡	2	1	1	1	1	1
佐賀	3	1	—	1	—	—
長崎	3	1	1	1	—	1
熊本	4	1	1	1	1	1
大宮	2	1	1	1	—	—
宮崎	1	1	1	—	—	—
鹿児島	5	1	1	1	—	—
沖縄	1	—	—	1	—	—
計	176	40	60	24	11	19

訓練の実施状況

(昭和58年度)

定	訓練形態				
	その他	総 (実 働)	図 上	通 信	その他
原子力災害		1 1 1 3 2 2 9	— — — 1 — — —	2 — — — 1 1 1	水防工法訓練
高圧ガス防災訓練		1 1 1 5 3	— — 1 — —	— — — 1 —	
防災行政無線運用訓練		4 1	— —	53 —	
林野火災空中消火訓練		1 2 2 1	— — — —	— — — —	
高圧ガス防災訓練		1 2 2 3 3 1	— — 1 — — —	— — — — — —	空中消火訓練
原子力災害		1 1 2 2 1 4	— — — — — —	— 2 — — — 3	
原子力災害 石油備蓄タンカー流出 事故		2 3 3 3 1 1	— — — — — —	— — — 1 — 1	
原子力災害・トンネル 火災		5 1	— —	— —	
計		101	3	69	

附屬資料15 都道府県別市

区分	消防本部					消防署	出張所
	計	市	町	村	組合		
北海道	72[72]	20[20]	8[8]		44[44]	114[114]	408[407]
青森	16[16]	1[1]	2[2]		13[13]	30[27]	54[57]
岩手	14[14]	3[3]	1[1]		10[10]	18[18]	55[56]
宮城	14[14]	4[4]	1[1]		9[9]	27[27]	74[74]
秋田	17[17]	2[2]	1[1]		14[14]	20[20]	65[65]
山形	15[15]	8[8]	2[2]		5[5]	15[15]	49[49]
福島	12[12]	2[2]			10[10]	25[25]	72[72]
茨城	29[29]	9[9]	5[5]	2[2]	13[13]	52[52]	58[57]
栃木	15[15]	4[4]	1[1]		10[10]	17[17]	48[47]
群馬	12[12]	2[2]			10[10]	24[24]	49[49]
埼玉	49[47]	27[27]	7[5]		15[15]	55[55]	109[103]
千葉	33[33]	20[20]	3[3]	1[1]	9[9]	58[62]	112[103]
東京	6(3)[6(3)]	3[3]	2(2)[2(2)]	1(1)[1(1)]		77[77]	213[211]
神奈川	28[28]	19[19]	7[7]		2[2]	51[51]	179[172]
新潟	36(1)[36(1)]	11[11]	8(1)[8(1)]		17[17]	44[44]	72[70]
富山	22[22]	9[9]	11[11]		2[2]	29[29]	22[22]
石川	11[11]	3[3]	3[3]		5[5]	17[16]	39[40]
福井	12[12]	1[1]	3[3]		8[8]	15[15]	41[41]
山梨	10[10]	2[2]	1[1]		7[7]	17[17]	28[28]
長野	20[20]	9[9]	2[2]		9[9]	39[39]	35[36]
岐阜	24[24]	8[8]	2[2]		14[14]	44[44]	48[47]
静岡	31[31]	14[14]	3[3]		14[14]	38[38]	95[95]
愛知	46[46]	28[28]	6[6]		12[12]	62[62]	116[110]
三重	14[14]	8[8]			6[6]	18[18]	48[48]
滋賀	11[11]	3[3]			8[8]	22[22]	21[21]
京都	16[16]	9[9]	4[4]		3[3]	29[29]	54[53]
大阪	32[31]	22[22]	6[5]		4[4]	70[68]	163[159]
兵庫	32[32]	18[19]	1[1]		13[12]	56[56]	88[85]
奈良	14[14]	8[8]	1[1]		5[5]	21[20]	15[15]
和歌山	21[20]	7[7]	6[6]		8[7]	28[27]	12[10]
鳥取	3[3]				3[3]	13[13]	13[13]
島根	11[11]	2[2]	1[1]		8[8]	13[12]	39[40]
岡山	14[14]	5[5]			9[9]	21[21]	56[55]
広島	23[23]	6[6]	5[5]		12[12]	38[38]	65[63]
山口	16[16]	8[9]	1[1]		7[6]	21[21]	31[31]
徳島	11[11]	3[3]			8[8]	22[22]	27[27]
香川	11[11]	4[4]	1[1]		6[6]	15[15]	22[20]
愛媛	16[16]	4[5]			12[11]	17[17]	34[31]
高松	15[15]	6[6]			9[9]	19[19]	21[24]
福井	27[27]	9[9]	2[2]		16[16]	43[43]	92[91]
佐賀	10[10]	3[3]			7[7]	14[14]	21[20]
長崎	10[10]	3[3]			7[7]	15[15]	73[72]
熊本	14[14]	1[2]			13[12]	19[19]	53[53]
大分	15[15]	4[4]	1[1]		10[10]	18[18]	37[37]
宮崎	9[9]	6[6]			3[3]	12[12]	22[22]
鹿児島	20[19]	5[5]	1[1]		14[13]	27[25]	45[44]
沖縄	23[23]	10[10]	3[3]	2[2]	8[8]	24[24]	18[18]
計	932(4) [927(4)]	363 [367]	112(3) [109(3)]	6(1) [6(1)]	451 [445]	1 483 [1 476]	3 111 [3 063]

(注) () 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭和59.4.1現在, []内は昭和58.4.1現在)

消防職員	消防団	分	団	消防団常備部				消防団員
				計	市	町	村	
8 012[7 929]	241[241]		1 069[1 071]					30 814[31 132]
1 993[1 983]	68[68]		791[788]					22 985[23 256]
1 465[1 457]	62[62]		489[494]					27 322[27 437]
2 141[2 137]	77[77]		509[508]	1[1]		1[1]		25 492[25 663]
1 561[1 547]	67[67]		645[645]	1[1]		1[1]		23 911[24 047]
1 351[1 356]	44[44]		364[364]					31 641[32 060]
1 942[1 937]	90[90]		635[644]					40 587[40 699]
3 147[3 097]	92[92]		1 167[1 172]					29 155[29 383]
1 813[1 794]	49[49]		363[363]					16 858[16 955]
1 967[1 954]	66[70]		467[487]					13 980[14 026]
5 576[5 461]	89[89]		602[605]					16 062[16 225]
5 889[5 790]	72[72]		975[992]					34 063[34 300]
18 119[18 151]	98[98]		711[709]					25 712[25 764]
7 694[7 621]	58[58]		525[525]					18 993[19 099]
2 697[2 652]	112[112]		842[850]					52 054[52 347]
1 140[1 145]	41[41]		303[300]					9 821[9 845]
1 186[1 176]	39[39]		224[225]	4[4]		4[4]		5 365[5 378]
974[974]	32[32]		245[244]					5 588[5 608]
854[846]	64[64]		240[240]					19 135[19 249]
1 614[1 615]	122[122]		896[900]					46 818[47 229]
2 042[2 028]	102[102]		549[548]					24 966[25 146]
3 392[3 365]	75[75]		651[649]					26 496[26 645]
6 306[6 264]	338[333]		791[790]					29 591[29 490]
1 674[1 647]	69[69]		483[482]					14 892[14 954]
1 067[1 055]	50[50]		195[192]					9 347[9 366]
2 761[2 724]	89[73]		372[389]					21 849[22 029]
8 670[8 589]	39[39]		383[383]	1[1]		1[1]		10 032[10 068]
4 485[4 439]	104[117]		1 708[1 797]					56 235[57 289]
1 073[1 065]	47[47]		347[347]					10 844[10 961]
1 078[1 027]	50[50]		327[327]					12 988[13 068]
595[596]	41[41]		248[250]					6 032[6 030]
795[794]	59[59]		398[398]					15 588[15 693]
1 707[1 687]	80[80]		455[453]					34 539[34 744]
2 912[2 893]	93[93]		709[702]					27 429[27 673]
1 459[1 441]	56[56]		529[532]					15 495[15 666]
800[789]	46[46]		472[470]					12 120[12 206]
1 016[1 015]	43[43]		271[272]					7 890[7 931]
1 254[1 205]	70[70]		524[525]					23 163[23 283]
898[905]	53[53]		292[291]					8 646[8 660]
3 839[3 809]	108[108]		725[720]					28 059[28 183]
885[871]	49[49]		207[207]					24 663[25 103]
1 522[1 515]	79[79]		881[881]					24 749[25 014]
1 796[1 733]	98[98]		824[822]					43 858[44 389]
1 378[1 370]	58[58]		470[470]					19 394[19 574]
894[892]	44[44]		127[123]					17 927[18 021]
1 575[1 540]	96[96]		734[734]					17 715[17 780]
1 079[1 079]	39[38]		124[122]	1[1]		1[1]		1 600[1 603]
128 087 [126 959]	3 658 [3 653]		25 858 [26 002]	8 [8]		8 [8]		1 042 463 [1 050 271]

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団				
	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員	
昭和28年	314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780	
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011	
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233	
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222	
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319	
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555	
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792	
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053	
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406	
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495	
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508	
39	544	4	641	996	45 257	3 835	33 825	117	1 413 285	
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995	
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702	
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003	
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277	
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696	
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839	
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675	
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625	
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567	
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723	
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036	
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299	
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367	
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269	
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536	
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140	
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761	
57	923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404	
58	927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271	
59	932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463	

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計			
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町 村	
昭和40年度	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68	
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91	
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111	
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143	
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236	
45	218	4	214	△ 2	1	△ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28	△ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264	
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606	
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820	
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884	
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956	
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018	
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067	
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097	
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145	
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194	
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254	
58	25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279	
59(見込)	29	—	29	—	—	—	2 960	652	2 308	

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織を有する市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と活動項目別自主防災		
						防災訓練	防災知識の啓発	防火巡回
北海道	212	44	482	133 318	6.8	180	141	143
青森	67	18	60	17 702	3.9	14	22	25
岩手	62	40	226	123 905	30.1	70	131	80
宮城	74	63	1 865	394 201	63.4	1 523	1 769	1 097
秋田	69	42	1 150	85 767	24.2	671	1 020	817
山形	44	42	822	72 308	21.9	661	694	443
福島	90	37	224	70 234	12.3	118	164	148
茨城	92	29	439	52 998	7.1	276	194	220
栃木	49	21	170	34 078	6.6	129	98	106
群馬	70	42	390	131 881	24.4	156	126	167
埼玉	92	43	888	435 131	25.4	407	289	360
千葉	80	31	947	261 374	16.9	887	886	334
東京	64	47	4 579	3 098 244	68.5	3 885	3 565	2 155
神奈川	37	37	5 815	1 893 334	77.3	5 756	5 562	1 502
新潟	112	30	297	28 115	4.2	47	67	18
富山	35	22	260	44 893	15.0	171	87	186
石川	41	36	898	77 666	23.5	368	245	262
福井	35	26	834	57 759	26.6	367	306	173
山梨	64	64	2 363	223 211	93.2	2 305	2 011	1 052
長野	122	56	1 728	214 316	35.3	1 139	971	293
岐阜	100	65	2 588	342 825	62.3	1 533	1 241	227
静岡	75	75	4 759	991 968	97.2	4 757	4 082	2 537
愛知	88	50	2 621	1 171 977	60.7	2 435	2 219	239
三重	69	37	614	94 983	18.8	392	229	306
滋賀	50	48	1 334	140 675	45.1	914	810	994
京都	44	19	426	139 218	15.7	156	149	48
大阪	44	11	466	146 968	5.1	426	8	8
兵庫	91	29	731	166 644	9.9	465	494	136
奈良	47	19	319	74 213	19.7	170	118	97
和歌山	50	13	153	14 256	4.2	48	45	7
鳥取	39	38	943	61 311	34.4	404	193	220
島根	59	18	370	32 033	13.7	59	290	91
岡山	78	38	879	112 689	19.0	316	416	66
広島	87	20	677	376 098	40.4	621	620	157
山口	56	20	177	22 954	4.4	113	37	17
徳島	50	17	118	10 771	4.3	32	29	18
香川	43	24	233	21 131	6.7	29	12	25
愛媛	70	16	141	74 700	14.9	58	58	47
高松	53	14	351	20 638	7.0	68	69	26
福井	97	18	317	384 877	25.4	207	119	125
佐賀	49	5	96	12 503	5.1	3	7	4
長崎	79	20	375	54 159	10.9	208	289	197
熊本	98	22	61	38 069	6.9	19	28	29
大分	58	15	37	6 386	1.6	20	20	9
宮崎	44	13	141	19 702	5.2	111	134	40
鹿児島	96	35	609	161 239	25.3	57	544	50
沖縄	53	4	49	7 768	2.3	—	—	—
全 国	3 278	1 473	44 022	12 151 190	32.0	32 751	30 608	15 301

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(昭59.4.1現在)

都道府県	市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
					三角パケツの購入	消防器具の備蓄	その他	災害所等	危険の視察	災害以外の情報収集	初期消火	負傷者の救出・保護	住民の避難誘導	給食給水
北海道	212	44	482	133 318	6.8	53	58	86	161	304	208	155	114	56
青森	67	18	60	17 702	3.9	14	13	9	14	18	30	25	20	3
岩手	62	40	226	123 905	30.1	59	22	9	39	92	48	50	94	21
宮城	74	63	1 865	394 201	63.4	863	470	940	975	1 427	1 061	999	1 716	258
秋田	69	42	1 150	85 767	24.2	200	7	95	402	933	243	354	804	7
山形	44	42	822	72 308	21.9	262	4	142	476	744	478	579	557	9
福島	90	37	224	70 234	12.3	118	4	111	115	146	118	128	146	6
茨城	92	29	439	52 998	7.1	90	94	195	234	378	246	275	149	13
栃木	49	21	170	34 078	6.6	56	52	55	77	80	77	77	72	19
群馬	70	42	390	131 881	24.4	58	72	77	33	91	33	77	87	1
埼玉	92	43	888	435 131	25.4	139	91	114	250	756	333	329	263	37
千葉	80	31	947	261 374	16.9	485	374	501	882	884	881	885	857	335
東京	64	47	4 579	3 098 244	68.5	693	687	1 863	3 400	3 656	3 441	3 430	3 169	675
神奈川	37	37	5 815	1 893 334	77.3	3 426	2 399	1 802	5 287	5 439	5 445	5 445	5 388	1 421
新潟	112	30	297	28 115	4.2	16	48	4	35	140	36	34	38	—
富山	35	22	260	44 893	15.0	9	34	2	11	190	29	40	31	4
石川	41	36	898	77 666	23.5	37	70	46	34	422	80	120	80	30
福井	35	26	834	57 759	26.6	—	127	217	139	337	171	178	12	127
山梨	64	64	2 363	223 211	93.2	991	41	1 061	2 069	2 264	2 134	2 302	1 974	202
長野	122	56	1 728	214 316	35.3	468	159	731	880	950	841	894	757	156
岐阜	100	65	2 588	342 825	62.3	468	102	840	1 393	1 553	1 381	1 447	1 434	—
静岡	75	75	4 759	991 968	97.2	2 223	1 259	2 974	4 324	4 239	4 237	4 225	4 100	893
愛知	88	50	2 621	1 171 977	60.7	332	732	694	1 862	2 123	1 806	1 913	1 632	619
三重	69	37	614	94 983	18.8	151	51	252	254	433	264	302	207	9
滋賀	50	48	1 334	140 675	45.1	180	141	311	86	1 260	363	458	325	8
京都	44	19	426	139 218	15.7	65	16	46	47	165	60	60	18	—
大阪	44	11	466	146 968	5.1	1	1	1	4	426	2	4	1	1
兵庫	91	29	731	166 644	9.9	181	91	265	489	548	435	507	230	66
奈良	47	19	319	74 213	19.7	38	—	78	42	267	41	181	25	7
和歌山	50	13	153	14 256	4.2	7	—	7	3	46	36	7	36	1
鳥取	39	38	943	61 311	34.4	105	66	110	125	559	132	176	197	41
島根	59	18	370	32 033	13.7	82	64	69	71	200	107	182	182	64
岡山	78	38	879	112 689	19.0	62	3	100	101	359	43	38	71	—
広島	87	20	677	376 098	40.4	150	3	140	599	613	601	606	150	146
山口	56	20	177	22 954	4.4	3	2	12	5	112	50	60	9	9
徳島	50	17	118	10 771	4.3	7	13	16	11	107	9	10	8	7
香川	43	24	233	21 131	6.7	—	8	4	6	49	9	6	5	6
愛媛	70	16	141	74 700	14.9	40	2	3	3	58	44	42	42	69
高松	53	14	351	20 638	7.0	24	24	27	61	83	61	126	61	25
福井	97	18	317	384 877	25.4	117	44	118	118	169	152	118	119	4
佐賀	49	5	96	12 503	5.1	2	4	4	—	6	3	—	3	3
長崎	79	20	375	54 159	10.9	196	—	26	222	249	221	223	199	1
熊本	98	22	61	38 069	6.9	—	—	11	17	38	21	19	20	—
大分	58	15	37	6 386	1.6	10	3	2	3	12	7	5	7	3
宮崎	44	13	141	19 702	5.2	6	15	6	97	44	130	115	36	1
鹿児島	96	35	609	161 239	25.3	9	7	17	19	56	31	20	35	2
沖縄	53	4	49	7 768	2.3	—	49	—	—	—	—	—	—	49
全 国	3 278	1 473	44 022	12 151 190	32.0	12 496	7 526	14 193	25 475	33 025	26 179	27 226	25 480	5 414

る。

附属資料19 危険物施設

施設 年	合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下貯蔵所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
37	117 479	2 564	77 016	25 762	27 872	2 900	7 542
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	596 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

数の推移

(各年3月31日現在)

所			取扱所					
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 383	6 221	2 336	37 899	25 213	1 700	—	—	10 986
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673

附属資料20 容量別、都道府県別屋外

都道府県	容量		合計	1000kl未満の屋外	1000kl以上の屋外
				タンク貯蔵所	タンク貯蔵所
1	北海道		4 392	3 634	758
2	北青森		982	772	210
3	岩手		798	764	34
4	宮城		1 140	958	182
5	秋田		943	836	107
6	山形		811	771	40
7	福島		1 534	1 388	146
8	茨城		3 253	2 980	273
9	栃木		1 599	1 577	22
10	群馬		2 478	2 459	19
11	埼玉		2 403	2 359	44
12	千葉		5 704	4 637	1 067
13	東京都		1 667	1 561	106
14	神奈川県		6 065	4 690	1 375
15	新潟		2 832	2 562	270
16	富山		1 548	1 424	124
17	石川		971	904	67
18	福井		856	770	86
19	山梨		473	464	9
20	長野		2 182	2 158	24
21	岐阜		2 284	2 273	11
22	静岡		3 852	3 626	226
23	愛知		6 707	6 030	677
24	三重		3 673	3 239	434
25	滋賀		1 265	1 251	14
26	京都		608	577	31
27	大阪		4 275	3 701	574
28	兵庫県		4 753	4 213	540
29	奈良		399	399	—
30	和歌山		1 639	1 271	368
31	鳥取		351	324	27
32	島根		713	697	16
33	岡山		2 930	2 368	562
34	広島		2 066	1 867	199
35	山口		3 134	2 435	699
36	徳島		671	641	30
37	香川		852	716	136
38	愛媛		1 698	1 382	316
39	高知		551	514	37
40	福岡		3 659	3 360	299
41	佐賀		623	609	14
42	長門		1 048	955	93
43	熊本		1 023	963	60
44	大分		1 336	1 133	203
45	宮崎		848	790	58
46	鹿児島		1 720	1 616	104
47	沖縄		748	536	212
計			96 057	85 154	10 903
構成比 (%)			100.0	88.6	11.4

タンク貯蔵所の施設数

(昭59.3.31現在)

1000kl ~5000kl	左 の 内 訳				10000kl ~50000kl	50000kl ~100000kl	100000kl以上
	5000kl ~10000kl	10000kl ~50000kl	50000kl ~100000kl	100000kl以上			
413	124	126	18	77			
131	19	7	2	51			
26	8	—	—	—			
100	22	43	11	6			
79	5	15	—	8			
29	6	5	—	—			
95	16	19	12	4			
126	35	73	17	22			
22	—	—	—	—			
19	—	—	—	—			
42	2	—	—	—			
477	177	287	106	20			
90	2	14	—	—			
657	322	317	75	4			
149	50	52	13	6			
82	9	26	7	—			
49	18	—	—	—			
50	2	—	4	30			
9	—	—	—	—			
24	—	—	—	—			
11	—	—	—	—			
186	31	4	5	—			
321	166	136	40	14			
239	66	91	24	14			
14	—	—	—	—			
29	2	—	—	—			
255	130	154	30	5			
283	128	113	16	—			
—	—	—	—	—			
163	79	87	24	15			
25	2	—	—	—			
16	—	—	—	—			
292	110	128	17	15			
141	26	20	12	—			
314	144	181	45	15			
18	—	12	—	—			
41	57	31	—	7			
158	94	51	9	4			
37	—	—	—	—			
242	38	19	—	—			
11	—	—	3	—			
65	17	6	—	5			
58	1	1	—	—			
82	51	56	10	4			
56	2	—	—	—			
43	1	4	2	54			
51	31	47	48	35			
5 820	1 993	2 125	550	415			
6.1	2.1	2.2	0.6	0.4			

附属資料21 石油コンビナート等特別防災区域

区分 都道府県	特別防災区域	面積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
北海道	1 釧路小	773	7(1)	2	32	143
	2 苫小牧	19 824	10(5)	6	687	2 749
	3 室蘭	7 231	4(3)	9	205	21 029
	4 上川	762	2(1)	1	70	252
青森	4-2 むつ小川	2 508	2(—)	—	377	—
	5 青森	123	5(—)	—	17	—
	6 八戸	1 251	10(2)	7	52	318
宮城	7 塩釜	352	9(5)	3	27	695
	8 仙台	4 598	2(1)	5	276	3 703
秋田	9 男鹿	1 040	1(1)	1	65	52
	10 秋田	1 699	8(—)	7	60	169
山形	11 酒田	3 165	5(—)	3	28	2
福島	11-2 広野	1 099	1(—)	—	22	—
	12 いわき	7 399	10(2)	6	177	521
茨城	13 鹿島臨海	23 835	12(10)	12	675	27 779
千葉	14 京葉臨海北部	2 587	10(—)	4	55	369
	15 京葉臨海中部	44 660	38(27)	33	2 126	165 667
	16 京葉臨海南部	12 512	3(2)	1	17	1 537
東京	17 豊洲	891	3(—)	1	30	—
	18 品川・大井	322	3(1)	—	16	1
神奈川	19 京浜臨海	33 865	55(30)	52	1 441	106 924
	20 根岸	6 340	4(2)	6	493	29 095
	21 久里浜	708	1(—)	—	54	—
新潟	22 新潟港	18 551	9(3)	3	233	11 578
	23 新潟港	6 975	6(3)	7	162	10 450
	24 直江津	2 723	4(—)	2	12	58
富山	25 富山	738	2(1)	3	118	198
	26 新伏木	343	1(—)	—	24	—
	27 伏木	171	6(—)	1	16	89
	28 婦木	571	1(1)	—	1	4 847
石川	29 金沢港北	341	6(—)	4	29	481
福井	30 三国	1 416	6(—)	1	45	—
静岡	31 清水	1 130	4(1)	11	67	1 061
愛知	32 渥美	1 079	1(—)	—	115	—
	33 蒲郡	168	3(—)	2	18	181
	34 名古屋港	8 870	4(1)	8	34	1 585
	35 名古屋港臨海	25 712	34(10)	23	954	35 499
三重	36 四日市臨海	10 715	23(18)	17	727	73 650
	37 尾鷲	797	2(1)	1	75	36
大阪	38 大塚北港	4 470	11(1)	16	74	819
	39 堺北臨海	18 177	21(11)	28	672	101 883
	40 岬	557	2(2)	—	29	5

(注) 第一種事業所欄の()は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(昭59.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	液原車 (台)	その他の 消防ポンプ 自動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	オフ イン ス 張 展 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	—	2	5	94	5 770	3	—	—
5	1	4	5	5	132	9 480	2	1	—
4	2	2	9	9	157	5 700	2	1	—
2	2	2	1	1	62	2 240	3	—	—
2	2	2	3	3	208	2 400	1	1	1
1	1	1	—	—	50	3 240	6	—	—
1	1	1	—	—	110	7 350	1	—	—
—	—	—	2	2	98	5 320	15	—	—
2	2	2	2	2	89	6 320	4	1	2
1	1	1	2	2	32	1 720	1	—	—
1	1	1	2	2	99	7 170	2	—	—
1	1	1	1	1	49	3 840	1	—	—
1	1	1	—	—	38	2 200	1	1	—
2	2	2	7	7	218	6 340	1	1	—
4	3	3	18	18	225	10 260	3	1	1
2	2	2	1	1	123	6 510	5	—	—
23	10	15	43	43	640	35 295	12	1	—
1	1	1	2	2	23	2 520	1	—	—
2	1	1	—	—	47	3 860	3	—	—
1	1	1	1	1	67	3 240	3	—	—
20	10	11	37	37	780	44 290	6	1	1
5	5	5	8	8	250	10 990	4	1	1
1	1	1	—	—	11	1 620	1	—	—
2	2	2	1	1	101	8 530	1	1	—
5	2	2	1	1	135	3 760	3	—	1
—	—	—	7	7	51	2 700	1	—	—
2	1	1	2	2	55	2 860	1	1	—
1	1	1	—	—	19	1 620	1	—	—
—	—	—	2	2	87	3 780	1	—	—
—	—	—	2	2	7	—	—	—	—
1	1	1	—	—	75	4 140	1	—	—
1	1	1	1	1	59	4 860	2	1	—
2	1	1	1	1	111	6 060	4	—	—
1	1	1	—	—	11	2 160	1	1	—
1	1	1	1	1	36	2 160	4	—	—
1	1	1	6	6	35	4 620	5	—	—
10	8	8	20	20	438	30 015	23	2	—
6	4	4	19	19	818	20 230	10	2	1
1	1	1	4	4	127	6 960	3	—	1
2	1	1	10	10	188	7 940	1	—	—
13	8	8	24	24	471	24 340	13	1	—
1	1	1	—	—	28	2 280	1	—	—

附属資料21 石油コンビナート等特別防災區

区分	特別防災区域	面積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高压ガスの処理量 (万Nm ³)
兵庫県	41 尼崎	4 309	6(3)	14	46	433
	42 神戸	2 900	13(3)	6	123	2 685
	43 東播磨	11 375	6(4)	11	47	5 693
	44 姫路臨海	18 600	10(9)	10	374	14 997
和歌山	45 和歌山北部臨海	5 083	3(2)	—	14	2 636
	46 和歌山北部臨海中部	1 491	3(3)	—	99	618
	47 和歌山北部臨海南部	3 070	3(2)	—	582	13 876
	47-2御坊	350	1(1)	—	31	3
岡山	48 水島臨海	25 580	16(15)	10	910	96 030
広島	49 福江	9 560	4(2)	2	26	5 370
	50 田島	186	2(—)	—	27	—
	51 能美	394	1(—)	—	79	—
山口・広島	52 岩国・大竹	5 405	7(6)	8	242	22 471
山口	53 下松	2 699	2(2)	3	138	605
	54 徳山・新南陽	8 121	10(9)	8	391	72 035
	55 宇野	4 724	6(5)	8	23	7 336
	56 小野	1 929	1(1)	—	451	5 424
	57 彦島	124	5(—)	—	32	—
徳島	58 阿南	800	1(—)	1	25	16
香川	59 番の州	4 225	3(2)	1	334	9 751
愛媛	60 新居浜	4 428	5(3)	6	22	14 677
	61 上浦	112	1(—)	—	26	—
	61-2波方	299	1(1)	—	32	5 287
	62 菊岡	565	2(1)	—	158	1 211
	63 松山	2 534	4(3)	1	121	10 332
福岡	63-2豊前	482	1(1)	—	18	1
	64 荏原	1 043	2(1)	2	15	—
	65 北九州	23 554	19(9)	12	86	21 170
	66 福岡	456	9(1)	16	30	634
佐賀	67 唐津	327	3(1)	1	20	408
長崎	68 相浦	239	1(1)	—	18	1
	69 長崎	170	6(—)	3	14	87
熊本	70 八代	156	6(—)	—	13	—
大分	71 大分	10 649	12(12)	2	325	34 890
鹿児島	71-2川内	452	1(1)	1	13	67
	72 喜入	1 881	1(—)	—	885	—
沖縄	73 平座	4 102	3(1)	—	775	14 279
	74 安泊	186	1(1)	—	31	501
	75 小覇	819	1(1)	—	192	1 983
計		444 427	533(253)	412	16 834	969 343

17,195 968,982

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭59.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポンプ 自動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	イン ス 張 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	1	8	63	6 000	8	—	—
2	2	2	8	164	13 860	6	—	—
1	2	1	18	67	9 050	9	—	—
4	4	4	20	200	14 110	11	2	1
1	1	—	9	52	5 380	4	1	2
2	2	2	4	88	6 360	4	—	—
5	5	5	5	243	9 638	3	2	—
1	1	1	—	17	1 800	2	—	—
4	5	7	32	282	27 130	13	2	—
—	—	1	6	56	4 520	6	—	—
1	1	1	—	40	3 970	5	—	—
1	1	1	—	25	4 420	3	—	—
2	1	1	25	222	9 550	4	1	—
2	1	1	3	88	4 124	1	1	—
6	2	2	17	292	10 720	9	2	—
1	1	1	8	55	4 300	1	—	—
2	2	2	2	92	2 190	1	1	1
代	替	設	備	69	4 440	2	—	—
1	1	1	—	19	2 380	2	—	—
3	3	3	4	116	12 350	6	1	—
2	1	1	4	70	3 900	2	—	—
1	1	1	—	16	1 820	1	—	—
1	1	1	—	30	1 620	3	—	—
2	2	2	1	32	2 200	4	1	1
2	1	1	6	98	5 400	4	1	—
1	1	1	—	12	2 300	1	—	1
1	1	1	3	22	3 240	3	—	—
3	4	3	15	220	14 820	7	—	—
2	1	2	—	133	7 790	1	—	—
1	1	1	3	23	3 320	1	—	—
1	1	1	—	15	1 620	1	—	—
—	—	—	1	74	3 840	5	—	—
1	1	1	—	61	3 780	1	—	—
4	3	4	11	213	8 280	5	1	—
1	—	1	—	20	1 620	1	—	—
2	2	2	2	176	8 320	4	3	5
2	2	3	7	70	5 560	3	2	6
1	1	1	—	39	2 100	1	1	1
2	2	2	1	36	2 580	1	1	1
203	149	161	470	10 664	567 092	306	42	28

附属資料22 都道府県別救急

区分	市町 村数	人口 (昭55. 国調)	救急業務実施市町村 ^①	
			市町村数	人口 (昭55. 国調)
都道府県				
北海道	212	5 575 989	212	5 575 989
青森	67	1 523 907	67	1 523 907
岩手	62	1 421 927	62	1 421 927
宮城	74	2 082 320	74	2 082 320
秋田	69	1 256 745	69	1 256 745
山形	44	1 251 917	44	1 251 917
福島	90	2 035 272	90	2 035 272
茨城	92	2 558 007	90	2 548 265
栃木	49	1 792 201	49	1 792 201
群馬	70	1 848 562	70	1 848 562
埼玉	92	5 420 480	90	5 414 002
千代田	80	4 735 424	74	4 663 522
東京都	42	11 618 281	36	11 606 448
神奈川	37	6 924 348	37	6 924 348
新潟	112	2 451 357	106	2 389 653
富山	35	1 103 459	32	1 098 339
石川	41	1 119 304	37	1 077 791
福井	35	794 354	35	794 354
山梨	64	804 256	64	804 256
長野	122	2 083 934	79	1 875 372
岐阜	100	1 960 107	89	1 930 858
静岡	75	3 446 804	67	3 395 007
愛知	88	6 221 638	77	6 157 981
三重	69	1 686 936	47	1 479 839
滋賀	50	1 079 898	50	1 079 898
京都	44	2 527 330	36	2 437 926
大阪	44	8 473 446	39	8 406 601
兵庫	91	5 144 892	88	5 108 124
奈良	47	1 209 365	34	1 125 109
和歌山	50	1 087 012	39	1 031 020
鳥取	39	604 221	39	604 221
島根	59	784 795	49	729 289
岡山	78	1 871 023	75	1 844 706
広島	87	2 739 161	66	2 586 299
山口	56	1 587 079	53	1 565 299
徳島	50	825 261	36	762 384
香川	43	999 864	42	994 562
愛媛	70	1 506 637	69	1 496 602
高松	53	831 275	52	826 332
福井	97	4 553 461	94	4 499 393
佐賀	49	865 574	49	865 574
長崎	79	1 590 564	78	1 588 082
熊本	98	1 790 327	98	1 790 327
大分	58	1 228 913	58	1 228 913
宮崎	44	1 151 587	31	1 071 561
鹿児島	96	1 784 623	77	1 620 231
沖縄	53	1 106 559	38	1 068 453
計	3 256	117 060 396	2 987	115 279 781

(注) 東京都特別区は全体を1市として計上した。

業務実施状況

実施率	救急出場件数		対前年増減率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	①内における人口1万人当たりの救急出場件数 (件)	
	市町村数 (%)	人口 (%)			57年中 ^② (件)
100.0	100.0	96 034	100 341	4.5	180
100.0	100.0	22 323	23 788	6.6	156
100.0	100.0	20 506	21 066	2.7	148
100.0	100.0	25 207	27 110	7.5	130
100.0	100.0	15 259	16 085	5.4	128
100.0	100.0	15 808	16 767	6.1	134
100.0	100.0	30 938	32 561	5.2	160
97.8	99.6	39 801	41 995	5.5	165
100.0	100.0	26 450	28 037	6.0	156
100.0	100.0	29 343	30 938	5.4	167
97.8	99.9	97 109	101 904	4.9	188
92.5	98.5	92 875	97 732	5.2	210
85.7	99.9	292 888	304 218	3.9	262
100.0	100.0	158 070	167 226	5.8	242
94.6	97.5	35 401	37 963	7.2	159
91.4	99.5	13 501	14 494	7.4	132
90.2	96.3	14 280	15 605	9.3	145
100.0	100.0	11 492	12 159	5.8	153
100.0	100.0	16 177	16 781	3.7	209
64.8	90.0	29 991	31 690	5.7	169
89.0	98.5	29 312	31 231	6.5	162
89.3	98.5	55 329	59 820	8.1	176
87.5	99.0	102 393	105 759	3.3	172
68.1	87.7	24 277	25 710	5.9	174
100.0	100.0	20 709	21 690	4.7	201
81.8	96.5	48 679	51 562	5.9	211
88.6	99.2	209 349	211 495	1.0	252
96.7	99.3	85 306	91 302	7.0	179
72.3	93.0	22 541	24 224	7.5	215
78.0	94.8	19 569	21 177	8.2	205
100.0	100.0	8 751	9 073	3.7	150
83.1	92.9	10 843	11 197	3.3	154
96.2	98.6	29 459	30 338	3.0	164
75.9	94.4	44 768	47 396	5.9	183
94.6	98.6	28 679	29 873	4.2	191
72.0	92.4	13 844	14 179	2.4	186
97.7	99.5	18 934	19 732	4.2	198
98.6	99.3	27 062	28 743	6.2	192
98.1	99.4	17 412	18 003	3.4	218
96.9	98.8	77 274	81 823	5.9	182
100.0	100.0	13 306	14 320	7.6	165
98.7	99.8	23 968	24 843	3.7	156
100.0	100.0	25 720	27 345	6.3	153
100.0	100.0	18 544	19 697	6.2	160
70.5	93.1	15 713	16 384	4.3	153
80.2	90.8	25 392	27 232	7.2	168
71.7	96.6	24 861	25 322	1.9	237
91.7	98.5	2 125 447	2 227 930	4.8	193

附属資料23 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	925	12	164	16 764	1 965	1 342
青森	182	5	83	4 882	394	249
岩手	156	8	43	4 384	416	271
宮城	259	—	47	6 305	445	248
秋田	40	42	33	3 152	342	217
山形	140	3	39	3 707	373	202
福島	72	—	63	7 320	640	425
茨城	209	—	77	12 240	841	472
栃木	170	1	37	8 744	519	246
群馬	70	2	21	8 998	674	366
埼玉	742	1	64	26 100	2 157	1 138
千葉	883	15	128	22 603	1 634	809
東京都	2 004	10	76	64 289	2 759	2 499
神奈川県	1 470	13	222	36 418	2 681	1 462
新潟	85	12	120	9 124	1 075	463
富山	32	2	52	3 491	427	173
石川	31	6	38	4 082	370	196
福井	36	1	66	3 413	415	202
山梨	144	9	17	4 292	320	273
長野	153	28	45	7 535	761	525
岐阜	232	7	67	8 850	940	526
静岡	403	6	135	16 645	1 452	647
愛知	976	11	105	28 640	2 441	1 015
三重	35	3	51	7 351	715	288
滋賀	86	—	47	6 232	677	293
京都	241	1	48	16 578	841	580
大阪	2 581	1	108	37 855	4 013	1 743
兵庫県	373	16	121	20 783	1 781	900
奈良	64	1	7	5 646	597	269
和歌山	76	1	55	5 194	442	260
鳥取	55	1	28	2 371	212	106
島根	14	39	44	2 664	325	195
岡山	59	—	86	8 938	777	286
広島	194	7	81	11 916	1 009	538
山口	150	1	72	6 805	533	318
徳島	38	5	29	3 877	322	152
香川	87	2	42	5 419	403	290
愛媛	143	—	53	7 419	683	412
高知	109	2	72	3 945	467	224
福井	285	4	184	17 348	1 232	694
佐賀	22	2	49	3 791	272	193
長崎	77	2	84	4 170	572	261
熊本	167	3	58	6 417	478	480
大分	33	1	53	4 387	394	257
宮崎	164	—	50	3 837	246	202
鹿児島	194	3	79	5 610	472	323
沖縄	120	5	103	4 535	333	227
計	14 781	294	3 346	515 066	41 837	23 457

種別救急出場件数

(昭和58年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他	計
11 624	1 184	1 514	49 197	13 786	359	69	1 436	100 341
2 593	273	311	11 761	2 584	110	2	359	23 788
2 568	206	281	10 154	2 208	90	10	271	21 066
2 694	411	382	11 683	3 729	342	21	544	27 110
1 745	106	255	8 483	1 403	55	4	208	16 085
2 000	117	231	8 184	1 423	126	5	217	16 767
3 853	310	420	16 250	2 559	243	90	316	32 561
4 375	555	510	18 961	2 839	276	92	548	41 995
2 464	263	407	12 379	2 243	197	9	358	28 037
3 364	330	411	13 836	2 426	128	14	298	30 938
11 599	1 616	1 161	48 730	5 409	1 021	133	2 033	101 904
12 409	1 690	1 020	46 317	7 379	705	275	1 865	97 732
45 713	7 379	3 243	158 581	14 742	1 213	616	1 094	304 218
21 811	3 186	1 671	84 382	10 141	1 126	357	2 286	167 226
5 117	347	528	16 618	3 798	188	29	459	37 963
1 774	104	185	6 760	1 100	76	25	293	14 494
2 135	139	183	7 178	1 010	26	8	203	15 605
1 543	86	153	5 270	741	68	8	157	12 159
2 007	174	181	7 866	1 063	184	54	197	16 781
4 062	251	345	14 632	2 656	286	43	368	31 690
3 583	242	329	13 516	2 289	127	106	417	31 231
6 533	646	716	26 784	4 630	316	39	868	59 820
12 013	1 437	1 324	47 802	7 368	953	333	1 341	105 759
3 002	253	286	11 681	1 525	96	150	274	25 710
2 938	200	212	9 620	1 135	62	4	184	21 690
6 126	742	614	22 979	2 447	8	3	354	51 562
27 889	5 439	2 646	112 570	13 262	134	477	2 777	211 495
11 732	1 574	1 370	44 246	5 878	514	312	1 702	91 302
3 532	278	265	11 510	1 729	44	4	278	24 224
2 731	329	298	9 537	1 485	59	38	672	21 177
1 089	81	109	4 195	689	7	5	125	9 073
1 587	62	138	5 378	618	28	7	98	11 197
3 916	327	316	12 707	2 472	63	52	339	30 338
6 128	557	605	20 751	4 566	246	120	678	47 396
3 852	408	358	13 807	2 902	146	38	483	29 873
1 673	144	152	6 428	1 111	36	17	195	14 179
2 499	191	208	8 676	1 595	83	19	218	19 732
3 876	333	436	12 256	2 408	107	5	612	28 743
2 726	244	240	8 108	1 497	14	9	346	18 003
9 012	1 245	1 249	39 139	9 550	480	23	1 378	81 823
1 669	169	152	5 951	1 728	123	11	188	14 320
2 970	277	348	11 673	3 447	126	96	740	24 843
3 222	267	377	12 113	3 193	169	19	382	27 345
2 562	186	261	8 480	2 607	185	45	246	19 697
1 712	211	261	7 200	2 192	106	3	200	16 384
3 054	340	408	12 115	3 620	198	29	787	27 232
3 296	623	393	12 506	2 501	5	1	674	25 322
280 372	35 532	27 463	1 068 950	171 683	11 254	3 829	30 066	2 227 930

附属資料24 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	282	8	144	20 765	1 918
青森	71	4	68	5 708	387
岩手	47	19	35	4 993	402
宮城	58	—	34	6 890	426
秋田	25	44	26	3 547	332
山形	44	1	26	4 282	359
福島	49	—	56	8 555	621
茨城	86	1	51	14 485	824
栃木	48	1	24	10 331	503
群馬	78	2	16	10 560	666
埼玉	209	1	44	29 308	2 106
千葉	154	16	102	26 637	1 596
東京都	789	15	60	67 708	2 706
神奈川県	310	13	151	39 772	2 625
新潟	67	12	96	10 181	1 045
富山	37	1	41	3 948	418
石川	35	5	35	4 573	358
福井	31	1	45	3 994	399
山梨	38	9	12	4 874	310
長野	75	33	30	8 864	739
岐阜	78	8	43	10 660	918
静岡県	159	11	119	19 076	1 430
愛知県	245	6	87	33 161	2 402
三重	34	—	35	8 590	693
滋賀	36	—	45	7 489	671
京都	107	1	31	18 475	822
大阪	498	—	84	39 972	3 907
兵庫県	203	10	97	23 214	1 744
奈良	70	2	5	6 566	588
和歌山	13	1	46	5 852	427
鳥取	22	1	24	2 730	206
島根	12	54	42	3 008	303
岡山	62	—	73	9 862	761
広島	95	6	69	13 172	972
山口	57	1	57	7 571	534
徳島	27	4	19	4 432	312
香川県	36	3	33	6 225	393
愛媛	77	—	46	8 311	670
高知県	40	2	45	4 350	453
福岡	145	8	131	19 255	1 202
佐賀	22	2	32	4 383	263
長門	38	3	70	4 488	541
熊本	27	1	25	6 871	452
大分	29	1	34	4 850	388
宮崎	34	—	32	4 206	242
鹿児島	47	2	43	5 903	457
沖縄	28	5	85	4 626	328
計	4 774	318	2 548	577 273	40 819

種別救急搬送人員

(昭和58年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 365	11 051	1 168	1 158	46 723	14 688	99 270
251	2 473	255	219	11 029	2 804	23 269
270	2 448	197	207	9 657	2 356	20 631
245	2 513	417	264	10 577	3 828	25 252
223	1 669	107	195	8 019	1 529	15 716
208	1 871	120	166	7 696	1 559	16 332
448	3 728	300	319	15 330	2 733	32 139
493	4 147	571	398	17 930	3 119	42 105
255	2 357	265	316	11 424	2 418	27 942
379	3 245	338	322	13 083	2 584	31 273
1 176	11 113	1 574	844	45 935	6 335	98 645
858	11 982	1 726	759	43 939	8 415	96 184
2 580	41 939	6 914	2 246	143 152	14 806	282 915
1 526	20 536	3 052	1 242	77 980	11 266	158 473
489	4 933	337	380	15 642	4 128	37 310
179	1 699	94	142	6 435	1 187	14 181
200	2 023	132	143	6 760	1 065	15 329
214	1 480	79	106	4 949	817	12 115
280	1 913	166	126	7 334	1 220	16 282
540	3 915	237	252	13 685	2 920	31 290
562	3 476	235	249	12 856	2 501	31 586
659	6 274	631	546	25 139	5 089	59 133
1 071	11 375	1 402	957	44 143	7 788	102 637
296	2 896	255	236	11 066	1 620	25 721
303	2 857	198	157	9 111	1 248	22 115
600	5 824	750	491	21 305	2 610	51 016
1 791	26 105	5 219	2 024	104 889	14 098	198 587
959	10 996	1 570	1 033	41 159	6 502	87 487
286	3 435	289	215	10 902	1 941	24 299
278	2 636	316	238	9 018	1 870	20 695
104	1 041	74	85	3 976	745	9 008
199	1 541	63	105	5 106	662	11 095
299	3 738	313	254	12 108	2 613	30 083
582	5 841	532	462	19 568	4 749	46 048
328	3 706	404	271	13 013	3 082	29 024
171	1 611	144	128	6 090	1 195	14 133
339	2 415	200	164	8 328	1 726	19 862
430	3 760	335	372	11 677	2 803	28 481
227	2 597	225	186	7 663	1 713	17 501
723	8 344	1 192	960	35 978	10 238	78 176
202	1 608	154	117	5 552	1 805	14 140
267	2 735	247	265	10 737	4 010	23 401
507	2 961	257	269	11 150	3 273	25 793
272	2 451	183	191	7 822	2 706	18 927
203	1 570	209	195	6 523	2 316	15 530
318	2 841	302	302	10 985	4 237	25 437
224	3 099	573	327	11 986	2 947	24 228
24 379	264 768	34 321	20 603	995 129	185 864	2 150 796

附属資料25 都道府県別経営主体別救

区分 都道府県	病 院	診 療 所	計	国 及	
				病 院	
				国	国に準ずるもの
北海道	212	129	341	6	2
青森	53	42	95	2	—
岩手	61	11	72	1	—
宮城	35	14	49	1	—
秋田	26	2	28	—	—
山形	18	9	27	—	—
福島	39	—	39	1	—
茨城	94	37	131	2	—
栃木	67	64	131	2	—
群馬	61	62	123	3	—
埼玉	152	63	215	3	—
千葉	119	38	157	5	1
東京都	397	111	508	9	—
神奈川県	164	71	235	5	—
新潟	48	35	83	2	—
富山	63	41	104	—	—
石川	65	51	116	3	—
福井	50	31	81	2	—
山梨	30	39	69	1	—
長野	89	36	125	4	—
岐阜	72	27	99	—	—
静岡県	81	234	315	7	—
愛知県	243	203	446	3	—
三重	68	40	108	4	—
滋賀	22	1	23	1	—
京都	88	2	90	3	—
大阪	173	14	187	4	—
兵庫県	121	49	170	4	—
奈良	30	2	32	1	—
和歌山	43	21	64	1	—
鳥取	17	6	23	2	1
島根	19	3	22	2	—
岡山	77	12	89	3	1
広島	114	104	218	5	1
山口	63	38	101	4	—
徳島	39	5	44	1	—
香川県	51	40	91	1	—
愛媛	38	5	43	1	—
高知県	24	10	34	1	—
福岡	85	43	128	5	—
佐賀	24	22	46	2	—
長門	43	—	43	5	—
熊本	57	43	100	3	—
大分	38	10	48	3	—
宮崎	41	2	43	1	—
鹿児島	96	69	165	3	—
鹿沖	8	—	8	1	—
計	3 618	1 891	5 509	123	6

(注) 厚生省調べによる。

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(昭59.4.1現在)

地 方 院 共 団 公 体	公 的 等			私 的 等		
	公 的 等	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
65	23	—	96	116	129	245
26	1	1	30	24	41	65
35	3	—	39	22	11	33
15	2	1	19	17	13	30
8	10	—	18	8	2	10
10	1	—	11	7	9	16
6	5	—	12	27	—	27
6	7	—	15	79	37	116
2	11	—	15	52	64	116
9	5	—	17	44	62	106
9	8	—	20	132	63	195
22	3	—	31	88	38	126
19	11	—	39	358	111	469
14	16	—	35	129	71	200
13	8	—	23	25	35	60
10	6	—	16	47	41	88
16	3	—	22	43	51	94
5	3	—	10	40	31	71
12	3	—	16	14	39	53
19	15	1	39	51	35	86
14	9	—	23	49	27	76
20	13	—	40	41	234	275
26	17	—	46	197	203	400
13	9	—	26	42	40	82
11	4	—	16	6	1	7
9	6	—	18	70	2	72
10	6	—	20	153	14	167
22	5	—	31	90	49	139
8	4	—	13	17	2	19
9	3	—	13	30	21	51
5	3	—	11	6	6	12
5	5	—	12	7	3	10
12	2	—	18	59	12	71
16	6	1	29	86	103	189
13	8	—	25	38	38	76
6	5	—	12	27	5	32
11	6	—	18	33	40	73
6	5	—	12	26	5	31
6	2	—	9	15	10	25
7	5	—	17	68	43	111
5	2	—	9	15	22	37
16	2	—	23	20	—	20
10	3	—	16	41	43	84
5	2	—	10	28	10	38
14	3	—	18	23	2	25
9	1	—	13	83	69	152
5	—	—	6	2	—	2
614	280	4	1 027	2 595	1 887	4 482

附屬資料26 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		風水害等		機械による	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	376	66	409	480	44	40	3	17	44	34
青森	13	8	60	98	3	2	5	2	3	3
岩手	102	38	38	42	1	1	—	—	2	3
宮城	100	14	105	140	13	9	1	3	13	16
秋田	1	1	39	44	4	3	1	1	4	2
山形	12	1	62	95	9	7	—	—	5	5
福島	31	3	104	133	15	7	2	9	11	13
茨城	29	3	119	160	22	22	1	—	6	7
栃木	65	1	147	217	12	23	1	1	11	12
群馬	26	3	96	156	8	9	3	—	5	5
埼玉	138	26	335	459	24	17	4	12	27	45
千代田	197	22	253	393	14	12	7	10	21	50
東京都	879	87	805	1 270	44	35	1	1	119	190
奈良	291	142	281	362	62	60	1	9	21	22
新潟	50	10	120	177	31	18	3	7	9	8
富山	25	3	47	58	2	2	3	—	5	13
石川	15	3	59	83	6	5	—	—	5	5
福井	39	10	67	90	6	9	—	—	4	5
山梨	42	10	67	90	7	10	5	9	2	15
長野	83	6	144	193	12	4	12	542	10	13
岐阜	49	15	137	190	21	14	2	5	13	13
静岡	117	16	246	347	24	22	1	1	10	12
愛知	477	49	258	349	36	25	1	1	37	53
三重	47	11	166	192	14	12	3	169	4	6
滋賀	9	2	88	107	4	5	—	—	8	8
京都	119	3	116	153	17	11	6	21	18	36
大阪	1 010	51	251	306	48	44	—	—	60	83
兵庫	397	58	230	297	22	14	27	179	28	30
奈良	3	2	154	178	1	1	1	2	5	6
和歌山	35	2	69	93	19	15	—	—	5	7
鳥取	28	3	41	71	2	—	4	—	3	3
島根	—	—	40	59	4	4	27	78	1	1
岡山	92	16	111	155	7	6	1	3	11	13
広島	91	13	140	217	26	22	2	2	13	24
山口	115	20	66	81	4	4	1	1	4	4
徳島	20	6	35	43	15	14	5	7	2	2
香川	28	13	82	99	6	3	—	—	8	8
愛媛	43	9	61	67	6	6	1	3	2	3
高松	4	3	17	25	15	9	—	—	2	2
福井	148	21	203	297	60	39	15	2	30	36
佐賀	1	—	46	54	10	5	1	6	3	4
長門	35	12	66	109	8	12	2	5	4	5
熊本	53	6	62	77	12	5	—	—	8	8
大分	36	2	63	89	12	12	1	—	9	14
宮崎	55	3	51	68	18	18	13	36	3	3
大宮	20	2	67	88	16	13	2	1	10	31
鹿嶋	12	10	34	41	21	21	10	15	7	13
計	5 558	805	6 257	8 592	787	651	179	1 160	635	894

動件数及び救助人員

(昭和58年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他の事故		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
16	14	144	37	2	4	110	75	1 148	767
1	1	—	—	1	3	6	8	92	125
—	—	1	1	2	—	4	3	150	88
1	1	31	20	5	5	36	30	305	238
—	—	—	—	—	—	5	6	54	57
1	1	—	—	—	—	12	11	101	120
2	3	—	—	—	—	17	16	182	184
9	9	2	2	—	—	12	14	200	217
—	—	—	—	1	1	29	26	266	281
2	—	13	3	—	—	10	10	163	186
22	25	8	8	3	5	57	54	618	651
24	30	13	15	3	2	54	56	586	590
230	239	46	46	—	—	264	270	2 388	2 138
37	41	11	5	1	1	66	67	771	709
2	4	—	—	1	2	109	51	325	277
2	2	2	2	—	—	26	23	112	103
—	—	—	—	—	—	12	13	97	109
3	2	11	5	—	—	6	4	136	125
—	—	1	1	—	—	19	14	143	149
2	2	—	—	1	1	24	20	288	781
3	3	5	7	1	21	26	20	257	288
7	8	7	11	2	3	33	30	447	450
22	25	6	8	—	—	45	47	882	557
6	8	5	6	3	3	9	13	257	420
—	—	1	1	—	—	13	13	123	136
3	3	1	1	—	—	27	29	307	257
44	44	48	33	3	1	120	114	1 584	676
24	27	10	15	—	—	91	93	829	713
2	2	1	1	—	—	9	9	176	201
5	9	1	1	2	2	18	14	154	143
—	—	4	7	—	—	7	9	89	93
1	1	—	—	—	—	1	1	74	144
6	5	3	3	—	—	14	14	245	215
5	8	2	2	1	1	20	20	300	309
—	—	13	10	—	—	9	9	212	129
1	1	—	—	—	—	4	4	82	77
1	1	—	—	1	—	6	6	132	130
5	6	5	9	—	—	12	13	135	116
2	2	—	—	—	—	10	8	50	49
12	12	21	13	1	—	102	71	592	491
1	1	—	—	—	—	5	7	67	77
1	1	1	1	1	1	22	26	140	172
—	—	—	—	1	4	18	17	154	117
—	—	3	4	1	3	13	12	138	136
1	1	1	1	1	1	23	17	166	147
4	4	1	—	—	—	20	18	140	157
2	2	1	—	—	—	10	10	97	112
512	548	423	278	38	64	1 565	1 415	15 954	14 407

附属資料27 1983年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
東 京(23区) (日 本)	592	815	14 547	5 156
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	829	707	13 110	96 276
ホ ン コ ン (イ ギ リ ス)	1 064	500	6 231	14 504
横 浜 (日 本)	430	287	2 924	1 182
メ ル ボ ル ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	811	286	2 112	8 449
大 阪 (日 本)	212	254	3 575	1 896
シ ン ガ ポ ー ル (シ ン ガ ポ ー ル)	618	250	1 013	6 802
名 古 屋 (日 本)	328	206	2 250	1 258
ベ ル リ ン (西 ド イ ツ)	480	187	3 290	6 614
ヒ ュ ー ス ト ン (ア メ リ カ)	1 466	178	3 373	10 133
フィラデルフィア (ア メ リ カ)	336	167	2 885	20 383
ハ ン プ ル グ (西 ド イ ツ)	755	162	2 315	7 965
京 都 (日 本)	611	146	1 721	231
札 幌 (日 本)	1 118	145	1 530	496
神 戸 (日 本)	543	137	1 260	777
仁 川 (大 韓 民 国)	202	122	276	312
福 岡 (日 本)	336	108	893	438
北 九 州 (日 本)	478	105	908	389
川 崎 (日 本)	136	104	1 377	375
モントリオール (カ ナ ダ)	120	102	2 005	4 721
ダ ラ ス (ア メ リ カ)	982	94	1 632	44 803
広 島 (日 本)	676	90	961	477
ホ ノ ル ル (ア メ リ カ)	1 563	84	1 005	5 208
ブリスベーン (オ ー ス ト ラ リ ア)	1 220	74	814	2 356
サンフランシスコ (ア メ リ カ)	79	73	1 631	3 413
エドモントン (カ ナ ダ)	682	56	985	3 266
ロッテルダム (オ ラ ン ダ)	277	56	754	2 782
シ ア ト ル (ア メ リ カ)	255	50	1 046	3 388
ヘルシンキ (フィンランド)	365	48	495	782
バンクーバー (カ ナ ダ)	92	41	832	1 424

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都 市 の 火 災 状 況

出 火 率 (人口1万 人当りの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当りの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
6.3	76	9.3	67.8	放火(疑含)	たばこ	こんろ
136.2	229	32.4	420.4	放 火	たばこ	火あそび
29.0	4	0.8	3 626.0	たばこ	電気欠陥	ストーブ等 の欠陥等
4.1	33	11.5	35.8	放火(疑含)	たばこ	火あそび
29.5	15	5.2	563.3	不 明	放 火	電 気
7.5	35	13.8	54.2	放火(疑含)	たばこ	火あそび・ こんろ
27.2	18	7.2	377.9	たばこ	太 陽 熱	電 気
6.1	24	11.7	52.4	たばこ	火あそび	放火(疑含)
35.4	55	29.4	120.3	マ ッ チ	電気調理器 具	たばこ
56.9	9	5.1	1 125.9	放 火	たばこ	電 気
122.1	89	53.3	229.0	放 火	たばこ	火あそび
49.2	9	5.6	885.0	放 火	たばこ	火あそび
1.6	15	10.3	15.4	放火(疑含)	たばこ・こ んろ	火あそび
3.4	21	14.5	23.6	放火(疑含)	たばこ	火あそび
5.7	18	13.1	43.2	放火(疑含)	たばこ	火あそび
2.6	20	16.4	15.6	電 気	火あそび	暖房器具
4.1	16	14.8	27.4	放火(疑含)	こんろ	たばこ
3.7	12	11.4	32.4	こんろ	放火(疑含)	火あそび
3.6	15	14.4	25.0	放火(疑含)	たばこ	火あそび
46.3	18	17.6	262.3	放 火	たばこ	暖房器具
476.6	34	36.2	1 317.7	調理暖房器 具	放 火	機 械 欠 陥
5.3	10	11.1	47.7	たばこ	火あそび	放火(疑含)
62.0	13	15.5	400.6	不 審 火	ご み	放 火
31.8	8	10.8	294.5	マ ッ チ ・ た ばこ	暖房器具	裸 火
46.8	23	31.5	148.4	たばこ	調理器具	電 気 器 具
58.3	7	12.5	466.6	放 火	電 気	たばこ
49.7	2	3.6	1 391.0	火あそび	不 明	電 気
67.8	10	20.0	338.8	たばこ・マ ッチ	放 火	裸 火
16.3	11	22.9	71.1	たばこ	漏 電	過 熱
34.7	8	19.5	178.0	放 火	たばこ	調 理

图 表 索 引

第2 火災等の災害の実態

第1表	火災の概況	40
第2表	1日当たり及び1件当たりの火災の概況	41
第3図	火災の傾向	41
第4表	火災種別出火件数の構成割合	42
第5表	火災種別出火件数の推移	42
第6表	四季別出火状況	42
第7表	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	43
第8図	都道府県別出火率	44
第9表	覚知方法別出火件数	44
第10表	初期消火器具等の使用状況	45
第11表	損害額の推移	45
第12表	火災による死傷者の推移	46
第13表	火災種別死傷者数	46
第14表	月別死傷者発生状況	47
第15図	時間帯別死者発生状況	47
第16表	人口に対する死者数の割合	48
第17表	建物用途別及び階層別の死者発生状況	49
第18表	建物構造別・死因別死者発生状況	50
第19表	死因別死者発生状況の推移	51
第20表	死に至った経過と年齢別の死者の状況	52
第21表	高齢者(61歳以上)の人口と死者数	54
第22表	1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況	54
第23表	1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況	55
第24図	放火自殺者の年齢別・性別発生状況	55
第25表	出火原因別出火件数	56
第26図	出火原因別の出火件数と損害額	57
第27表	たばこによる火災の損害状況	57
第28表	火あそび及びたき火による火災の損害状況	58
第29表	ストーブによる火災の損害状況	58

第30表	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	59
第31図	時間帯別放火(疑いを含む。)による出火件数	60
第32表	主な着火物別出火件数	61
第33図	建物火災の月別出火件数	62
第34表	用途別建物火災の損害状況	63
第35表	火元建物の構造別損害状況	63
第36表	建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数	64
第37図	建物火災の主な出火原因と経過	65
第38図	建物火災1件当たりの焼損面積	65
第39表	建物火災の放水開始時間別焼損状況	66
第40図	建物火災の鎮火所要時間別焼損状況	67
第41図	林野火災の月別出火件数	68
第42表	林野火災の焼損面積段階別損害状況	69
第43図	林野火災の主な出火原因と経過	70
第44図	車両火災の主な出火原因と経過	70
第45図	船舶火災の主な出火原因	71
第46表	昭和59年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概数)	72
第47表	1982年諸外国の火災状況	73
第48表	地震による主な被害状況	75
第49表	風水害等による被害状況	77
第50図	ガス事故の態様別発生件数	79
第51図	ガス事故の発生場所別件数	80
第52図	ガス事故の発生原因別件数	80
第53図	ガス事故による死傷者数	81
第54図	自損行為に起因するガス事故の件数及び死傷者数	82
第55図	自損行為に起因するガス事故の態様別件数	82
第56表	石油コンビナート災害件数の推移	83
第57表	主な石油コンビナート災害	84
第58表	特定事業所種別災害件数	85
第59表	業態別災害件数	85
第60表	危険物施設における火災の発生件数と被害状況	85

第61図	危険物施設別火災発生件数	86
第62表	出火原因別(類別品名別等)火災発生件数	86
第63表	危険物施設の火災の拡大状況	87
第64表	危険物施設における流出等の事故発生件数	87
第65図	危険物施設別流出等事故発生件数	88
第66表	主要港湾における消防機関の出動状況	88
第67図	民間航空事故等の推移	89

第3 消防行政の現況

第1—1表	市町村の消防組織の現況	91
第1—2図	消防本部・消防署所数の推移	92
第1—3図	消防職団員数の推移	92
第1—4表	消防団員の年齢構成	95
第1—5表	消防機械の保有数	96
第1—6表	消防水利(人工水利)の保有数	96
第1—7図	消防通信施設等の状況	97
第2—1表	救急出場件数及び搬送人員の推移	100
第2—2表	急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合	101
第2—3図	医療機関別搬送人員の状況	101
第2—4表	傷害程度別搬送人員の状況	102
第2—5図	収容所要時間別搬送人員の状況	103
第2—6表	転送回数別搬送人員の状況	104
第2—7表	医療機関別転送理由の状況	104
第2—8表	救急隊員の行った応急処置の状況	105
第2—9表	救急業務実施市町村数の推移	106
第2—10図	救急業務実施形態の内訳	106
第2—11表	救急隊数の推移	107
第2—12表	救急病院及び救急診療所の推移	109
第3—1表	救助活動件数及び救助人員の推移	110
第3—2表	事故種別救助活動の状況	110
第3—3表	救助隊の設置状況	111

第6—1表	大震火災対策施設の整備状況	122
第6—2表	地震防災対策強化地域一覧表	123
第6—3図	地震防災対策強化地域指定状況	123
第6—4表	地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)	124
第6—5表	都市における避難場所の指定状況	127
第6—6表	都市における震災訓練の実施状況	128
第6—7表	備蓄物資の状況	128
第6—8表	震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)	129
第6—9表	震災時相互応援協定の締結状況	129
第6—10表	震災対策関係調査研究事業の実施状況	130
第7—1表	テレビ, ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況	133
第7—2表	婦人防火クラブ及び少年消防クラブの推移	135
第8—1表	全国の防火管理実施状況	139
第8—2表	全国の共同防火管理実施状況	140
第8—3表	防火対象物数(150㎡以上)	141
第8—4表	全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリン クラー設備の設置状況	142
第8—5図	過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の 設置率の推移	143
第8—6表	地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況	143
第8—7表	消防設備士の数	144
第8—8表	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	145
第8—9表	防災製品の認定件数	146
第8—10表	表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)	147
第8—11表	表示制度の実施状況(劇場, 百貨店等)	147
第8—12表	判定項目別不備率(劇場, 百貨店等)	148
第8—13表	消防同意事務処理状況	149
第8—14表	火災予防査察実施状況	150
第8—15図	過去5年間の火災予防査察実施回数	151
第8—16表	防火対象物に関する措置命令等(消防法第5条)の状況	153
第8—17表	消防用設備等に関する措置命令等(消防法第17条の4)の状況	154

第8—18表	検定申請数量	156
第8—19表	鑑定及び受託試験の申請件数	157
第9—1図	危険物施設数の状況	158
第9—2表	危険物施設数の推移	159
第9—3図	危険物施設の規模別構成比	160
第9—4表	危険物取扱者試験実施状況	161
第9—5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の 種類別内訳	162
第9—6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	162
第9—7表	保安検査の実施状況	163
第9—8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	164
第9—9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	164
第10—1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	167
第10—2表	第一種事業所の新設等の届出の現況	171
第11—1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	172
第11—2表	空中消火の実施状況	173
第12—1図	原子力発電所立地図	177
第12—2表	準地下街の防災改修の進ちょく状況	180
第13—1表	卒業生数の推移	183
第13—2表	教育訓練の実施状況	184
第13—3表	科別受講状況	187
第13—4表	初任教育期間別消防学校数	187
第13—5表	新規採用者の初任教育受講状況	188
第13—6表	消防学校教職員数	188
第13—7表	アジア諸国等消防職員研修受講状況	190
第14—1表	消防職員及び消防団員の活動状況	192
第14—2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	192
第14—3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	196
第14—4表	公務上における消防団員の死傷者数の推移	197
第14—5表	補償基礎額改定状況	197
第14—6表	消防協力者等の死傷者数の推移	198

第14—7表	退職報償金支給額	199
第14—8表	公務災害補償費の支払状況	199
第14—9表	福祉施設の実施状況	200
第14—10表	消防関係者の表彰者数等	203
第16—1表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	209
第16—2表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	210
第16—3表	市町村消防費決算額の財源内訳	210
第16—4表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	211
第16—5表	国庫補助金による年度別消防施設等整備状況	212
第16—6表	市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移	215
第16—7表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移	215
第16—8表	昭和59年度消防庁関係予算主要事項別一覧	216

附 属 資 料

1	昭和58年度の法令の制定	221
2	昭和58年中の主な火災等	222
3	都道府県別火災損害状況	226
4	月別火災損害状況	234
5	出火原因別火災損害状況	236
6	主な出火原因の推移	236
7	用途別の主な火災事例	238
8	昭和21年以降の火災損害状況	240
9	昭和21年以降の火災損害比較	244
10	昭和21年以降の大火記録	246
11	風水害等による都道府県別被害状況	248
12	関東大地震以後の主な地震災害	253
13	昭和21年以降の風水害等の記録	254
14	都道府県の防災訓練の実施状況	256
15	都道府県別市町村消防組織一覧	258
16	消防機関数と消防職団員数の推移	260

17	政令指定市町村数の推移	261
18	自主防災組織の都道府県別結成状況	262
19	危険物施設数の推移	264
20	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数	266
21	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況	268
22	都道府県別救急業務実施状況	272
23	都道府県別事故種別救急出場件数	274
24	都道府県別事故種別救急搬送人員	276
25	都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	278
26	都道府県別救助活動件数及び救助人員	280
27	1983年世界主要都市の火災状況	282